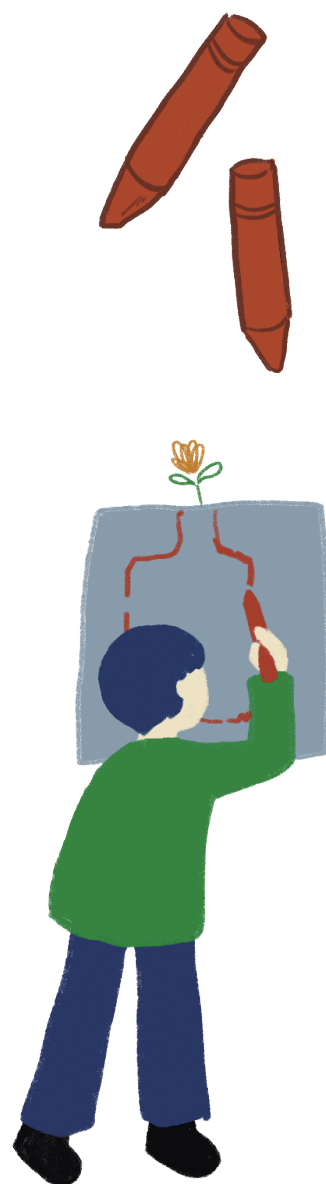


第3章

重点課題とその取り組み



重点課題 1 様々な体験活動の充実

(1) 背景と現状

子ども・若者の健やかな育ちにとって、様々な体験を積むことは、新たな自己を形成するための重要な要素であり、また、こうした体験は、地域における様々な人たちと出会い・交流によってより深まるものです。一方、地域に目を向けると、近年では、子ども・若者の育ちを支えるコミュニティがやせ細ってしまう傾向にあり、こうした個人と社会の中間領域に位置するコミュニティの役割を今一度見直す時期にきています。

品川区では、青少年対策地区委員会や青少年委員会などを中心とした地域事業が盛んであり、これら事業を子ども・若者計画の重点事業として位置づけ、長期的なビジョンをもって、多層的なコミュニティの再生に向けた取り組みを実施していきます。

(2) 重点取り組み

①青少年対策地区委員会の活動支援（地域活動課）（P60）

●青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図っています。また、地区委員会連合会事業では、青少年の健全育成活動の一層の充実と地区委員相互の交流を図っています。

	令和元年度	*令和2年度	*令和3年度
委員数	877人	767人	825人
事業数	127事業	17事業	35事業
延べ参加者数	76,484人	1,922人	9,546人

②青少年委員会の活動支援（子ども育成課）（P61）

●青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、品川区から委託を受けた各種体験活動を運営しています。

	令和元年度	*令和2年度	*令和3年度
委員数	24人	25人	24人
事業数	3事業	1事業	1事業
延べ参加者数	1,545人	130人	512人

*令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業数、延べ参加者数減

(3) 関連事業

- 品川区民芸術祭（P29）
- 親子交流支援事業（P31）
- 中高生ボランティア（P37）
- 野外活動事業（P60）
- 児童センター事業（P61）
- ジュニア・リーダー教室（P31）
- こども冒険ひろば事業（P33）
- 品川コミュニティ・スクール（P59）
- 青少年育成者の研修（P61）
- ティーンズ世代向け事業（P64）

重点課題 2 生きづらさをもつ子ども・若者への支援

(1) 背景と現状

不登校やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題の複雑化に対応するため、区では、相談拠点を設置およびその充実に努めています。この相談拠点は、生きづらさをもつ子ども・若者の状態に応じて、必要な支援先へつなぐ役割を担うとともに、安心できる居場所として、家庭、学校につぐ^(※)サードプレイスの役割も担ってきました。しかし、居場所としての使われ方について分析したところ、近年は^(※)ファーストプレイス化し、また、より生きづらさを感じる子ども・若者の相談も増えています。

品川区では、平成30年度以降進めてきた「子ども若者応援フリースペース」や「エールしながわ」といった相談拠点を、子ども・若者計画の重点課題として位置づけ、子ども・若者がどんなときでも前向きに生きていけるよう、実効性の高い施策を展開するとともに、彼らを包摂するような支援体制の構築に向けて取り組んでまいります。

※：家庭（第1の場）、学校・職場（第2の場）に次ぐ第3の場

(2) 重点取り組み

① 子ども若者応援フリースペース（子ども育成課）（P47）

- 不登校やひきこもりの子ども・若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者との相談を行っています。
- 複合的な課題を抱える子ども・若者に対し、必要な支援につなげることができるよう、伴走支援を行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用者数	5,209人	4,202人	5,677人
相談件数	249件	798件	875件

② エールしながわ（子ども育成課）（P47）

- ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者との相談を行っています。また、社会体験プログラムや家族懇談会、学習会等を開催しています。
- 複合的な課題を抱える子ども・若者に対し、必要な支援につなげることができるよう、伴走支援を行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	78件（10月～3月）	286件	510件

(3) 関連事業

- マイスクール（P44）
- 発達支援（P45）
- 社会的自立を目指した支援（P45）
- 特別支援学級・特別支援教室（P46）
- ひとり親世帯学習支援（P52）

重点課題 3 環境格差への対応、均等な教育機会の確保

(1) 背景と現状

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等などを図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年に施行され、令和元年の一部改正を経て、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が同年11月に閣議決定されました。

経済協力機構の調査による子どもの貧困率は13.5%（2018年度）であり、前回調査（2015年度）と比較して若干の改善傾向にあるものの、未だ約7人に1人が相対的貧困の状態にあり、指標の更なる改善が必要です。

品川区では、平成28年度から進めてきた「子どもの未来応援プロジェクト」を、子ども・若者計画における重点課題として位置づけ、子どもの生まれ育った環境格差などにより将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が必要な子どもに確実に届くよう横断的な事業を計画・実施していきます。

(2) 重点取り組み

① 高校生等医療費助成事業（子育て応援課）（P33）

- 子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、0～15歳（義務教育終了時）までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事療養標準負担額を助成しており、令和元年7月からは、高校生等の入院医療費（入院医療費・食事のみ）まで助成対象を拡充しました。
- 令和5年度からは、高校生等の医療費助成を通院時も対象となるよう充実させ、更なる子育て支援を図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子どもすこやか医療費助成の交付件数 （15歳まで）	49,556件	49,836件	49,650件
助成総額	1,737,569千円	1,426,878千円	1,764,701千円

② 学習支援事業（子育て応援課、生活福祉課）（P52、P54）

- ひとり親や生活困窮者を対象とした学習支援事業を実施することで、進学意欲の向上や学習の意識付けを図り、子どもの教育の機会均等を支援します。
- ひとり親世帯学習支援（ぐんぐんスクール）…対象：小学5～6年、中学生、高校生
- 生活困窮者支援事業（学習支援あした塾）…対象：中学生
- 生活困窮者支援事業（ドリームサポート学習室）…対象：高校生等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ぐんぐんスクール延べ利用者数	432人	355人	507人
学習支援あした塾延べ利用者数	—	37人	153人
ドリームサポート学習室延べ利用者数	109人	105人	165人

③ 子ども食堂への支援（子育て応援課）（P63）

- 地域のコミュニティの中で、子どもを見守り、育てていく重要な拠点である子ども食堂の開設・運営等を支援するとともに、子ども食堂運営事業者等とのネットワークを構築し、定期的な情報交換・共有の充実を図ります。
- ふるさと納税制度によるガバメントクラウドファンディングを活用し、ひとり親家庭等へ食の支援をきっかけとして、就労支援・学習支援等の相談窓口につなげることで自立支援を図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子ども食堂数	24か所	26か所	33か所
ガバメントクラウドファンディング寄付額	5,573千円	9,769千円	8,582千円

(3) 関連事業

- 子どもショートステイ・トワイライトステイ（P32）
- 育児支援ヘルパー派遣（P32）
- 子どもすこやか医療費助成事業（P33）
- ファミリー・サポート・センター（P33）
- 特別児童扶養手当（P45）
- 児童育成手当・障害手当（P51）
- ひとり親家庭自立支援助成事業（P52）
- 母子・父子福祉資金貸付（P52）
- しあわせ食卓事業（P53）
- 次世代育成支援事業（P54）
- 産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成（P32）
- ヤングケアラー支援事業（P33）
- 児童手当（P33）
- 奨学金貸付事業（P43）
- 子ども若者応援フリースペース（P47）
- 児童扶養手当（P51）
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業（P52）
- ひとり親家庭住宅入居支援事業（P53）
- 就学援助（P54）

第4章

子ども・若者支援施策の 具体的な展開



「第3章 重点課題とその取り組み」で掲載している事業について、本章では関連付けを行っています。
★は重点取り組みの対象事業、
☆は関連事業となっています。

施策の体系

基本理念

すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し、
人と支えあいながらともに生きていくまち“しながわ”

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

- (1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す
- (2) 豊かな人間性を形成し、健やかな心と体をつくる
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う
- (6) 就業意欲と能力・職業教育、職業訓練、就業支援を充実する
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する
- (2) 様々な障害のある子ども・若者を支援する
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う
- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する
- (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる ～品川コミュニティスクール～
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する

計画の内容

事業の対象について

※乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～11歳）、思春期（12～17歳）、
青年期（18～29歳）、ポスト青年期（30～39歳）

1 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

(1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す

- 基本的生活習慣や規範意識等、自己形成のための支援を家庭、学校、地域が連携しながら推進します。
- 食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、食育に関する取り組みを推進します。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習意欲の向上、学習習慣の確立を支援します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	
1 品川教育検討委員会 における検討	区立全小学校、中学校および義務教育学校における一貫教育の推進および、今後の教育課題等への対応について、学識経験者、区立学校長、保護者・地域関係者等で組織する委員会で検討を進めています。		○	○			指導課
2 家庭の教育力の 向上支援	区立全小学校、中学校および義務教育学校の保護者向けに子育てのヒントとなるように「しながわ子育て応援歌」を作成・配付し、また、親の子育て力・家庭力の向上を目指し家庭教育に役立つような講演会を開催しています。		○	○			庶務課 教育総合 支援センター
3 教員の区独自採用	区の教育施策の原動力となる教員を長期的かつ継続的に育成するため、区固有の教員を採用しています。		○	○			指導課
4 学力定着度調査の 実施	義務教育段階における知識・技能等に関する学力定着度調査を実施し、その結果を経年で把握することで、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。		○	○			指導課
5 品川地域未来塾	放課後や夏休みなどの長期休業期間中を利用して行う学習教室を実施しています。補習や定期考査対策、英検合格講座など、地域の方や大学生等が講師となり子どもたちの学習指導を行っています。		○	○			指導課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
6	総合教育会議	○	○	○	○	○	総務課
7	私立学校（専修・各種学校）の指導・監督等				○		総務課
8	食育を通じた健康づくり（各種教室、区民への啓発）	○	○	○	○	○	生活衛生課 各保健センター
9	消費者育成および支援（おもちゃの病院）	○	○	○	○	○	商業・ものづくり課（消費者センター）

(2) 豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくる

- 子ども・若者が、自身の成長過程において、他人を思いやる気持ちや感動する心など、豊かな人間性を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者が自分のよさに気付き自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者が心身ともに健康であるために、定期的な健康習慣づくりに努めます。
- スポーツ活動を通じて子ども・若者が心身ともに健やかに成長する取り組みを推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 品川区民芸術祭 (アマチュアステージ/ 子どもフェスティバル)	区内の中学生以下によるアマチュアダンスグループを対象に、日頃の練習の成果発表の場を提供しています。	○	○	○			文化 観光課
2 品川区民芸術祭 (ティーンズコンサート) ☆P20 参照 重点課題1	区内の小・中学生・高校生・大学生、社会人による日頃の活動の発表および交流の機会として開催し、将来を支える次世代を対象に文化芸術の振興を図っています。また、社会人に出演いただくことで、社会に出てからも継続して音楽活動を続けていく姿勢に触れることができます。		○	○	○	○	文化 観光課
3 区民レクリエーション (区長杯子ども将棋大会)	小・中学生を対象に将棋大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。		○	○			文化 観光課
4 区民レクリエーション (ジュニア囲碁フェスタ)	小・中学生を対象に囲碁大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。また、入門教室を開催し、新たに囲碁に触れ親しむ機会を作っています。		○	○			文化 観光課
5 天文工作教室	五反田文化センターで、天文に関する工作物を自分で作ることによって、楽しみながら天文に興味を持つ機会を提供しています。	○	○				文化 観光課
6 プラネタリウム 一般投影 (親子向け投影)・ 団体投影	五反田文化センター内プラネタリウムで、小学3年生以下の子どもと保護者を対象に、天文への興味を持ってもらうとともに学習の機会を提供しています。また、区内外の幼稚園・保育園・小・中学校など10名以上の児童・生徒の団体の要望により団体投影を実施しています。小学4年生に対しては、学習指導要領（理科）に沿った内容で実施しています。	○	○	○			文化 観光課 教育総合 支援センター

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
7	五反田宇宙 ミュージアム	○	○				文化 観光課
8	パートナーシップ 講座			○	○	○	文化 観光課
9	しながわ学			○	○	○	文化 観光課
10	少年少女 スポーツ大会		○	○			スポーツ 推進課
11	親子で ジュニアスポーツ フェスタ		○				スポーツ 推進課
12	全国大会出場者 支援事業		○	○	○		スポーツ 推進課
13	チャレンジ スポーツ事業	○	○				スポーツ 推進課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
14 ブラインドサッカー 出前体験教室	18歳以上の代表者と小学3年生以上のメンバーの半数以上が区内在住・在勤・在学である10名～30名のグループを対象に、ブラインドサッカー体験ワークショップを年7回開催し講師を派遣しています。		○	○	○	○	スポーツ推進課
15 ホッケー教室	4歳以上を対象に、ホッケー教室を年3回開催しています。安全管理の観点から参加者の体格差などを考慮し、各回で対象年齢の範囲を狭める等工夫して実施しています。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課
16 トップスポーツ 観戦・体験ツアー	主に小・中学生を対象に、東京2020大会を契機として、区に関わりのできた競技（ホッケー、ブラインドサッカーなど）を中心に年5回以上のトップレベルの試合観戦等の機会を提供しています。		○	○	○	○	スポーツ推進課
17 ジュニア・ リーダー教室 ☆P20参照 重点課題1	小学4年生～高校3年生を対象に、1年間通した異年齢の集団活動を行い、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につけられる機会を提供しています。		○	○			子ども育成課
18 親子ネイチャー プロジェクト	毎月第一日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を兼ね、異年齢の親子が自然体験を通し、ともに成長することにより「意欲・関心」、「規範意識」、「職業意識」を醸成しています。	○	○	○			子ども育成課
19 親子体験交流事業	小学4～6年生の親子を対象に、災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市を訪れ、東日本大震災からの復興を目指し再整備を進めている街並みや震災遺構を見学し防災意識を啓発しています。また、宮古の豊かな自然に触れることに加え地元の子どもたちと交流することで参加親子の健全育成を図っています。		○				子ども育成課
20 親子交流支援事業 ☆P20参照 重点課題1	小学生とその保護者を対象に、区内に拠点を構える劇団の協力のもと、表現活動を通じて、親子の交流を深める事業を行っています。		○				子ども育成課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
21 産後ママのセルフケア	生後2～5カ月未満の乳児と母親を対象に、児童センターで助産師の指導のもと、グループワーク・ショップ・講話・簡単なセルフケアの実習や相談などを行う講座を実施しています。	○					子ども育成課
22 しながわネウボラネットワーク	妊娠期から乳幼児期の親子を対象に、妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、子どもを産み育てやすい環境の充実を目指しています。	○					子ども育成課 子ども家庭支援センター 健康課 各保健センター 保育課 保育支援課
23 子育てネウボラ相談事業	区内10カ所の児童センターで、保健師・看護師・教員・保育士などの資格のある子育てネウボラ相談員が、子育ての相談に応じます。	○					子ども家庭支援センター
24 子どもショートステイ・トワイライトステイ ☆P23参照 重点課題3	1歳から15歳を対象に、家庭あんしんセンターにおいて、保護者が疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難となった場合、短期的な宿泊を含む子どもを預かるショートステイ事業を行っています。また、保護者の就労等で、帰宅時間が遅くなる時には、子どもの夜間預かりを行うトワイライトステイ事業も行っています。	○	○	○			子ども家庭支援センター
25 乳幼児ショートステイ	生後5日から1歳未満において、保護者が疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難となった場合、最大6泊7日まで子どもを預かるショートステイ事業を行っています。	○					子ども家庭支援センター
26 産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成 ☆P23参照 重点課題3	1歳未満（多胎児は妊娠中から3歳未満）のお子さんを育児中の方で、品川区と提携している事業者を利用した際に、費用の一部を助成します。	○					子ども家庭支援センター
27 育児支援ヘルパー派遣 ☆P23参照 重点課題3	出産予定日1カ月前および出産退院翌日から1年以内の母親を対象に、家庭あんしんセンターにおいて、産前産後に体調不良などで日常生活に支障があり、他から援助が受けられない場合、訪問して家事や育児の援助をします。	○					子ども家庭支援センター

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
28 ヤングケアラー 支援事業 ☆P23参照 重点課題3	本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、本人や家族に自覚がなく、支援が必要でも表面化しにくいものです。ヤングケアラーの存在を把握することを踏まえ、関係機関や当事者への普及啓発、把握したヤングケアラーを継続して繋ぐ体制づくり、ヤングケアラーの負担軽減に向けた支援策の構築を行っています。	○	○	○	○	○	子ども 家庭支援 センター
29 中高生の活動支援 (児童センター)	バスケットボールや卓球などのスポーツや音楽バンド、ダンスをとおして、中高生の居場所づくりと活動の支援に取り組んでいます。			○			子ども 育成課
30 こども 冒険ひろば事業 ☆P20参照 重点課題1	北浜公園内でプレイパーク「北浜こども冒険ひろば」を、しながわ区民公園内で「しながわこども冒険ひろば」を運営しています。子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成するため、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供しています。	○	○	○			子ども 育成課
31 子どもすこやか 医療費助成 ☆P23参照 重点課題3	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を対象に、子どもの健全育成および保健の向上、ならびに児童福祉の増進を図るため、子どもの保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事標準負担金を助成しています。	○	○	○			子育て 応援課
32 高校生等医療費 助成事業 ★P22参照 重点課題3	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を対象に、子どもの健全育成および保健の向上、ならびに児童福祉の増進を図るため、子どもの保健診療による医療費の自己負担分および入院時食事標準負担金の助成を、令和5年度より開始します。			○			子育て 応援課
33 児童手当 ☆P23参照 重点課題3	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的に、子どもを養育している人に児童手当を支給しています。	○	○	○			子育て 応援課
34 ファミリー・サポート・ センター ☆P23参照 重点課題3	育児の援助を行いたい方（提供会員）と受けたい方（依頼会員）からなる会員組織をつくり、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。	○	○				子ども 家庭支援 センター

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
35 私立幼稚園の入園料・保育料の助成、認証保育所・認可外保育施設の保育料助成	私立幼稚園、認証保育所およびその他の認可外保育施設を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料等の一部を助成します。	○					保育支援課
36 休日・小児夜間診療体制	休日等における区民の医療不安を解消するため、軽症患者を対象とした応急診療体制を確保しています。平日の夜間においては、昭和大学病院内に「品川区こども夜間救急室」を設置し、15歳以下の小児を対象に診療を行っています。	○	○	○	○	○	健康課
37 児童・思春期のこころの相談、精神保健相談	児童期から青年期あるいは、ポスト青年期における発達や行動上の問題および精神疾患について、精神科専門医師による相談を行っています。		○	○	○	○	各保健センター
38 児童・思春期等こころの相談支援	保健師や相談員が、思春期から青年期にかけて特有の問題や悩みについて相談に応じ、本人や家族の支援にあたっています。		○	○	○	○	各保健センター
39 思春期家族教室	10代～20代の心も体も大きく変化する時期の問題や悩みについて、親同士でわかちあい親自身の気持ちや関わり方を話し合い学ぶ場です。		○	○	○		品川保健センター
40 思春期講演会	思春期の心の問題と対応について学び、家族や関係者の対応能力の向上を目指す講演会を開催しています。		○	○	○		大井保健センター
41 エコルとごしでの環境学習講座・展示	次代を担う子どもたちを主な対象として、地球温暖化対策をはじめとする各種環境学習講座や、展示などを行っています。	○	○	○	○	○	環境課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
42 公園・児童遊園の整備	住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとして、公園・児童遊園の整備を進めています。	○	○	○	○	○	公園課
43 こども文化財散策ツアー	次世代を担う子どもたちが歴史や文化財に興味を持ち、郷土愛を育むことを目的として、小学3～6年生を対象に、平成24年度から実施しています。			○			庶務課
44 市民科教育	区立学校において、市民科を教科として位置付け、児童・生徒自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として生かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動を行っています。		○	○			教育総合支援センター

(3) 時代の変化に対応できる力を養う

- 国際感覚豊かなグローバル人材の育成のため、早期の外国語教育を推進します。
- 日本の伝統・文化を理解するための取り組みを推進し、日本人としての自覚や誇りを涵養^{かんよう}します。
- ICT（情報通信技術）を活用するなど情報教育を推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 国際友好都市 交流事業	姉妹・友好都市との交流事業を通じ、外国人や外国文化との交流を深め、国際人の育成を推進しています。			○			総務課
2 伝統工芸 ふれあい教室	区内小学校高学年を対象に、品川区伝統工芸保存会会員が伝統工芸の実演を行い、道具を使った手作り体験をしてもらうことで、伝統の技の大切さを知らせています。		○				商業・ ものづくり課
3 親子歴史講座	品川区内の小学生の親子15組を対象とした2日間の講座で、学芸員による講義を行った後、親子が協力して工作等を行い歴史を学習します。		○				文化 観光課
4 小学校からの 英語授業	グローバル化が進展する中で、小学1年生から「英語科」を実施し、JTE（英語専科指導員）等による区独自のカリキュラムの授業を実施し、英語教育の充実を図っています。		○				指導課
5 ICTを活用した 特別支援教育	区立学校において、特別な支援を要する児童・生徒の効果的な学習手段のひとつとして、タブレット端末を配付し、障害の実態に応じた教材アプリによる学習を行っています。		○	○			学務課 教育総合 支援センター

(4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する

- ボランティア活動や国際交流活動などを通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援します。
- 環境問題への取り組みや防災活動の推進など、社会の一員として課題解決に向けて主体的に参加していく姿勢を育んでいきます。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 二十歳の集い (令和3年度までの 名称：成人式)	20歳の方による実行委員会方式で、社会人としての自覚を促すとともに、輝かしい前途を祝福するために二十歳の集いを挙行しています。				○		総務課
2 非核平和都市 品川宣言事業	平和の大切さと次世代に伝えるため、毎年8月、広島へ中学生平和使節を派遣、長崎へ青少年平和使節を派遣しています。			○	○		総務課
3 ワーク・ライフ・バランス アクションプラン (啓発誌作成、啓発講座)	男女共同参画啓発誌の編集委員として、区内大学が連携して参加しています。				○		人権 啓発課
4 青少年の 社会貢献活動	中学生以上からおおむね25歳くらいまでの青少年で組織されたボランティアグループ「しながわ役立ち隊」を支援しています。しながわ役立ち隊は、月1回程度の定例会や区内多方面にわたっての多種多様なボランティア活動を実践しています。			○	○		子ども 育成課
5 中高生ボランティア (児童センター) ☆P20 参照 重点課題1	中高生が、児童センターの活動を通して、人間関係を広げ、地域への貢献意識や自主性を育めるよう、支援しています。			○			子ども 育成課
6 環境学習	区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車の仕組みがわかるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、子どもの頃からの環境に対する意識を啓発しています。	○	○				品川区 清掃 事務所
7 小学生ごみ減量・ リサイクルポスター展	区内公立小学校（義務教育学校を含む）の児童（全員）を対象にポスターコンクールを実施し、ごみ減量とリサイクルに関する意識・関心を高めます。		○				品川区 清掃 事務所

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
8	区議会に関する啓発 (品川区議会 こどものページ)		○	○			区議会 事務局
9	選挙に関する啓発 (出前授業・模擬選挙)		○	○			選挙管理 委員会 事務局
10	明るい選挙 啓発ポスター コンクール		○	○			選挙管理 委員会 事務局

(5) 健康・安全に生活できる力を養う

- 安全安心な妊娠・出産の環境が確保されるよう支援します。
- 子ども・若者に対し、健康に関する知識や薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識や感染症予防、アレルギー対策等について、専門家の協力を得ながら健康教育の充実を推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 人権啓発講座、啓発パンフレット	デートDV、ネットによるいじめやリベンジポルノ等人権侵害について、講座の実施、二十歳の集い等でのパンフレット配布などにより、被害者にも加害者にもならない、させないための啓発を行っています。			○	○	○	人権啓発課
2 消費者育成および支援 (消費生活相談・出前講座)	成年年齢の18歳引き下げにより、悪質商法に狙われる若者の範囲が広がり、これまで以上に、若者を対象に増加している悪質商法・詐欺（マルチ商法、デート商法、架空請求、ワンクリック請求など）についての消費者教育を推進し予防します。また、トラブルに巻き込まれた場合には消費生活相談で解決の方法を探ります。悪質商法に巻き込まれない、自立した消費者として安全に生活できる力を養います。		○	○	○	○	商業・ものづくり課 (消費者センター)
3 アレルギー等おしゃべり会・講演会	アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換のため、子ども同士の交流やお弁当持参のランチ会を行っています。また、小児科の医師などの専門家による講演会では、アレルギー疾患に対する正しい知識を啓発しています。	○	○	○			子ども育成課
4 感染症予防	保育園や学校等での感染症発生時の対応及び感染拡大防止の相談をしています。 エイズ予防月間や大学祭において、エイズに対する正しい知識を啓発しています。また、保健センターにおいて、エイズ・性感染症に関する相談及び抗体検査を実施しています。	○	○	○	○	○	保健予防課
5 妊娠期・乳児期の支援	妊娠期から育児期において、安心して子育てできるよう、妊婦とそのパートナーを対象に、マタニティクラス、二人で子育て（両親学級）、乳児期前期育児学級等を実施しています。また、4カ月、1歳6カ月、3歳児健診、児童センターで行う出張健康学習等を通して、子どもの事故予防の啓発を行っています。	○					各保健センター

具体的な施策 および事業		内容説明	対象					実施課
			乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	
6	防災フェア	過去の震災の教訓を忘れず防災意識の高揚を図るためのイベントとして年に一度、防災フェアを開催しています。参加者が楽しみながら防災を学べるよう、各防災関係機関の協力のもと訓練の実演やポイントカードの仕組みを取り入れたブースの出展など、イベント性やゲーム性を持たせつつ実施しています。	○	○	○	○	○	防災課
7	親子で防災体験	楽しく防災を学ぶ場として、小学生までの親子を対象にしながら防災体験館にてワークショップを実施しています。内容は、簡易トイレの凝固剤を使った工作や消火器まあとあてゲームなど、楽しみの中にも防災に関する実践的な体験ができるものとしています。	○	○				防災課
8	防災ポスターコンクール	区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、受賞作品を展示しています。		○	○			防災課
9	地震体験車の防災教育	区内学校等において、地震体験車による震度の体験を通して、発災時の初動対応や事前の防災対策について啓発しています。	○	○	○	○	○	防災課
10	しながわ防災学校	小学生親子に向けたワークショップ、中学生以上の一般区民に向けた講座等を実施しています。	○	○	○	○	○	防災課

(6) 就業意欲と能力、職業教育、職業訓練、就業支援を充実する

- 子ども・若者の勤労観や職業観等を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、キャリア教育および職業教育の充実を通じ、学校から社会への移行がスムーズなものとなるよう支援します。
- 安定した職業生活支援のため、若者と企業のマッチングの機会の提供等必要な支援を行います。
- 雇用や就学等様々な場面において、何度でもやり直しのきく社会となるよう風土や気運を高めていきます。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 就業相談・ 就業支援セミナー	キャリアコンサルタントが「働く」ことに関する相談に幅広く柔軟に応じます。また、就職活動に役立つノウハウを伝える就業支援セミナーを実施しています。				○	○	商業・ ものづくり課
2 技術者育成支援	区内に立地する東京都立産業技術高等専門学校と連携し、若手技術者のスキルアップを目的とした人材育成セミナーを開催しています。				○	○	商業・ ものづくり課
3 インターンシップ 事業促進助成	産学交流を促進し、区内ものづくり産業等の振興を図るため、東京都立産業技術高等専門学校等の学生をインターンシップとして受け入れる区内中小企業に対し助成金を交付しています。				○		商業・ ものづくり課
4 大学生や専門学校等の 保育士養成校の 実習生受け入れ	区立保育園に品川区内在住、もしくは品川区内の教育施設の在校生に対し、実習生の受け入れを行っています。実際に保育園で保育士の体験を行うことにより、保育士の仕事をより具体的に知ってもらい、自分のキャリアに活かすことを目的としています。			○	○		保育課

他行政機関が実施している事業

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
5 非行少年の立ち直り 支援・就労支援	非行少年の立ち直り支援として、農業体験による活動やハローワークと連携した就労支援活動を推進しています。			○	○		警視庁 大森少年 センター

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
6 新規学卒者の 就職支援	産業や職業に関する知識が浅い学卒者に対する職業紹介にあたって、教育機関と連携を図り計画的な職業指導、綿密な職業相談を行い、事業所に対しては受入体制の整備の指導を行っています。計画的な新規学卒者の求人開拓、進路相談担当者と連携した就職環境の理解促進、就職準備講座など、きめ細かな職業相談・支援をしています。また、年少従業員の就業事業所を訪問、職場適応指導を行っています。				○		東京 労働局 品川公共 職業 安定所
7 職業訓練のあっ旋	若年者に対する職業相談の過程で、希望とする職種・業界への就職実現に向けて、不足していると考えられる技術、知識、資格取得のため、若年者向けの職業訓練についての説明、あっ旋を行っています。				○	○	東京 労働局 品川公共 職業 安定所

(7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

- 子ども・若者が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担力に応じて経済的な支援を行います。
- 大学生や地域ボランティアによる学習支援活動の取り組みを通じて、思春期に相談のできる場として学習面から支援を行います。
- 環境教育等、生涯学習の一環として、様々な体験学習の機会を提供します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 中学生への学習支援 (ゆたか児童センター)	主に中学生を対象にし、大学生や地域の方が学習ボランティアとして、夏休みから受験時期にかけての学習を支援しています。気軽に参加できる雰囲気づくりを大切にし、学校生活や何気ない話にも傾聴を心がけ、子どもたちが安心できる居場所を作っています。			○			子ども育成課
2 奨学金貸付事業 ☆ P23 参照 重点課題 3	修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者およびその保護者に対し、修学上必要な奨学金を貸し付けることで有用な人材を育成することを目的としています。対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に入学を許可された方とその保護者です。（大学生は対象外です。）			○			子育て応援課
3 保幼小連携	就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。区内の幼稚園・保育園児が区立小学校・義務教育学校の教育環境に無理なく慣れ親しみ、安心して就学できるように取り組んでいます。 また、5歳児の10月から1年生の7月までを「ジョイント期」とし、具体的な指導の重点やポイントをまとめた「保幼小ジョイント期カリキュラム」を実践しています。	○					保育課指導課
4 しながわ水族館運営	「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型的水族館として開館しています。	○	○	○	○	○	公園課
5 老朽化・就学人口増等に伴う学校改修・改築	学校改修については、学校施設の十分な安全性・機能性を維持するため、建設からの年数、前回の改修工事からの年数を基準に現地調査を行い、計画的に進めています。 また、学校改築についても、建物の老朽化、就学人口の増加および多様な学習内容・学習形態に対応するため順次進めるとともに、環境やバリアフリー、災害発生時の避難拠点としての機能にも配慮した学校づくりを進めています。		○	○			庶務課

(1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する

- いじめはどの学校にも起こり得るという認識の下、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みや関係機関等連携した取り組みの促進など、学校内外における相談体制の整備を進めます。
- 不登校や中途退学者が将来自立して生活することができるようにするための支援を推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 いじめ問題 調査委員会	区立学校等で発生した重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止を目的として、いじめに係わる重大事態が発生し、その再調査を区長が必要と認めた場合に、品川区いじめ問題調査委員会を設置します。		○	○			総務課
2 マイルスクール (適応指導教室) ☆P21参照 重点課題2	区立学校に在籍し、主に心理的な要因等により不登校またはその傾向のある児童・生徒に対して、自発的な学習やその他の活動の場を提供し、学校生活への復帰を含めた社会的な自立ができるよう支援しています。		○	○			教育総合 支援 センター

他行政機関が実施している事業

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
3 高等学校中途退学者の 就職支援	就職希望を理由に高校を退学している人も少なく、中には産業・職業についての知識が浅く、就職にあたっての基本的な心構えが十分に形成されていない人もいます。職業や労働市場に関する情報の提供および職業選択等にあたっての助言を積極的に行うことにより、的確な職業紹介につなげています。			○			東京労働局 品川公共 職業安定所

(2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する

- 障害者の自己選択・自己決定の権利を最大限尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けることができるよう配慮します。
- 障害者施策だけでなく、母子保健施策や子ども・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、関係機関の連携を強化するよう努めます。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 特別児童扶養手当 ☆P23参照 重点課題3	国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、20歳未満の一定の障害をもつ児童を養育する父母もしくは養育者に支給します。	○	○	○	○		子育て 応援課
2 特別支援事業	配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置や医療的ケア児の受入れを拡大し、きめ細やかな対応を図ります。また、保育者等の知識・対応力向上のため、研修や巡回相談を充実させます。さらに、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を対象に、専門家による個別相談を実施するとともに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発や就学に向けて関係機関との連携を図ります。	○	○				保育課 保育 支援課 子ども 育成課
3 児童発達 支援センター	子ども発達相談室では、発達にご不安やご心配のある児童について、適切な支援につなげています。一体的に運営する障害児者相談支援センターでは、未就学児～成人までを対象に、サービスを利用するための利用計画案を作成します。	○	○	○			障害者 支援課
4 発達支援 ☆P21参照 重点課題2	発達に関するご相談を受けた後、支援の必要な子どもに対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを通じて生活能力向上など発達支援を実施しています。	○	○	○			障害者 支援課
5 幅広い日中活動の 場の確保	ライフステージの様々な場面で、友人関係、不登校、引きこもりなどの困難を抱えている背景に発達の特性が考えられることがあります。そうした方を対象に小学4年生から大学生相当の方とそのご家族からの相談事業と、日中活動の場の提供や個別支援などを、発達障害・思春期サポート事業として行っています。		○	○	○		障害者 支援課
6 社会的自立を 目指した支援 ☆P21参照 重点課題2	発達障害者支援施設内において、発達に特性のある主に成人の方の社会での自立を目指した相談と自己認知を目的とした日中活動支援を、成人期支援事業として行っています。				○	○	障害者 支援課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
7 障害児の預かり事業	働く保護者が増える傾向にある中、障害児を育てるご家庭に対し、就労支援や家族の介護、あるいは保護者のレスパイトのための預かり機能と日中活動の場の提供など、日中一時支援事業を実施しています。また、外出が困難な重度の障害児のために、在宅レスパイト事業も実施しています。		○	○			障害者支援課
8 特別支援学級・特別支援教室 ☆ P21 参照 重点課題 2	区立学校において、特別支援学級固定級（知的、自閉症・情緒、病弱）、通級（言語、難聴）を設置し、障害の状態により特別に支援が必要な児童・生徒について特別支援学級での指導、通常の学級での障害に配慮した指導を行っています。また、区立学校全校に特別支援教室を設置し、コミュニケーションの面で課題や心配のある児童が必要な支援を受けられるようにしています。		○	○			教育総合支援センター
9 駅のバリアフリー化に対する助成	『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』などに基づき、可動式ホーム柵、エレベーター、内方線付点字誘導ブロックなどの設置費助成を鉄道事業者へ行い、だれにも安心・安全な鉄道駅利用環境整備を促進しています。	○	○	○	○	○	都市計画課
10 段差の解消、歩道の平坦化	福祉のまちづくりの一環として、私道入口、公共施設やそれに準ずる民間施設等に隣接する側溝のゼロ段差化、及び歩道改修時に縦横断勾配を改善する事により、歩道巻き込み部や横断歩道部並びに車両乗り入れ部の平坦化を実施し、歩行環境の向上を図っています。	○	○	○	○	○	道路課

他行政機関が実施している事業

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
11 障害児の施設入所の相談及び入所手続き	様々な事情により家庭で生活できない障害のある児童の施設への入所相談を受け付け、入所となった場合の手続きを行っています。	○	○	○			東京都品川児童相談所
12 「愛の手帳」の交付	知的障害のある児童の支援を図るため、「愛の手帳」（療育手帳）の申請受付、判定、交付を行っています。	○	○	○			東京都品川児童相談所

(3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する

- 働くことに悩みを抱えるひきこもりやニート等若者、その家族に対して、一人ひとりの状況に応じた専門相談や就労意欲の喚起等、自立に向けた継続的な支援を推進します。
- 関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして支援する体制の整備や居場所づくりに取り組みます。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 子ども若者応援 フリースペース ★P21参照 重点課題2 ☆P23参照 重点課題3	不登校やひきこもりの子どもや若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者等との相談を行っています。		○	○	○	○	子ども育成課
2 エールしながわ ☆P21参照 重点課題2	ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者との相談を行っています。また、社会体験プログラムや家族懇談会、学習会等を開催しています。東京都の支援事業であるひきこもりサポートネットの第一窓口としても開設しています。			○	○	○	子ども育成課

他行政機関が実施している事業

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
3 ひきこもり、若年無業者（ニート）の就職支援	これまで就労機会がほとんどない若者やひきこもりなど長期にわたり就労経験がない人など、本人の段階やおかれた状況に応じて、若者サポートステーションや若者ハローワークなど、より適した機関への誘導・案内を行っています。				○	○	東京労働局品川公共職業安定所

(4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する

- 区の子育て支援機関や児童相談所等の地域の関係機関相互の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、保護者の支援、家族の再統合、アフターケアまで切れ目のない支援が行われる体制づくりに努めます。
- 18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については、区が第一義的な窓口として対応にあたります。
- 社会的養護の下で生活する子どもたちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するための一貫した支援を推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 子ども家庭支援センター事業	福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携し、子どもとその家庭に関する総合相談、在宅サービス等の提供・調整、および地域の組織化等を行い、子どもとその家庭の福祉の向上のために地域の支援ネットワーク作りをしています。品川区は、子ども家庭支援センター児童相談担当と家庭あんしんセンターが主体となります。	○	○	○			子ども家庭支援センター
2 要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見や適切な保護、支援を図るとともに、虐待の無い地域社会を創るため品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を設置しています。その下の位置づけとして身近な地域子育て支援拠点の児童センターが、13地域ごとに地域分科会（実務者会議）を、要保護児童等の具体的支援のために関係機関で個別ケース検討会議を開催します。	○	○	○			子ども家庭支援センター
3 区立児童相談所設置に向けた検討・取り組み	平成28年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。区は、令和6年10月の区立児童相談所開設を目指し、運営体制の検討や施設整備、人材の確保・育成等に取り組んでいます。	○	○	○	○	○	子ども育成課

他行政機関が実施している事業

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
4 児童虐待への対応	児童虐待対策ブロックチームを編成し、虐待通告へ迅速に対応しています。児童相談所の人員を増員し、虐待対策班の強化を進めています。	○	○	○			東京都品川児童相談所

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
5 一時保護	緊急に保護を要する児童を一時的に保護します。一時保護所の定員を増やすとともに、子どもたちが安心、安全に生活できる環境整備を進めています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
6 施設への入所	様々な事情により家庭で生活できない児童を一定期間、乳児院、児童養護施設で預かります。児童が生活する施設においては、グループホーム等の小規模化を進めています。また、働きながら自立をめざす20歳未満の入所者に自立援助ホームを紹介しています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
7 里親制度	様々な事情により家庭で生活できない児童を里親宅で預かり、家庭と同様の環境で養育します。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所

(5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う

- 非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。
- 犯罪被害者やその家族への様々な支援を推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 社会を明るくする運動	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行に陥らない地域社会づくりを目指しています。毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国一斉に実施されています。品川区においても、推進委員会を設け小・中学校PTA、保護司、民生委員・児童委員および青少年対策地区委員会等関係団体とともに、運動を実施しています。		○	○	○	○	地域活動課

他行政機関が実施している事業

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
2 少年相談及び犯罪被害少年への支援	子どもの非行・不登校などで悩んでいる家族や子ども自身に対して、少年相談専門職員などが継続的に面接を行っています。また、犯罪等の被害を受けた少年に対して、継続的な支援活動を推進しています。対象は20歳未満です。		○	○	○		警視庁 大森少年センター
3 非行相談	金銭持出し、家出、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為等問題行動のある児童の相談や警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったとして通告のあった児童の相談、指導をします。	○	○	○			東京都 品川児童相談所

(6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する

- ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子ども・若者を健全に育むことができるよう、ひとり親家庭への支援を推進します。
- 生活困窮家庭などに対する自立支援の取り組みを推進します。
- 家庭・地域・行政の役割分担を整理し、課題の見える化を図り、子ども・若者の未来を応援します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を養育しているひとり親家庭等に対し、保険診療による医療費の自己負担分（入院時食事負担金を除く）の一部または全部を助成します。	○	○	○	○		子育て 応援課
2 児童育成手当・ 障害手当 ☆P23参照 重点課題3	区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に児童育成手当を支給します。 （ア）父母が離婚した児童（イ）父または母が死亡・生死不明の児童（ウ）父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童（エ）母が婚姻によらないで生まれた児童（オ）父または母が法令により1年以上拘禁されている児童（カ）父または母に重度の障害がある児童（キ）父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童 また、以下の障害がある20歳未満の児童を養育している世帯に障害手当を支給します。 （ア）中度以上の知的障害（愛の手帳1～3度程度） （イ）身体障害者手帳1～2級程度（ウ）脳性麻痺、または進行性筋萎縮症	○	○	○	○		子育て 応援課
3 児童扶養手当 ☆P23参照 重点課題3	区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。 （ア）父母が離婚した児童（イ）父または母が死亡・生死不明の児童（ウ）父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童（エ）母が婚姻によらないで生まれた児童（オ）父または母が法令により1年以上拘禁されている児童（カ）父または母に重度の障害がある児童（キ）父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童	○	○	○	○		子育て 応援課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
4 ひとり親家庭 自立支援助成事業 ☆P23参照 重点課題3	母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。また、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。	○	○	○			子育て 応援課
5 母子・父子自立支援 プログラム策定事業 ☆P23参照 重点課題3	児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門的就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。	○	○	○			子育て 応援課
6 ひとり親世帯 学習支援 ☆P21参照 重点課題2 ★P22参照 重点課題3	ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。		○	○			子育て 応援課
7 ひとり親家庭相談	母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。	○	○	○			子育て 応援課
8 母子・父子 福祉資金貸付 ☆P23参照 重点課題3	20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。	○	○	○	○		子育て 応援課
9 母子生活支援施設	児童福祉法に基づき、配偶者のない女性（母親）と扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。	○	○	○			子育て 応援課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
10 ひとり親家庭 休養ホーム事業	母子家庭または父子家庭の親子がレクリエーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。	○	○	○	○		子育て 応援課
11 ひとり親家庭 一時介護事業	児童育成手当の受給世帯またはこれに準ずる世帯で親や中学生以下の児童の一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。	○	○	○			子育て 応援課
12 入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦を指定助産施設に入所させて助産を行っています。			○	○	○	子育て 応援課
13 養育費相談支援事業	離婚を考えている、または離婚後に養育費の取り決めをしていなかった相談者に対し、適正な養育費が受け取れるよう、個別相談支援から調停利用の手続き支援、公正証書作成費用補助、養育費立替保証助成等の支援を行っています。	○	○	○			子育て 応援課
14 ひとり親家庭 住宅入居支援事業 ☆P23参照 重点課題3	18歳未満の子を抱えるひとり親世帯が住宅に困窮している場合に、民間賃貸住宅への入居支援（賃貸借契約における保証会社の初回保証料助成）を行うことで、ひとり親家庭の自立の助長を促すとともに生活の安定を図っていきます。	○	○	○			子育て 応援課
15 しあわせ食卓事業 ☆P23参照 重点課題3	食の支援を必要とするひとり親家庭等に対し、企業からの寄付やふるさと納税制度（ガバメントクラウドファンディング）を原資とした食品配送を実施しています。その際、アンケート用紙や就労・学習・住宅支援等の案内を同封し、支援が必要な世帯を適切な相談窓口や事業等につなげ、最終的に各家庭の自立を目指すことを目的としています。	○	○	○			子育て 応援課
16 実費徴収に係る 補足給付事業	品川区立幼稚園に在園していて、在籍している園における教材の購入費等の実費負担が困難な保護者に対し、費用の給付を実施し、保護者の実費負担の軽減を行っています。	○					保育課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
17 就学援助 ☆P23参照 重点課題3	品川区に住所があり、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）に在学する児童・生徒の保護者であって、生活に困窮するものに対し、学用品の購入費等の就学援助費を支給します。支給には所得制限があります。		○	○			学務課
18 低所得世帯への 塾代等の貸付	東京都社会福祉協議会で実施する「受験生チャレンジ支援貸付（中学校3年生および高校3年生への学習塾等の費用や、受験費用の貸付）」の相談、申請受付および償還免除申請受付を行っています。			○			生活福祉課
19 生活困窮者支援事業 ★P22参照 重点課題3	学習支援あした塾：生活にお困りの家庭の中学生を対象に少人数制の学習指導を実施しています。 ドリームサポート学習室：生活にお困りの家庭の高校生等を対象に自習室を開放しています。（指導員あり）			○			生活福祉課
20 次世代育成支援事業 ☆P23参照 重点課題3	塾代の支援：生活保護世帯へ学習塾などの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座等の受講料の支給を行う。 受験料の支援：生活保護世帯へ大学・専門学校等の受験料の支給を行う。		○	○			生活福祉課
21 子どものいる 生活保護世帯への 支援	子どものいる生活保護世帯に対し、専門支援員が家庭訪問や面談を通じて、子どもの成長過程や世帯の課題等の家庭状況を把握した上で、各関係機関・支援機関に繋げ、連携・協力して子どもの健全育成を図っています。また、高校進学、大学進学、就職等の進路に関する情報提供、相談、塾代の助成および学習指導を行っています。	○	○	○			生活福祉課

(7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する

- 外国人の日本語能力に配慮したカリキュラムの編成や就学支援等を推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 外国人学校 児童生徒等 保護者補助金	品川区に住民登録している者で、東京朝鮮学校等外国人学校に授業料を納入した保護者に対し、補助金交付要綱により、補助金を交付しています。		○	○			総務課
2 日本語指導 短期集中教室	区内に在住する日常の日本語活用が困難な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒を対象に、日本語指導短期集中教室を開設し支援を行う場を提供し、児童・生徒の実態に応じた言語指導や適応指導を行っています。		○	○			教育総合 支援センター

(8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

- 性同一性障害や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人など、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深める啓発活動等を推進します。
- 難病のある人の日常生活の相談・支援、交流活動の促進や就労支援等を推進します。
- こころの悩みを抱えたり、生きることに辛さを感じている人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口等の充実を図ります。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 性同一性障害等に関する相談・啓発	性同一性障害等であることにより悩みを抱えている方の相談を受けています。また、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を行っています。		○	○	○	○	人権啓発課 各保健センター 教育総合 支援センター
2 SOSカードの配布・相談	悩みを一人で抱え込み、自殺に追い込まれることを防ぐため、誰もが相談できるように相談先案内カードを作成し、配布しています。		○	○	○	○	保健予防課 各保健センター 教育総合 支援センター

他行政機関が実施している事業

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
3 育成相談	本人や家族から相談を受け、心理判定や医療診断を行い、継続的に一定期間、治療プログラムやカウンセリングなどを実施しています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所

3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

(1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する

- 家庭教育に関する人材の養成、学習機会や情報提供、相談体制の充実等、地域社会全体で支援する取り組みを推進します。
- 親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりをもち、必要なときに適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 「家庭の日」の普及啓発	毎月第一日曜日を「家庭の日」と定め、「子どもの豊かな心を育む」「人のかかわりを学ぶ」大切な場所としての明るい家庭づくりを推進しています。また、親子ネイチャープロジェクトを開催し、次代を担う青少年の育成ならびに親育につなげていきます。	○	○	○	○	○	子ども育成課
2 離乳食レッスン	離乳食2回食以降の乳児と保護者を対象に、児童センターで、栄養士の指導、デモンストレーションにより、月齢にあった調理形態を学ぶ講座です。また、離乳食に関する悩みを相談できます。	○					子ども育成課
3 親育ちワークショップ(児童センター)	主に初めて0歳児の子どもを持つ母親を対象に、育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを児童センターで実施しています。	○					子ども育成課
4 父親のための親育ちワークショップ(児童センター)	父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力の向上を図るため、児童センターで乳幼児の父親向けのワークショップを実施しています。	○					子ども育成課
5 赤ちゃんとのふれあい事業(児童センター)	次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として、児童センター、学校、乳児親子が協力して実施しています。		○	○			子ども育成課
6 父親の子育て応援事業(児童センター)	主に乳幼児とその父親を対象に、父子で参加できるプログラムを実施し、家庭における母親の育児負担の軽減を図っています。	○					子ども育成課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
7	ママと赤ちゃんの心とからだのケア事業 (児童センター)	○					子ども育成課
8	チャイルドステーション事業	○					子ども育成課 保育課
9	一日保育士体験	○					保育課
10	「家族いっしょに楽しいごはん」運動	○					保育課
11	しながわっ子子育てかんがるープラン	○					保育課
12	生活支援型一時保育 (オアシスルーム)	○					保育支援課

(2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～

- 学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくために、様々な分野において、地域の多様な人材の参画による教育支援を推進します。
- 学校を核として、保護者や地域と連携し、義務教育の9年間を地域ぐるみで支える継続的な教育活動の展開を推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 品川コミュニティ・ スクール ☆P20参照 重点課題1	学校と地域住民が一体となり継続性を保ちながら、教育活動の充実や児童・生徒の健全育成に取り組むための体制づくりとして品川コミュニティ・スクールを実施しています。		○	○			指導課

(3) 地域における多様な活動の場を充実させる

- 絵本の読み聞かせなど、乳幼児期の子どもの情操の涵養にも資する取り組み等を推進します。
- 放課後、子ども・若者が安心して過ごせる場所として、児童センターやすまいるスクールにより、そのサービスの充実を図ります。
- 地域における多様な担い手の人材育成という観点から育成者研修等を実施します。
- 住民相互の親睦や地域コミュニティの活性化を図るよう、町会・自治会等地域の活動を支援します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 青少年対策地区 委員会の活動支援 ★P20 参照 重点課題 1	青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図っています。また、地区委員会連合会事業では青少年の健全育成活動の一層の充実と地区委員相互の交流を図っています。	○	○	○			地域活動課
2 地域スポーツクラブ	いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを楽しめることを目指し、地域の日常的なスポーツ活動の場として、子どもから大人まで、また、高齢の方や障害のある方を含めすべての人が参加できるスポーツクラブを地域住民自らが主体となって運営します。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課
3 青少年健全育成者 感謝状贈呈式	少年野球、少年少女サッカー、小学生バレーボール、ミニバスケットボール等少年少女スポーツの育成者に感謝状を贈呈することで、青少年の健全育成に携わる指導者層の拡大につなげていきます。		○	○			スポーツ推進課
4 スポーツ指導者 養成事業	各スポーツ団体の育成者を対象に、講演会、講習会を開催し、「スポーツの楽しさ、素晴らしさ」を子どもたちに伝えられる指導者を養成します。		○	○			スポーツ推進課
5 キャンプ場運営事業	青少年育成を目的とした各野外活動団体を対象に貸し出しているキャンプ場を円滑に施設運営するため、施設管理業務を行っています。		○	○			スポーツ推進課
6 野外活動事業 ☆P20 参照 重点課題 1	野外活動を通じて、自然に接し、親しむことができるよう、初心者向けのキャンプ教室やファミリー向けのキャンプ教室を行っています。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
7 プロスポーツ 連携事業	区をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、小学生を対象としたスポーツ教室を実施することにより、プロスポーツ選手のトップレベルのプレーを間近で体感できる機会を創出します。		○				スポーツ 推進課
8 青少年問題協議会 の活動支援	青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図っています。また、青少年の健全育成のため、「夏季対策パンフレット」、「あすに向かって（中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック）」の発行等を行っています。	○	○	○	○	○	子ども 育成課
9 青少年委員会の 活動支援 ★P20 参照 重点課題 1	青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、品川区から委託を受けジュニア・リーダー教室の運営などを行っています。	○	○	○			子ども 育成課
10 青少年育成者の研修 ☆P20 参照 重点課題 1	青少年育成施策の現状と課題について学ぶため、青少年委員やジュニア・リーダーのスタッフ、地域の青少年育成者の研修を行い、青少年育成施策の質的向上を図ります。	○	○	○			子ども 育成課
11 児童センター事業 ☆P20 参照 重点課題 1	児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」（第40条）を目的としています。区内には25館の児童センターがあり、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。	○	○	○			子ども 育成課
12 すまいるスクール 事業	全区立小学校および義務教育学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設において実施する全児童放課後等対策事業です。児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として開設しています。		○				子ども 育成課
13 ふれあい交流室 (ぷりすくーる西五反田内)	地域における子育て家庭支援の拠点として、児童および家庭の福祉向上を図ることを目的としています。子育て家庭に対する相談・援助や子育てに役立つ情報の公開および講演会の開催など様々な子育てのサポートを行っています。	○					保育課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
14	子育て交流サロン事業	○					子ども育成課
15	悠々ボランティア (児童センター)	○	○				子ども育成課
16	地域ボランティア 育成講座 (児童センター)	○					子ども育成課
17	だっこボランティア 養成講座 (児童センター)	○			○	○	子ども育成課
18	品川子育てメッセの 開催	○					子ども育成課
19	子育て自主グループ 支援事業	○	○	○			子ども育成課
20	地域や大学等との 協働		○				子ども育成課
21	地域子育て支援活動 団体助成事業	○	○	○			子ども育成課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
22 子ども食堂ネットワーク支援	地域コミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂運営者間等の情報交換・共有ネットワーク構築のため、品川区社会福祉協議会内に「子ども食堂ネットワーク事務局」を設置し、子ども食堂フォーラムや子ども食堂ネットワーク会議の開催、子ども食堂マップの作成等について支援しています。	○	○	○			子育て 応援課
23 子ども食堂支援 ★P22参照 重点課題3	子ども食堂運営者等が行う、地域の子どもたちへの食事や食材、交流の場の提供に対して補助金を交付することで、安定的な実施環境を整備し、地域に根ざした活動を支援しています。	○	○	○			子育て 応援課
24 地域交流室 (ポップンルーム)	主に在宅で子育て中の方を対象に、荏原保健センターや保育園、ゆうゆうプラザの中に設置した地域交流室(ポップンルーム)を開放しています。小さな子どもでも安全に安心して遊べる場や、子育て中の方々が互いに交流を深めてもらえる場を提供します。	○					保育 支援課
25 空き店舗を活用した 子育て交流ルーム	すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域で支えるネットワークの構築に向け、商店街の空き店舗を活用した保育ルームの運営を支援しています。	○					保育 支援課
26 一時保育	保護者が出産や疾病などのために子どもを保育できないときに、公立保育園で一時的にお預かりしています。	○					保育課
27 預かり保育	区立幼稚園全園で、保護者が就労等をしている在園児を対象として、預かり保育(幼稚園教育時間を除く)を行っています。	○					保育課
28 休日保育	区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	○					保育課
29 年末保育	区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	○					保育課

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
30 病児保育	保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関等に付設された保育室で一時的にお預かりします。	○					保育課
31 病後児保育	区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを一時的にお預かりします。	○					保育課
32 高齢者多世代交流施設 における 子育て支援事業	区内在住 60 歳以上の高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、地域交流スペース等を開放し、交流イベントを実施しています。	○	○	○	○	○	高齢者 地域 支援課
33 子ども読書活動 (乳幼児啓発事業) 「はじめてのえほん よんで よんで」	乳幼児から本に親しむ習慣を身につけることを目的に、各保健センター、子ども育成課(児童センター)と連携して、品川区の4カ月児健康診査の対象者である乳児およびその保護者に、引換券を配布し、品川区立図書館(11館)と大崎駅西口図書取次施設で図書館職員が選定した絵本等を入れた絵本パックと引き換えを行っています。 また、乳児とその保護者に向け、赤ちゃんと一緒に絵本を開く時間を持つことの大切さを伝える講座を開催しています。	○					品川 図書館
34 読み聞かせ ボランティアの 活動支援	主に18歳以上の方を対象に、図書館で活動している児童サービスボランティアの技術向上を目標に実施するほか、新しく図書館で活動される方を募る講座や地域で活動しているボランティアの技術向上を目標に実施しています。				○	○	品川 図書館
35 しながわ親子読書の日・ 子ども読書の日事業	毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、おすすめの図書リストの作成と配布を行っています。 また、子ども読書活動推進に関する法律により定められた「子ども読書の日(4月23日)」と秋の読書週間にちなみ、子どもたちに対し、読書の推進を図るために春季と秋季にブックフェア、館内行事、イベントを開催しています。	○	○				品川 図書館
36 ティーンズ世代 向け事業 ☆P20 参照 重点課題 1	主に10代の自主的な読書活動の充実を図っています。ビブリオバトルやPOPコンテスト等のイベントの開催や、中学生～大学生世代のボランティアを募集し、当該世代の事業への参画による事業の活性化を進めています。			○	○	○	品川 図書館

(4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する

- 子ども・若者が犯罪等の被害にあいにくいまちづくりを推進します。
- 学校ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、家庭・学校・地域が一体となって子ども・若者の安全を見守る活動を推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 児童見守りシステム (まもるっち)	子どもたちの安全の確保を図る目的で、全区立小学生および私立・国立小学校等通学者のうち保護者が希望する児童に対し、GPS機能つき緊急通報装置「まもるっち」を貸与しています。		○				地域活動課
2 こども110ばんの家	町会、青少年対策地区委員、PTAなどの協力を得て、子どもたちが身の危険や不安を感じたときに保護を求める場所を確保しています。	○	○	○			地域活動課
3 わんわんパトロール	区内で動物病院等を経営する事業者または区を窓口として、わんわんパトロール事業への協力者登録を行った飼い主等が、犬の散歩を行うに当たり、区内で安全や安心を脅かす状況を認知した場合において、110番通報等必要な措置を進んで行ってもらいます。	○	○	○	○	○	地域活動課
4 わんぱくパトロール	児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でとらえた防犯広報活動を行うことにより、防犯の重要性を体験し自らの防犯意識の向上につなげています。		○				地域活動課
5 自転車安全教室・ スタントマンを活用 した自転車安全教室	保育園・幼稚園児や小学生を対象に自転車の安全利用に関する交通安全教育を行っています。また、小学4年生以上を対象として、スタントマンによる交通事故の再現や事故原因等の説明を行い、自転車の交通事故防止を中心とした交通安全教育を行っています。	○	○	○			土木管理課
6 83運動	小学生の登下校時間である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83運動」をPTAと推進委員会が主体となり進めています。また、地域住民に運動の協力依頼、啓発・周知徹底を図っています。		○				庶務課

(5) 地域の社会環境の健全化を推進する

- 地域や関係機関と連携し、子ども・若者を取り巻く環境の健全化を促進します。
- 子ども・若者が性犯罪や児童ポルノの被害にあわめ対策を講じるなど、体制を整備します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1 品川区青少年対策 地区委員会連合会が 実施する地域環境実態 調査に対する支援	青少年を取り巻く環境の悪化を防ぐため、品川区青少年対策地区委員会連合会が、各地区委員会協力のもと、不健全な図書類等の書店やコンビニ等での区分陳列・包装、ゲーム遊戯店や看板・ポスターなど青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものの調査を実施しています。 区では連合会の活動に対し、事務局として支援を行っています。	○	○	○			地域活動課

他行政機関が実施している事業

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
2 有害環境浄化活動	インターネット上の違法・有害情報等の少年を取り巻く有害環境の実態把握を行い、関係機関等と連携を図り、少年を取り巻く環境の整備を推進しています。 ※対象は、20歳未満です。		○	○	○		警視庁 大森少年 センター

(6) 情報通信等の社会変化に対応する

- インターネットを適切に活用する能力の習得や情報モラルの向上、フィルタリングの普及啓発などインターネットの適正な利用を推進します。
- 広報紙やアプリ等を活用し、区の情報が区民にわかりやすく伝わるような取り組みを推進します。

具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	
1 携帯電話のマナー啓発 「しながわアクション」	成長期にある小中学生に対し、情報通信の発達した社会で安全かつ快適に生活する能力をしっかりと身に付けさせ、家庭、学校、地域等で子どもを見守ります。		○	○			庶務課
2 アプリ等を活用した 情報発信	主に乳幼児期の子を持つ保護者、妊婦を対象に、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子「子育てガイド」やアプリ等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。	○					子ども 育成課

第5章

計画の推進に向けて



1 施策推進の視点

第4章の子ども・若者支援施策は、以下の3つの視点に基づき、効果的に実施していきます。

視点1 どんな状況にあってもすべての子ども・若者が前向きに生きていける環境を整備する

- 子ども・若者の育ちにとって、様々な人と出会い、交流し、楽しむことのできる場が必要です。
- 人間らしく生きていくためには、遊びや文化・芸術にふれることが大切です。
- 一方、子ども・若者がつまづいたとき、休み、立ち止まって考えたり、エネルギーを蓄えたりする時間や場・仲間をもつことも重要です。
- 子ども・若者が、家庭から学校、地域へと舞台を広げ、成長（成熟）していく過程においては、子ども・若者に寄り添いながらライフステージを見通した切れ目のない適切な支援が重要です。

視点2 家庭、学校、地域や関係機関が一体となって相互に連携する

- 子ども・若者の豊かなこころを育むためには、環境を整えることが大切です。
- 家庭、学校、地域や関係機関が一体となって相互に連携していけるよう、包括的な支援が必要です。

視点3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

- すべての人々が互いを認めあい、大切に思う関係づくりが必要です。
- 子ども・若者の育成においては、「支援する側」、「支援される側」といった一方的な関係性で成り立つものではなく、子ども・若者の意見を聴き、ともに生き支えあうパートナーであるとの認識の下、自分らしく成長できる地域コミュニティを形成し、多様性を受け入れることができる社会を実現します。

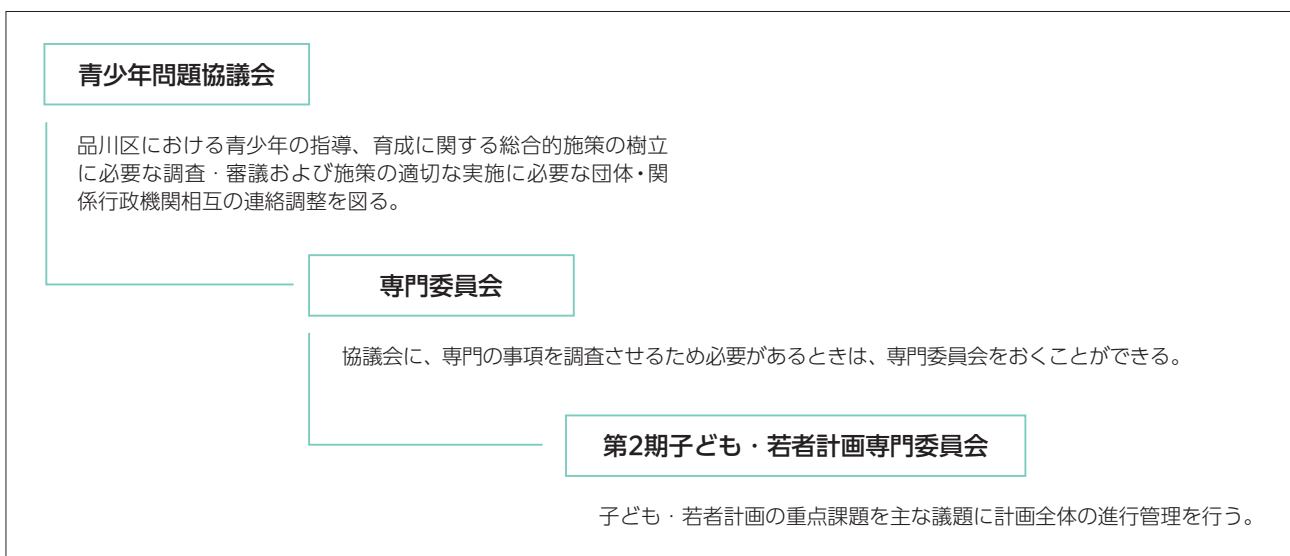
2 計画の推進方策

関係機関や関係団体等がこれまで以上に連携・協力し、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野における施策を着実に推進していくため、品川区青少年問題協議会における進行管理、広報啓発や情報提供、研修・人材育成に取り組めます。

(1) 品川区青少年問題協議会における進行管理

- 本計画の進行管理は、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、特に第3章に掲げた3つの重点課題に係る取り組みについて定期的に実施状況を把握・点検し、各事業の進捗状況に応じた改善等を行うことにより、それぞれの施策を着実に推進していきます。

進行管理の体制図



(2) 広報啓発・情報提供等

- 本計画は、品川区のみならず関係機関等における様々な子ども・若者支援施策を取りまとめました。第4章に整理した、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたる分野での多種多様な支援策は、支援側が着実に準備・提供するだけでなく、子ども・若者や保護者等に支援が着実に届くようにすることも必要です。
- 子ども・若者や保護者等が抱えている課題に応じた、適切な支援が届くよう、気軽に相談できる拠点だけでなく、支援策を周知するため、多様な媒体・手段を活用し、一元的な情報発信・広報に取り組めます。

(3) 研修・人材育成

- 本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を活かした支援が求められているだけでなく、複数分野にまたがる、さまざまな複合的な課題への総合的な支援が求められていることから、それぞれの支援を担う人材の確保・育成も必要です。
- 地域社会の各構成員が、地域の子どもの成長を切れ目なく的確に支援できるよう、関係機関等と連携しながら、研修等を通じ、子ども・若者の育成における現状や課題の共有、支援人材の養成や資質の向上に努めます。

(4) 関係機関との連携体制

- 子ども・若者の育成支援は、長い歴史と伝統を持つ町会・自治会や、NPO法人等の地域資源だけではなく、地域社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たし、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。
- 子ども・若者の育成の課題を関係機関等で共有し、課題解決に向けて連携するよう体制整備を行います。



寄稿

計画策定にあたり心がけたこと

～策定の経緯、理念への思い、今後への期待

子ども・若者計画専門委員会は品川区青少年問題協議会の下に設置されている。コロナ禍の2年間、委員会としての活動は休止状態であったが、令和3年度の後半から準備に入り、4月以降制約のある日程の中で成案をまとめた。

第1期と異なるのは、計画改定に当たり新たに重点課題を設定し、内容を深める3つの部会を設置したことである。その上で、委員長と3部会長による課題の確認と検討結果を共有したうえで専門委員会に付すという方法をとった。

重点課題は、第1期基本方針1の中から「様々な体験活動の充実」を選び、同じく基本方針2の中から「生きづらさを持つ子ども・若者への支援」と「環境格差への対応、均等な教育機会の確保」を選択した。

これらの課題は互いに関係している。子どもの貧困は体験活動の貧困でもあり、生きづらさを抱える子ども・若者にとって生きやすい街はすべての子ども・若者にとって生きやすい街である。

基本方針3は、1、2を支えるための環境整備であり、今期の重点課題は抽出していない。しかしながら「ニーズに対する支援体制の整備」は重点課題2の中で触れており、第5章では計画の推進方策として「関係機関との連携対策」を掲げている。今後は推進体制の整備が重要な課題となっていくであろう。

計画の理念は、第1期の「子ども・若者が社会的自立を目指し」と言う前段を「すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し」に改めた。後段の「人と支えあいながら、ともに生きていくまち“しながわ”」はほぼ変わっていない。内閣府が令和3年に公表した「子供・若者育成支援推進大綱」から「自立・活躍」が消え「居場所を得て、成長・活躍」に変わったことを参考にしているがいくつか注釈が必要である。

第1は「社会的自立」についてである。社会福祉法では、第3条の福祉サービスの基本理念に「有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する」ことがうたわれており、障害者基本法では第1条の目的にある「障害者の自立及び社会参加の支援」をすべての施策の基本としている。国際障害者年におけるWHOの定義では「障害者の自立とは自己決定権の保障」であった。自立の中に適切な依存は含まれるのである。この考えはすべての人に共通すると考えている。そのうえで、あえて生きづらさを抱える子ども・若者に訴えやすい表現を採った。

第2に「居場所」という言葉に込めた意味である。居場所とは単に物理的な場所ではなく途中経過施設でもない。そこには人とのふれあいが必須であり、安心して自分を表現できる場所を指す。イギリスでは孤独による社会的損失を4.7兆円と試算して担当大臣を置いており、我が国もそれに倣っ



ている。本来は、人生のすべてのステージにおいて必要なことである。

さらに、第3として「人と支えあいながら共に生きていける」ことは人としての成長の証しであり、そこに人格の成熟を見てよいと思われる。

第4は国の大綱にある「活躍」という言葉を外したことである。人それぞれに所を得て、支えあいながら生きていくことを理念にすればあえて活躍はいらないのである。

なお、第1期計画の積み残しの中から「当事者である子ども・若者の計画への参画」は部分的ではあるが実現できたことを喜びとしたい。計画に参加した若者やフリースペース利用者へのインタビューも掲載している。また、第2期の重点課題3部会の検討内容はできるだけ内容を盛り込む努力をした。これらの具体化も今後の課題になる。短期間ではあるが充実した議論は未来に向けた地域社会の在り方が垣間見え希望が感じられるものになった。

最後になるが、国はこの4月にこども家庭庁を発足する。それに合わせてこれまでにあった「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の内容を含み、子ども施策を総合的に推進するための「こども大綱」を秋ごろまでに閣議決定する方針を示した。追い風をはらみながら、品川区としての独自性を生かした展開を期待したい。

令和5年3月

専門委員会委員長 河津英彦

特集①

検討部会を通して

子ども・若者計画策定に携わった若者へのインタビュー

本計画の策定にあたっては、区内に在住・在学する大学生にも検討委員として参画いただき、実際の若者の声を反映しました。委員を務めた永田翔さんと和田桃花さんに、会議に参加してみでの感想や、コロナ禍における若者の状況、若者の地域参加等についてお話いただきました。聞き手は、お二人が参画した部会の部会長の萩原建次郎先生（駒澤大学教授）です。



——お二人には、私が部会長を務めた「様々な体験活動の充実」部会に参加いただきました。これまでの学生生活の中でもあまりない経験だったかと思いますが、参加してみでの率直なお気持ちを聞かせてください。

永田さん 大学の委員会活動にて学生が中心の会議に大人が混じっていることはありましたが、大人が中心の会議に参加する経験はなかったので新鮮でした。これまで、孤立は自己責任と思っていましたが、地域の人が居場所を作ろうとしていることを会議で知ることができました。

和田さん 私は公務員の仕事に興味があり、会議に参加しました。品川区は住民に様々な支援を行っていることが分かり、有意義な経験でした。また、自分が何となく思っていたことが、専門的な知識を持った方々によって具体的になり、計画に反映されたことも嬉しかったです。

——永田さんは会議の中で、小さい頃に「どんぐりおじさん」と呼ばれる地域の大人と接した経験話をされていました。

永田さん 集団下校時に付き添ってくれた方で、どんぐりのような帽子をかぶっていたため「どんぐりおじさん」と呼ばれていました。毎日一緒に帰る中で友達のように親しくなり、親の次、先生よりも身近な存在で、未だに心に残っています。

——和田さんにも、親でも先生でもない、そうした身近な大人と接した思い出はありますか？

和田さん 小さい頃、北品川児童センターで、週1回、子どもと対等に関わって遊ぶ「あそび隊」の大人は、思い出に強く残っています。

——仲良く遊ぶというだけであれば、周りの友達でも同じかと思いますが、大人であるということが、思い出に残る理由になっていそうです。

和田さん あだ名で呼んでくれ、敬語で話す必要もない関係が、先生等他の大人と異なり、年齢の壁を超えた安心感に繋がったのだと思います。

永田さん 今はそうした大人がいなくなっている印象を受けます。親も自分の子どもが知らない大人と接するのは嫌がるのではないのでしょうか。

——和田さんから、会議の中で「今の大人や社会はそう簡単には信頼できない」というお話がありました。

和田さん 大人に対し今抱えているイメージは、小さな頃のイメージとは違っていています。昔は、単に遊びを楽しみたいという理由だけで他者と繋がっていましたが、大きくなると人間関係の背景にある動機が複雑になるので、簡単に相手を信頼してはいけないと思うようになりました。

永田さん 私も和田さんと同じ考えです。年上に限らず、同年でも信頼できないと感ずることがあります。例えば、マルチ商法にはまっている学生も多いと聞いています。

——まさに、今の子ども・若者に何が起きているのかという、この計画の根本の部分を示すお話だと思います。今後もこうした状況を踏まえて、区の施策を考えていく必要があるでしょう。

——ところで、コロナ禍により、若者の生活はどう変わりましたか？

永田さん 大学2・3年生は様々な制限等で厳しく、普通の大学生活が送れた1年生の楽しかった経験がなけれ

ば辛かったと思います。授業がオンラインになった等良かった点もありますが、オンラインでのグループワークではグループ内の限られた学生間でしか繋がりが深まらなかったように感じます。

和田さん 大学入学前は友達をたくさん作って楽しみたいと思っていましたが、入学直前にコロナ禍が始まったため、あまり人と関わることはできませんでした。今では優先順位が変わり、わざわざ時間やアルバイトで稼いだお金を費やしてまで人と遊んだり、何かに取り組みたいとはあまり思わなくなりました。



——学生時代の人との関わりは、卒業後、社会に出て地域や社会と繋がり、貢献する上での素地になると思います。こうしたことは、誰かから強制されるものではなく、自発的に行うことですが、お二人にはそうした意志はありますか？

永田さん 将来、自分の子どもの居場所を作ったり、歳を取った後の生き甲斐を作るという意味で大事だと思いますが、社会人になると週5日で仕事があり、休日は自分の好きなことをしたいので、自分から参加しようとは思いません。

和田さん 今回、小さい頃の経験が財産になると気付いたので、地域や社会と繋がる意義は理解していますが、なかなか地域活動には参加できないと思います。

——どういうきっかけがあれば地域活動に参加しますか？

永田さん 最初は、仲の良い人に誘われ、何らかの魅力的なメリットが得ら

れると参加しやすいです。一度参加してみて楽しければ、何回も行くかもしれません。

和田さん 家族や信頼できる共通の友人が参加していて安心できる等の情報や地域の繋がりが重要となる災害対策等といった目的、参加により得られる経験・メリットが必要だと思います。また、大人になるにつれ、コミュニティが限られてくるので、青少年になってから新たに関わりを作っていくのは難しいことから、小さい頃から参加できるような仕掛けがあるとよいのではないのでしょうか。

——今の若者の状況がよく分かるお話です。信頼や安心が損なわれ、繋がりが弱くなり、孤立化しやすい状況をどうしていくか、世代間の繋がりをいかに育んでいくかが今後の課題なのだと思います。最後に、お二人の意見が反映されたこの計画に期待することを教えてください。

和田さん 会議に出て、年上の世代の方々が若者と関わりたいと思っていることがよく分かりました。区が若者と年上の世代の方々と間に立って意見を共有し、地域密着で計画を進めていけると良いと思います。

永田さん 計画に自分の考えが反映されたことはとても誇らしく思います。ぜひ、若者のためになるような計画になってほしいと思っています。

——こうした場に参画できたことは、大人の私でもとても嬉しいので、その気持ちはよくわかります。本日はありがとうございました。



子ども若者応援フリースペース利用者へのインタビュー

子ども若者応援フリースペース（P84参照）は、「安心できる・自信がつく・仲間がいる」をコンセプトにした、誰でも無料で利用できる子ども・若者の居場所です。学校に通えなくなったり、仕事から長期間離れていたりすると、人とのつながりが薄れていき、孤立しがちです。フリースペースでは、一人ひとりを大切にしながら、人とのつながりを保ち、次の一步を応援する活動を進めています。フリースペースを利用している若者たちに、どんな経過でつながり、どんな思いを持っているのかインタビューしました。

（Aさん 区内在住 男性20代）

（Bさん 元区内在住 女性20代）

聞き手は、子ども若者応援フリースペースの運営責任者である中塚 史行さんです。



——フリースペースにつながるきっかけは何だったのですか？

Aさん 父子家庭で育ちましたが、父は仕事で忙しく、一人で家にいることが多くて、気持ちも塞ぎ込みがちになり、中学の後半で不登校になりました。高校は夜間定時制に進みましたが、昼間の時間が暇だったこともあり、子ども家庭支援センターの相談員からの紹介でフリースペースを知りました。

Bさん 中学のころから私は不登校で一日中家にいて、ずっと寝ている生活をしていました。ある日、通っている塾の先生に「秘密基地があるから行ってみる？」と言われ、面白そうだし暇だから連れて行ってもらいました。それがきっかけでした。

——フリースペースの印象はどうでしたか？

Aさん 相談員の人々が熱心に誘ってくれて、フリースペースには何度か行きましたが、最初はなかなかじめず、誰とも話しができませんでした。対人恐怖もあって、スタッフが話しかけてくれても逃げ回っていました。それでも、学校の勉強を教えてもらったり、一緒にゲームをしたりして少しずつスタッフやまわりの利用者とも距離が近くなりました。そのうち毎日顔を出すようになりま

した。

Bさん フリースペースには午前中から行って、お昼ご飯を買っていったり、フリースペースで作ったりしていました。災害用のアルファ化米があって、初めて食べたときすごくおいしくて感動したのを覚えています。家だとひとりぼっちですが、フリースペースではみんなとワイワイ言いながらご飯を食べることが楽しかったし、楽しみでした。

——他にはどんな思い出がありますか？

Aさん 週に1回、社会体験プログラムで田んぼ作業があって、フリースペースと連携しているNPOの人たちと郊外で農作業をするのですが、都会で生活している自分にはとても貴重な経験をしています。朝早いのが大変ですが、自然にふれることができ、気持ちもリフレッシュできます。

Bさん 私がいいなと思うことは、フリースペースは年齢もごちゃまぜで、スタッフもスタッフとは思えないところなんです。おしゃべりをしたり、ボードゲームをしたりしていると、だんだん盛り上がってきて、いったい誰がスタッフで、誰が利用者なのか区別がなくなるときがあります。そんな自由でお互いの壁がない感じが私は



好きです。

——これまでつらいことなどありましたか？

Aさん コロナ禍でフリースペースの利用が制限されてしまったときはつらかったです。外に出ることもできず、親も帰りが遅くなることが多かったので、家でひとりぼっちの時間が多くなりました。そのときはとても苦しい気持ちになり、モヤモヤとした不安感がこみあがってきて、とても情緒不安定になりました。

そのことをスタッフに相談したところ、一緒にどうしたら良いか考えてくれました。ひとりぼっちでさみしいとき、スタッフに連絡したら、オンラインで一緒に食事をしてくれました。たとえ画面越しでも、誰かと一緒にいるという気分になったので、とても安心できました。

Bさん 中学生のとき、集団が苦手で、学校に行けなかったけれど、高校は少人数で、自分のやりたいことができたから3年間通えました。高校は楽しかったのだけれど、大学に入ったら、また「あれっ？」という感じになり、だんだんと遠のいてしまいました。家にも居づらくなって、夜遅くまで家に帰らず、外でブラブラすることもありました。フリースペースのスタッフには、あまり相談とかはしなかったけれど、ときどきイベントの手伝いなどに声をかけてくれて、気晴らしに行くことができました。勉強は苦手だけれど、背中を押してもらえて、今は学習支援のアルバイトをしています。

——この計画に期待することを教えてください。

Aさん フリースペースもだんだんと利用者が多くなり、

とてもにぎやかになりました。そのことは悪いことではありませんが、スタッフが忙しくなってしまったので、なかなか相談しにくくなったのが残念です。もっとスタッフを増やしてもらって、いつでもすぐに相談にのってもらえるようにしてほしいです。

また、人数が増えたことで、部屋もせまくなって少し窮屈になってきました。引っ越ししてからは、家から少し遠くなってしまったので、家の近くに第2、第3のフリースペースがあると嬉しいです。

Bさん コロナ禍で、みんなでワイワイとごはんを食べることができなくなったのが残念です。前のように、いっしょにご飯をつくったり、いっしょに食べたりすることができるといいなと思います。

ずっとフリースペースにいたいけれど、だんだん大人になってきて、将来の生活が不安になります。資格とか、働く準備とか、そういうこともフリースペースで応援してもらいたいです。

いま手話通訳士になるための勉強をしています。ろう者のための居場所もあったらいいなと感じています。いろいろなタイプの居場所があって、いろいろな人が交わる場が、もっと増えてほしいなと思います。



3 部会の検討内容

様々な体験活動の充実 検討部会

近年、いじめ、不登校、非行問題だけではなく、長引くひきこもりや貧困問題、ヤングケアラー問題など、支援すべき課題が多様に分岐し、そちらに議論と予算、社会資源投入に力点が置かれるようになってきた。しかし、そうした多様化する課題への救済的措置などは、すべての子ども・若者を対象とする青少年育成が土台・基礎となった上に積み上げられるものではないかということが、本部会の重要な論点となった。さらに議論を進める中で、子ども・若者支援の喫緊の課題が多様化・拡散するなかで、本来土台として欠いてはならない、地域の青少年育成の土壌がやせ細り、そのことがより一層、子ども・若者の育ちの困難さを複雑化させているという認識に至った。このことは、近年の子ども・若者支援施策と従来の青少年健全育成施策との関係性を再考させ、すべての子ども・若者が健やかに育つ地域コミュニティづくりの在り方と、本計画全体の方向性を考える上でも大事な議論となった。

生きづらさをもつ子ども・若者への支援 検討部会

不登校やひきこもり等社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者は、複雑で複合的な課題を抱えている場合が多く、相談内容は、雇用、教育、福祉など多岐にわたる。そうしたことを背景に、第1期計画では、総合相談拠点の設置や伴走支援に力を入れてきたが、近年、メンタルヘルス、自傷、自殺など、より重いケースの相談が寄せられるようになった。また、総合相談拠点においては、家庭、学校・職場につぐサードプレイスとしての役割だけではなく、ファーストプレイス化する利用者への対応も必要とされていることが、現場から報告されている。第2期計画では、従来の支援を継続しつつも、より一層、関係機関との連携強化や人材育成を図っていく必要があることが議論となった。

環境格差への対応・均等な教育機会の確保 検討部会

子どもの貧困や環境格差は、世帯収入や雇用のほか、世帯状況や生活環境などの、子どもを取り巻く様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いため、区では平成28年度より組織横断的に「子どもの未来応援プロジェクト」を展開・実施している。本部会ではこれまでの区の事業展開をベースに、令和4年度に新たに実施した「小中学生の生活状況調査」「ひとり親家庭調査」を活用し、前回調査との比較検証や事業実績などから、今後の事業展開の方向性を議論した。議論にあたっては、「子供の貧困対策に関する大綱」にあるように、教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援の4つの観点から考察を行った。これまで実施してきた事業を再構築し、改めて「子ども・若者計画」に体系的に位置付けることで、関連事業や関連部署とのさらなる連携を図りながら、相互補完的な事業推進や相乗効果が期待できる。

特集②

事業紹介

総合的な相談拠点の整備

品川区では、平成30年に子ども・若者計画を策定して以降、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を対象にした拠点整備（総合相談・居場所づくり）に力を入れてきました。

子ども若者応援フリースペース

子ども若者応援フリースペースは、「安心できる・自信がつく・仲間ができる」をモットーに、小学生から若者まで自由に過ごせる居場所として平成28年から活動が続けています。10代・20代を中心に、毎日20人ほどがフリースペースに来ていますが、ゲームをしたり、マンガを読んだり、スタッフとおしゃべりしたり、それぞれリラックスして過ごしています。

子ども向けには、お菓子づくりやプログラミング教室などのイベントも開催しており、若者向けには、農作業体験や地域イベントの手伝いなどの、「社会体験プログラム」をおこなっています。

また、不登校やひきこもりをかかえる保護者や家族が、悩みを出し合い、情報交換をする「おや親カフェ」「おしゃべり座談会」も開催しています。

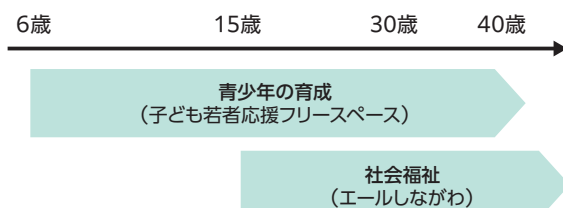
家庭でもなく、学校・職場でもない、第三の居場所（サードプレイス）として、ぜひ気軽に相談・利用していただければと思います。

【場 所】西品川1-16-2 ファミリー西品川

【開 所 日】月曜日～金曜日 10:00～19:00

【問い合わせ】03-6421-5471

イメージ図



エールしながわ

エールしながわは、令和元年10月より開始しました。ひきこもりのことで悩みを抱えるご家族やご本人の社会参加に向けて、きっかけをみつけられるようサポートしています。サポート内容は、①電話や窓口での相談対応、②ひきこもり学習会・家族懇談会の開催、③社会体験の実施となっています。社会体験については、ネットワークを活かしながら、簡単な事務や軽作業、野菜の栽培など、ご本人の特性・希望に応じたオーダーメイドのメニュー（20種類以上）をご用意しています。社会体験を通じ経験値を高めることで、ご本人の緊張や不安を軽減し、次のステップである社会参加をスムーズにしています。対象は、おおむね15歳～49歳までです。

まずはお気軽にご相談ください。一緒に考えていきたいと思ひます。

【場 所】大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階

【開 所 日】①窓口対応 火曜日・木曜日 9:00～17:00
②ひきこもり学習会 奇数月 第2金曜日 18:30～20:00
家族懇談会 毎月 第3土曜日 13:30～16:00
③社会体験 月曜日～金曜日 9:00～17:00

【問い合わせ】03-5718-1273



伴走支援

子ども若者応援フリースペースやエールしながわでは、直面している問題に対して、一直線に解決を目指す支援だけでなく、広い視野を持って、共に考え活動し、支えあう援助（＝伴走支援）を行っています。

- 生きづらさをもつ子ども・若者の多くは、複雑で複合的な課題をもっています。
- 長期的な視野にたった支援が必要です。
- まずは、信頼関係をつくること、ゆるやかなつながりを持つことが大切です。
- 信頼関係を構築するためには、安心して自分らしく過ごせる居場所と、信頼できるスタッフの存在が必要です。
- ひとりで抱え込まず、不安や心配を自然に相談できる場や人間関係が必要です。

居場所×学習支援 ファミリー西品川の取り組み

品川区では、区民住宅ファミリー西品川（西品川1-16-2）の空き室を転用し、経済面、精神的不安や人間関係など様々な理由から生きづらさを感じている子ども・若者の居場所づくりや学習支援事業を一体的に支援できる施設を令和3年6月よりスタートしました。

これまでの子ども・若者支援は、福祉部門や子育て支援、青少年育成を担う部門が、それぞれの拠点で事業を行っていたため、利用者の橋渡しやスタッフ間の連携が課題となっていました。しかし、ひとつの建物で事業を展開することにより、担当セクションが分野を超えて取り組みやすくなり、個人の状態に合わせた支援の選択肢が広がりました。

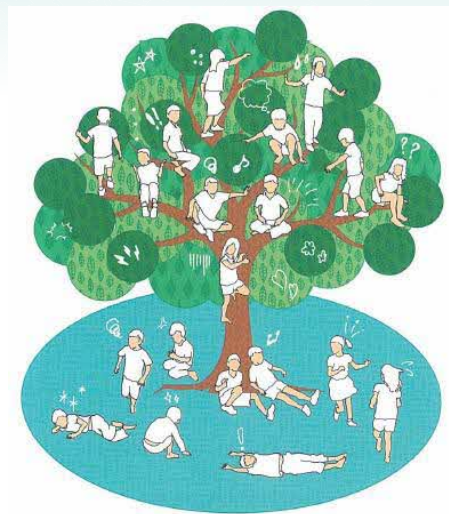


Illustration : Yuichi Tanabe

1～2F（104号室、105号室、205号室）

子ども・若者の居場所

子ども若者応援フリースペース

フリースペースでは、専門性を持つスタッフが常駐し、グループ活動や個別相談を行っています。（P84参照）

3F（304号室、305号室）

子ども・若者の学習支援

ぐんぐんスクール

ひとり親家庭の経済的・精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、小学校5年生～高校生を対象とした個別の学習指導や進路相談を行います。

あした塾

生活困窮世帯の中学生を対象とした少人数学習指導を行い、基礎学力の向上、希望校への進学を目指します。

ドリームサポート

生活困窮世帯の中高生や20歳未満の高校中退者などの自学自習の場、学習に関する相談を受け付けます。

コロナ禍における地域の取り組み

「荏原第五お家で地域くえすと☆」(令和2年度実施)

令和2年9月26日(土)、品川区の地区委員会事業では初の試みである、オンライン事業「荏原第五お家で地域くえすと☆」を開催しました。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によって多くの地域イベントが中止になる中、直接集まらなくても子どもたちに楽しんでもらう事が何かできないかと思い企画したものです。

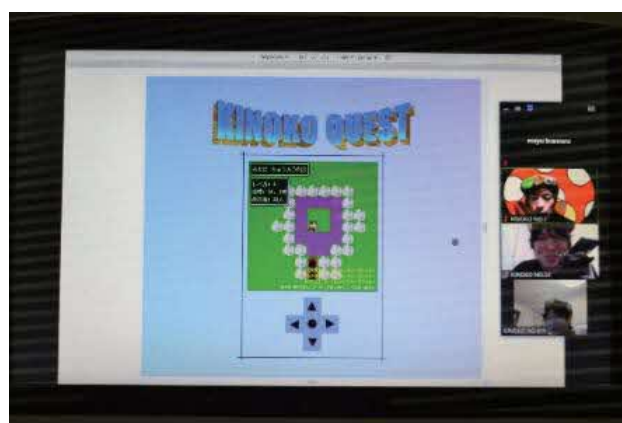
参加者は「勇者」の役目を担い、ゲーム上の荏原第五地区「エバーランド」を舞台に、その地区の平和を取り戻すため10の町会を巡りながらクイズ等に挑戦しました。ゲームの中で出題されたクイズは地域に関わるもので、戸越小学校や豊葉の杜学園の生徒が作成しています。

当日は、戸越小学校や豊葉の杜学園の1～4年生等の親子約40組が、それぞれの自宅からオンラインで参加しました。また、地域センターでゲームの進行状況を確認していた地区委員の皆さんもゲームに挑戦し、苦戦しながらもクイズに回答するなど楽しんでいました。

事業後のアンケートでは、「家族でワイワイ楽しめた。」「地域のことを知ることができてよかった。」「また参加したい!」などの感想があり、多くの方に喜んでもらうことができました。

コロナ禍で子どもたちが地域にかかわる機会が減ってしまっている中で、家に居ながらも親子で一緒にクイズを楽しみながら、地域のことを知るきっかけとなる取り組みになりました。今回のゲームをきっかけに、実際にクイズに出てきたスポットへ訪れていただけると嬉しいです。

(青少年対策荏原第五地区委員会)



品川コミュニティ・スクール～地域とともにある学校づくり～

品川コミュニティ・スクールとは・・・

品川区では、地域とともにある学校づくりを目指し、平成28年度から平成30年度にかけて全小学校・中学校・義務教育学校を品川コミュニティ・スクールとして指定しました。

品川コミュニティ・スクールとは、学校と地域が連携して、子どもたちを育てていく仕組みのことで、保護者、地域住民、学識経験者等が学校運営に参画することで、学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組みます。また、地域全体で学校教育を支援することで、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域の人材の有効活用や地域の教育力の活性化を図ります。

この取組により、学校が元気に、地域が元気になることを目指しています。

未来を切り拓く力の育成をめざして ～地域とともにある学校づくり～

学校運営に参画する 校区教育協働委員会

保護者、地域住民、卒業生など様々な人たちが委員となり、どのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有。「学校運営の基本方針の承認」「教育活動の評価」「区費教職員等の活用への意見」「学校支援活動の企画・調整」の4つの役割を有します。



地域と学校をつなぐ

学校地域コーディネーター



学校支援を行う 学校支援地域本部

学習支援活動

【品川地域未来塾】
各校、様々なスタイルで、授業時間外に「学びの場」を提供しています。



卒業生・在校生
の保護者

授業支援活動

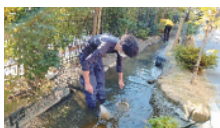
「家庭科」「町たんけん」「職場体験」「市民科」など、授業の質の向上を目指して様々な支援しています。



卒業生
学生
商店街

環境整備支援活動

学校花壇や畑、蔵書整理、校内掲示など、得意なことを生かして、地域の方々が活躍しています。



企業
関係団体
NPO
地域団体

その他

あいさつ運動、朝運動、お祭り、学校行事補助、部活動支援、ボランティア活動など多様な取り組みが行われています。



町会・自治会

教育総合支援センターの取り組み

教育総合支援センターでは、不登校やいじめなど学校や教育に関するお悩みについて、下記の3つの機関で相談や支援を行っています。

教育相談室

品川区在住のお子さんの悩みや心配について、本人と保護者のご相談にお応えします。

- ▶ カウンセラー（心理）と教育専門の相談員で対応しています。
- ▶ 電話相談と来室相談（要予約）が可能です。
- ▶ 来室相談については、カウンセリングまたはプレイセラピーを行います。

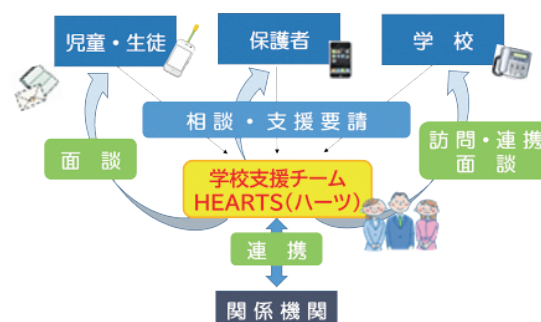


学校支援チームHEARTS(ハーツ)

不登校やいじめ等のお困り事に対して、区立学校在籍のお子さん、学校、家庭と共に解決に向けてサポートします。



- ▶ ソーシャルワーカー、カウンセラー、元警察官、指導主事、教育アドバイザーで対応しています。
- ▶ 来室相談、家庭訪問や学校訪問等のアウトリーチ支援（要予約）を行います。



マイスクール(八潮・五反田・浜川)

不登校およびその傾向にある区立学校在籍の子どもたちに対して、社会的自立ができるようにしていくための支援を行っています。

マイスクール八潮

対象学年 ▶ 3～9年生

教科学習、校外体育学習や菜園活動等の体験活動、子ども同士や指導員、地域等とのかかわる交流活動を行っています。



マイスクール五反田・浜川

対象学年 五反田 ▶ 5～9年生
浜川 ▶ 7～9年生

個別学習を中心とした活動を行っています。



資料編

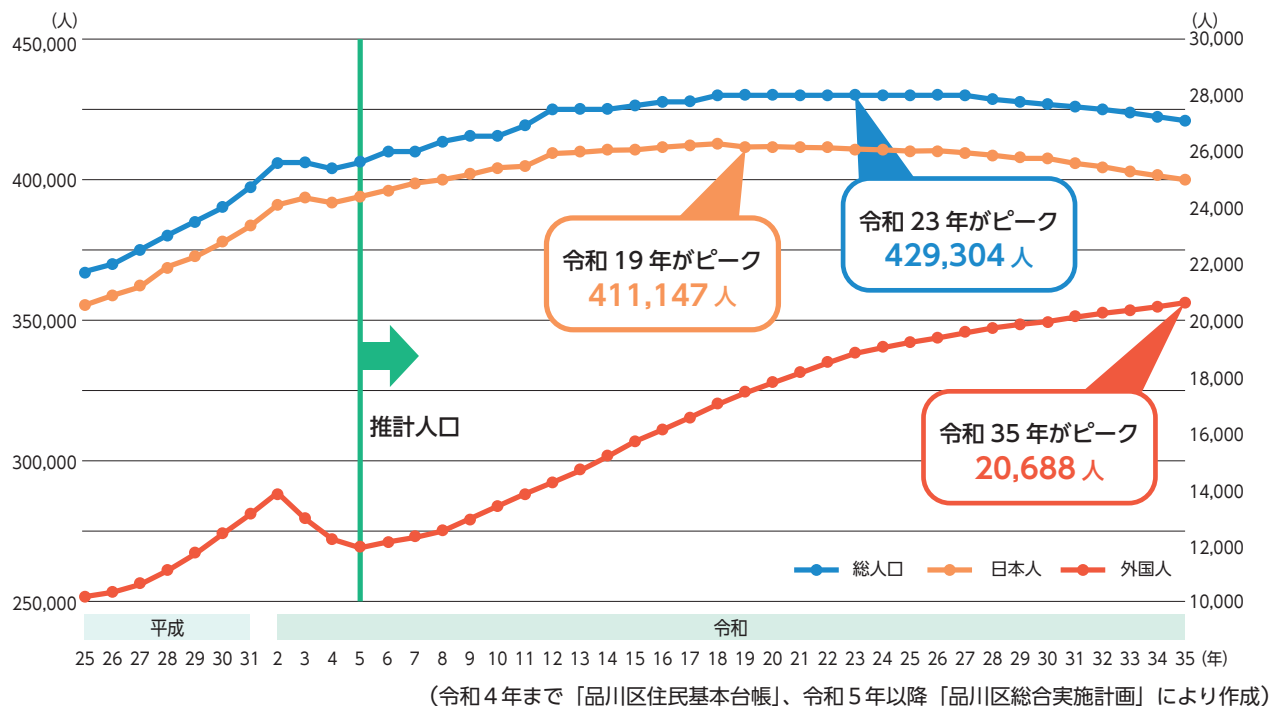
子ども・若者を取り巻く状況

1 子ども・若者人口の推移

(1) 人口の推移・予測（品川区）

総人口は、令和23年にピークの429,304人を迎えた後、減少に転じる見込みです。外国人の人口は、令和35年まで増加が続く見込みです。

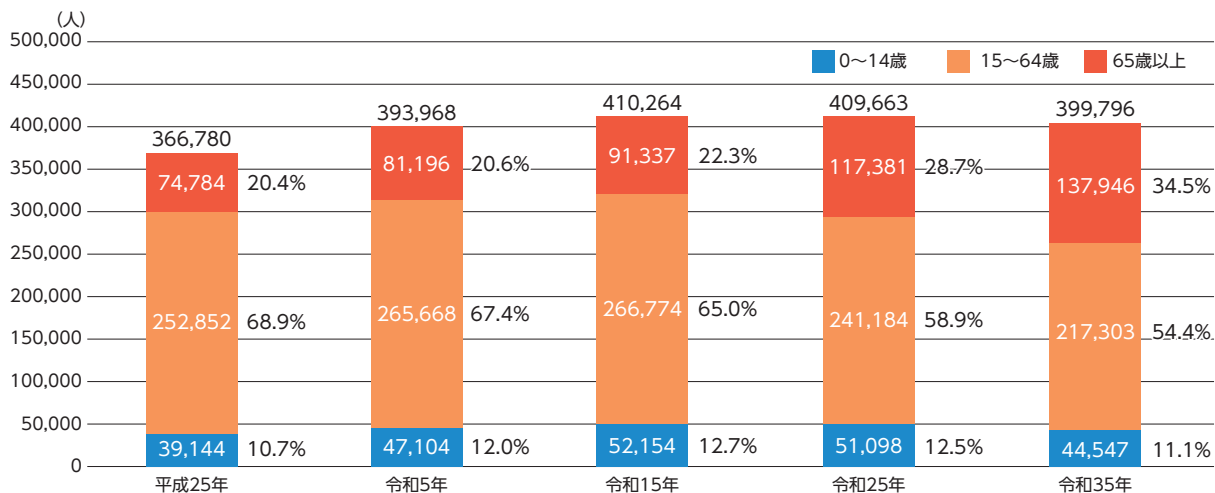
図表1 品川区の総人口の推移・予測



(2) 年齢3区分別人口の推移・予測（品川区）

人口増に伴い、年少人口も実数・構成比共に当面は増加が見込まれるものの、人口増のピークアウトと共に、実数・構成比いずれも縮小が見込まれています。

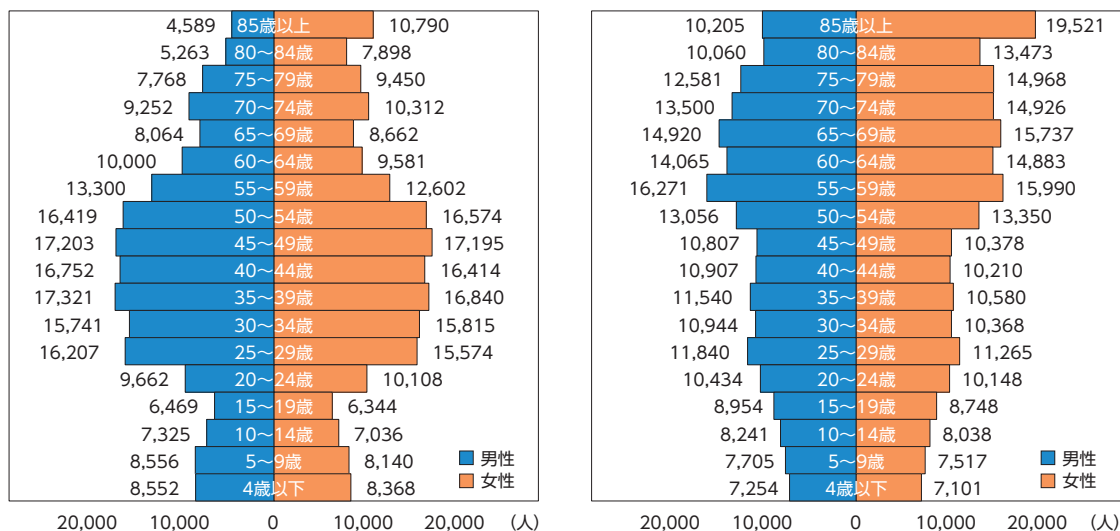
図表2 年齢3区分別人口の推移・予測



(3) 5歳階級別人口構成の変化予測（品川区）

令和5年時点では生産年齢人口が多くを占めていますが、令和37年にはそれらボリュームゾーンが高齢化し、逆ピラミッド型の超高齢社会となることが見込まれています。

図表3 5歳階級別人口構成（左=令和5年・右=令和37年）

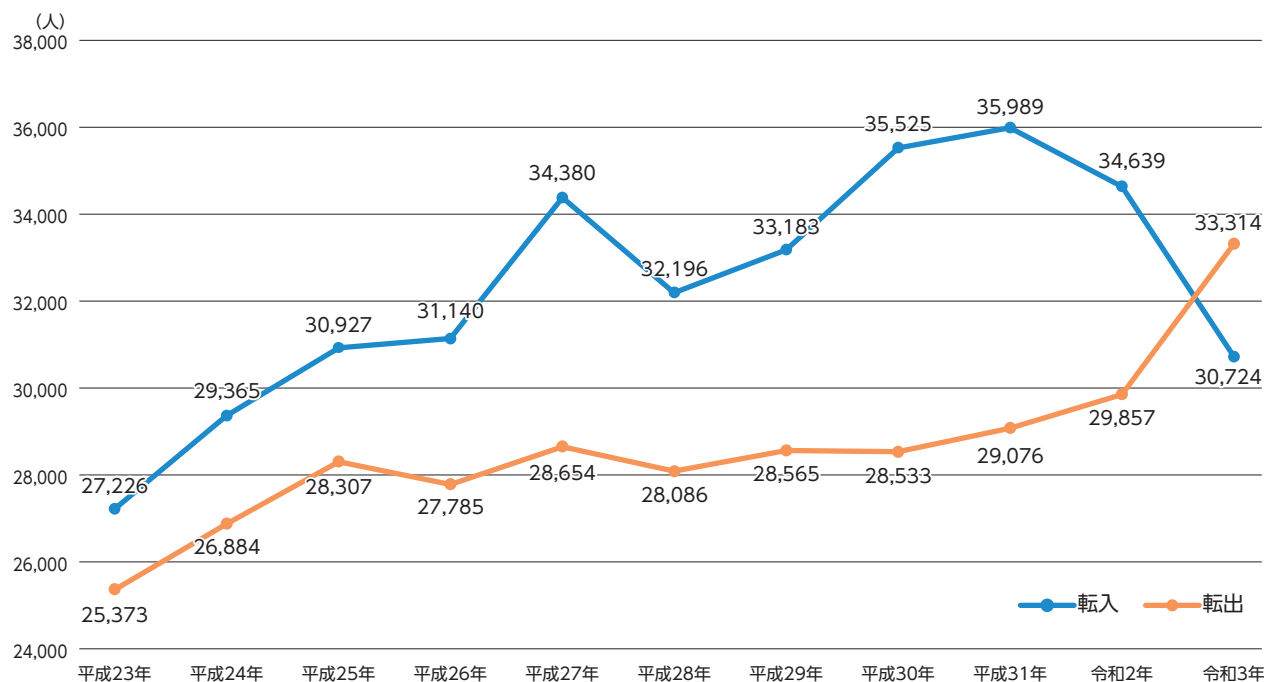


（「品川区総合実施計画」より作成）

(4) 転出入の推移（品川区）

令和2年まで転入超過が続いていましたが、令和3年は転出超過となりました。

図表4 転出入の推移

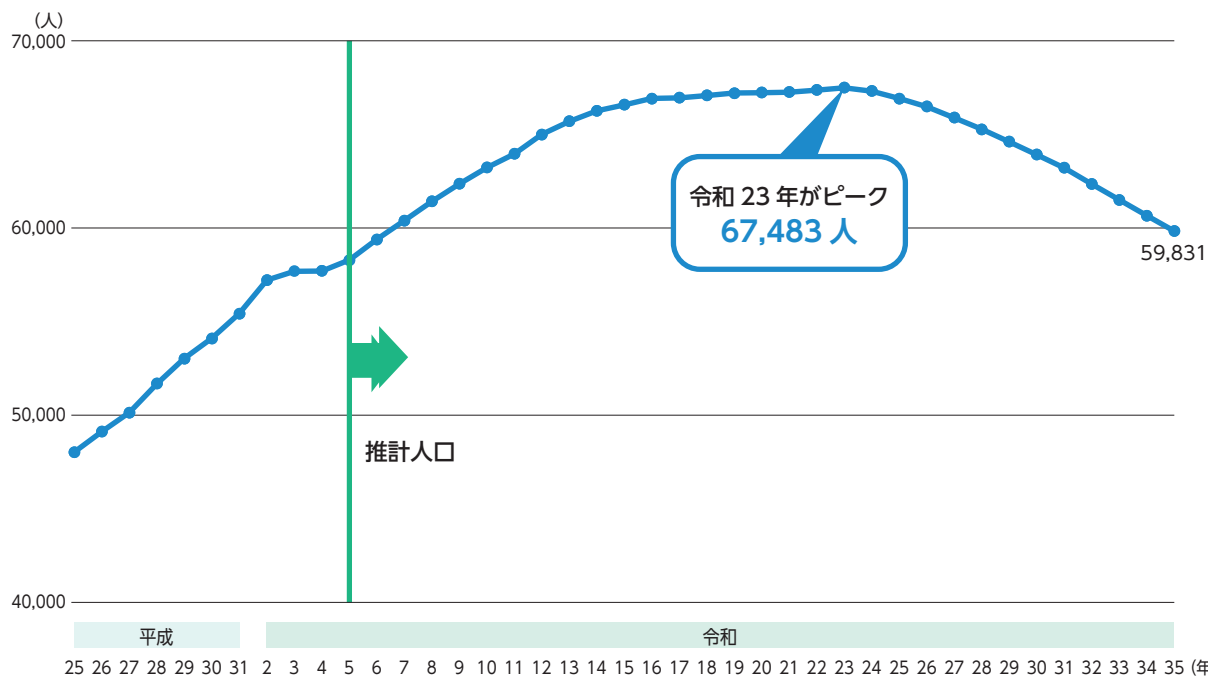


（「品川区住民基本台帳」より作成）

(5) 0歳～18歳人口の推移と将来推計値（品川区）

18歳以下の人口は、令和23年にピークの67,483人を迎えた後、減少に転じる見込みです。

図表5 0歳～18歳人口の推移と将来推計値

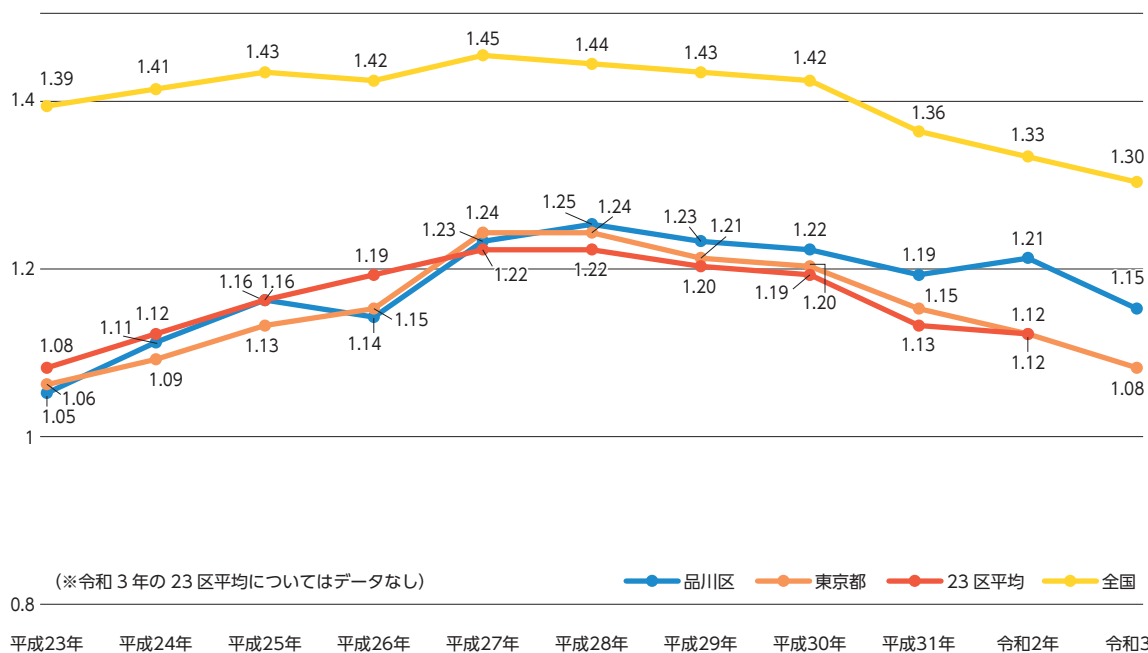


（令和4年まで「品川区住民基本台帳」、令和5年以降「品川区総合実施計画」より作成）

(6) 合計特殊出生率の推移

品川区の合計特殊出生率は、平成28年までは増加していましたが、以降は減少が続いています。全国水準は下回るものの、平成28年以降は東京都や23区平均と比べると上回っています。

図表6 合計特殊出生率の推移



（※令和3年の23区平均についてはデータなし）

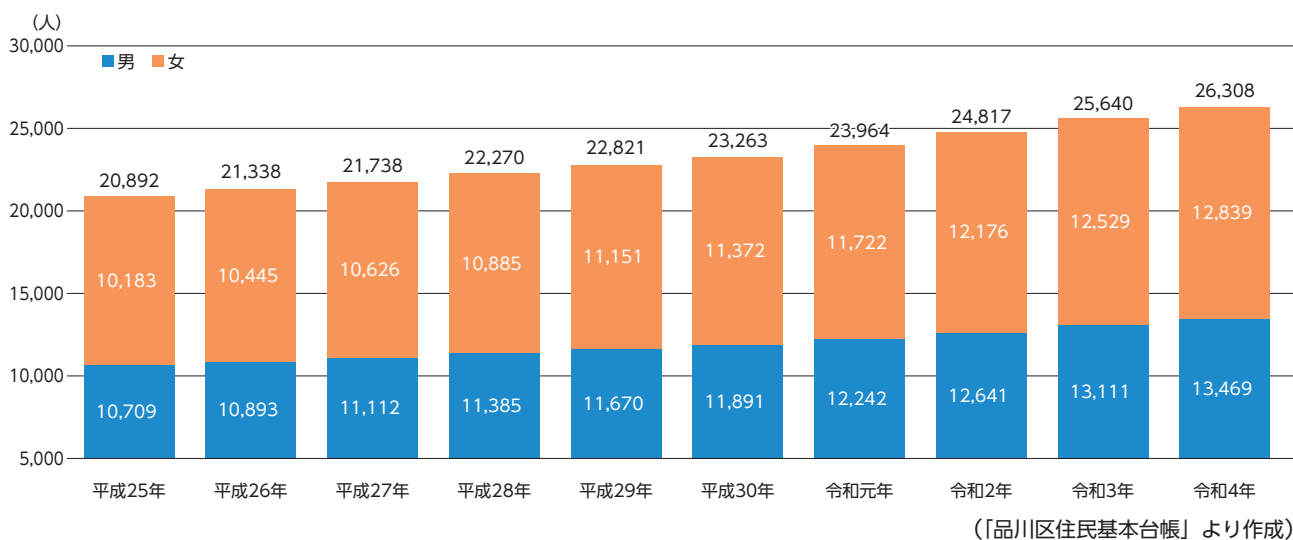
（厚生労働省及び東京都福祉保健局「人口動態統計」、地域振興部地域活動課「合計特殊出生率の推移」より作成）

2 子ども・若者の進学・就労等の状況

(1) 就学人口の推移（品川区）

就学人口（7歳～15歳の人口）は、増加を続けています。

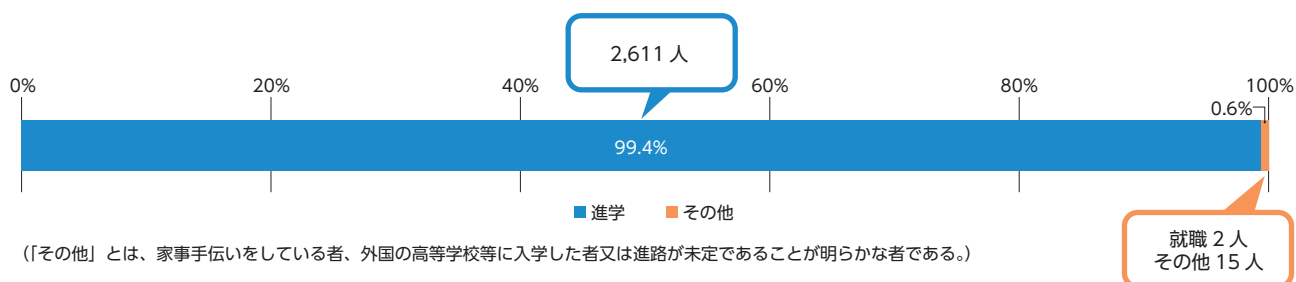
図表7 就学人口の推移



(2) 区立中学校の卒業後の状況（品川区）

令和3年3月の中学校および義務教育学校の卒業者2,628人のうち、99.4%（2,611人）が進学しています。

図表8 区立中学校の卒業後の状況

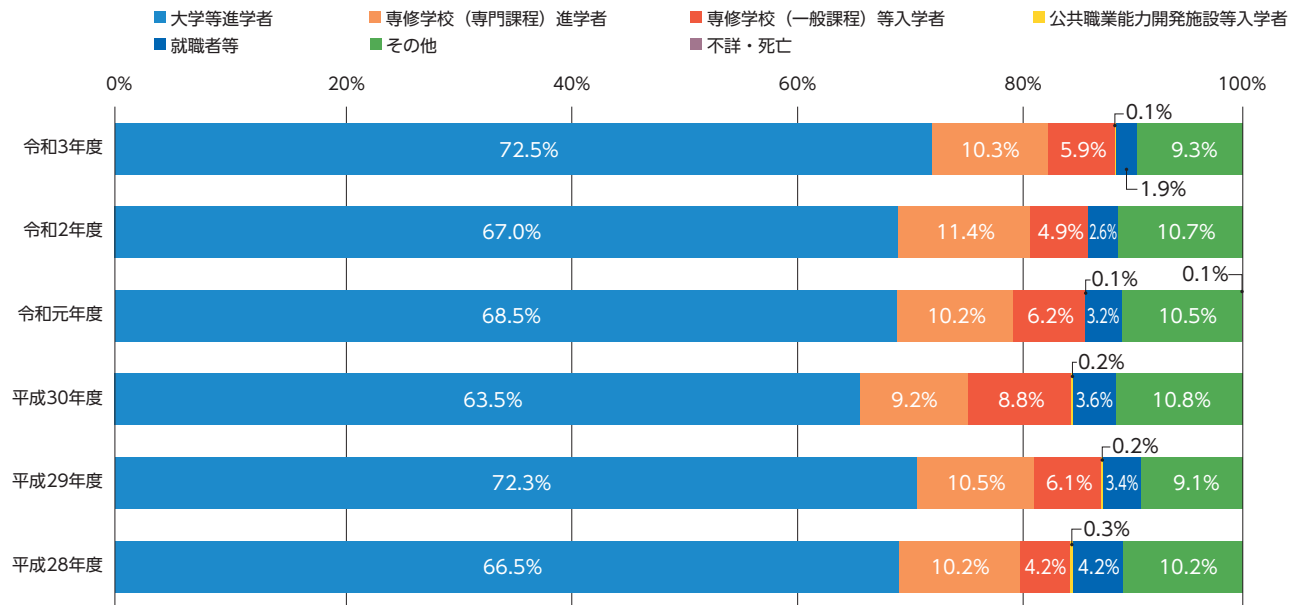


（「品川区住民基本台帳」より作成）

(3) 高等学校卒業者（全日制及び定時制）の卒業後の状況（品川区）

令和3年3月現在の高等学校の卒業者は2,886人で、前年度の2,786人から100人増加しました。進学率は88.8%で、前年よりも5.5ポイント増加しました。就職率は1.9%で、平成30年度以降減少が続いています。

図表9 高等学校（全日制及び定時制）卒業後の状況



（「その他」とは、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者又は進路が未定であることが明らかな者である。

令和元年度以前の「就職者等」には、雇用契約期間が1年未満で期間の定めのある者及び雇用契約期間の長さにかかわらず短時間勤務の者を含まない。）

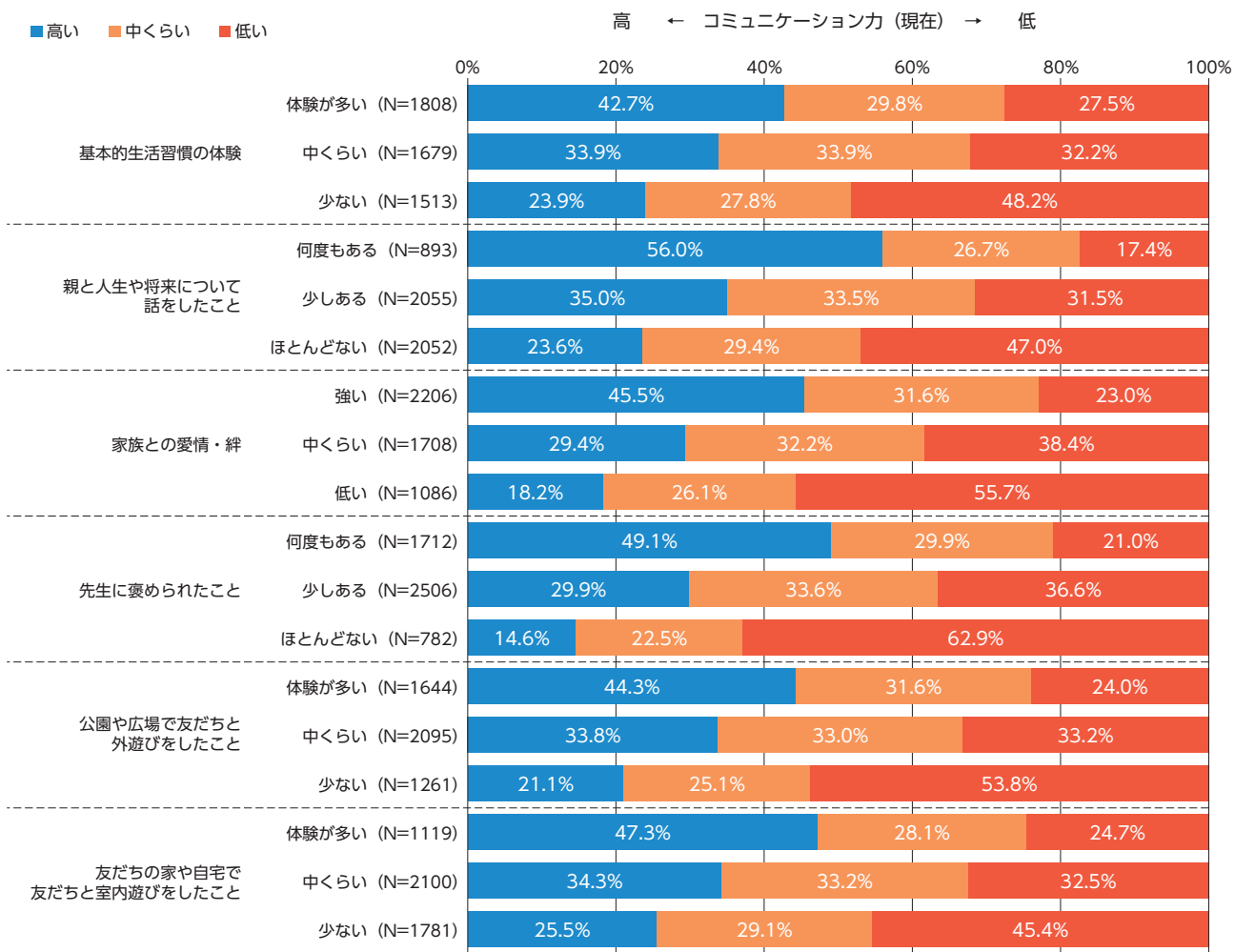
（東京都総務局「学校基本調査」より作成）

3 子ども・若者の体験活動や遊びに関する状況

(1) コミュニケーション力と子どもの頃の体験（全国）

子どもの頃に基本的な生活習慣の体験が多かった人、先生や友だちとの関わりが多かった人ほど、コミュニケーション力が高くなる傾向がみられます。

図表10 コミュニケーション力と子どもの頃の体験の関係

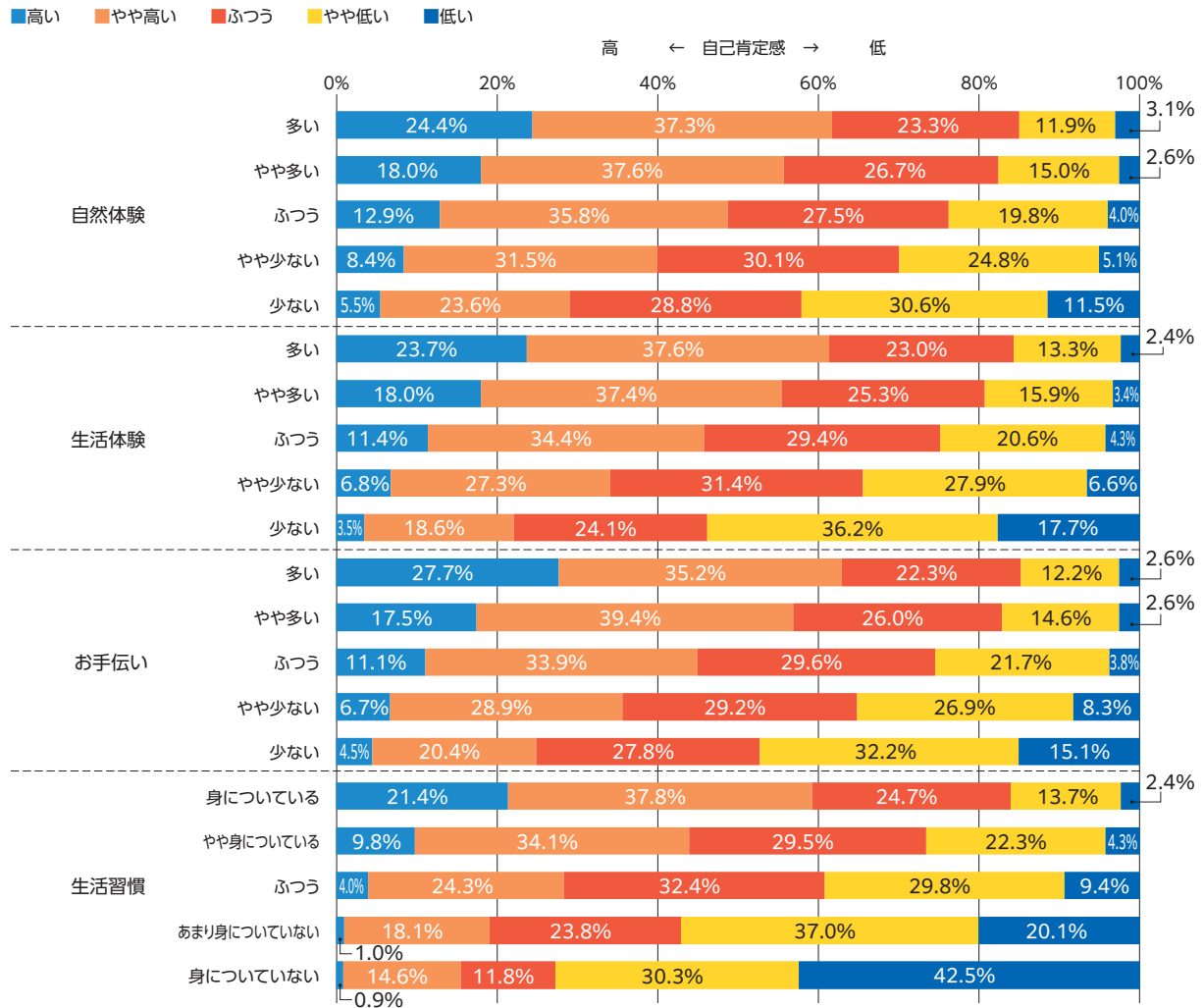


（国立青少年教育振興機構「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」より作成）

(2) 体験と自己肯定感の関係（全国）

自然体験や生活体験が豊富な人、お手伝いを多くしていた人、生活習慣が身についている人ほど、自己肯定感の高い傾向がみられます。

図表11 体験と自己肯定感の関係

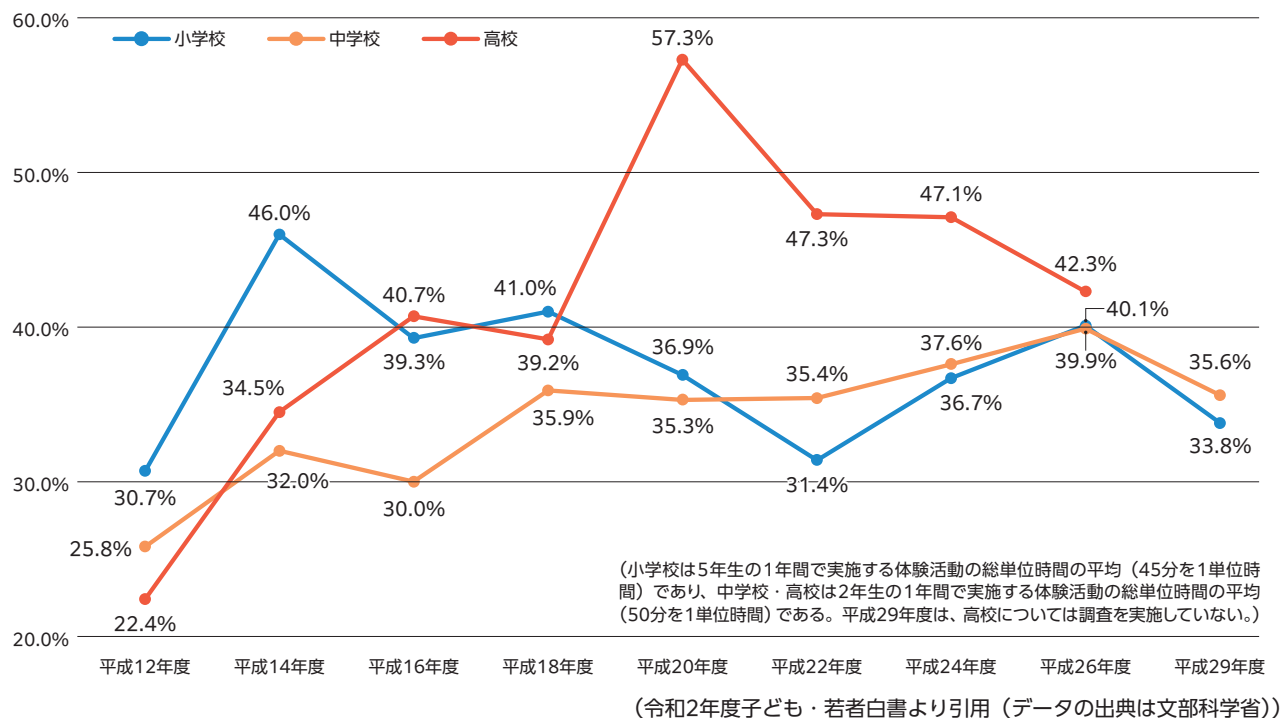


（国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動に関する実態調査」より作成）

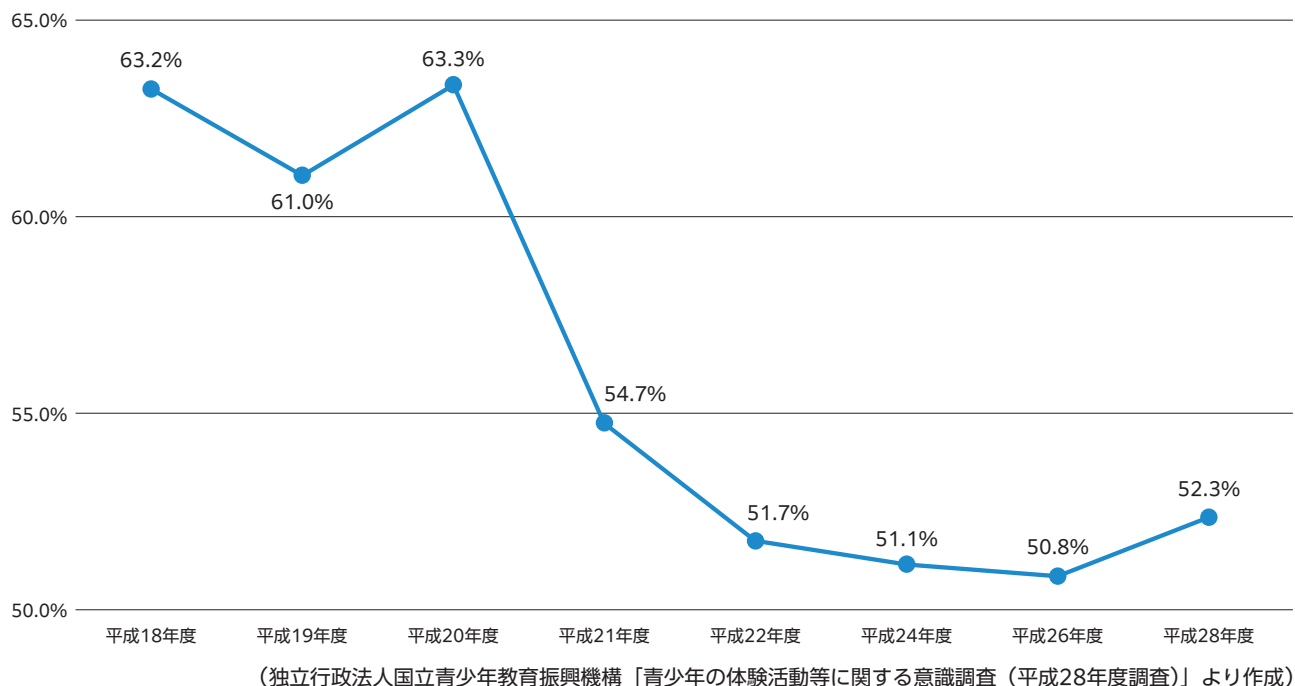
(3) 体験活動の推移（全国）

体験活動の実施時間数は、小中学校では微増減はあるものの横這い、高校は平成20年度をピークに減少傾向にあります。学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率は、減少傾向に歯止めがかかったものの、50%程度にとどまっています。

図表12 学校における体験活動の実施時間数の推移



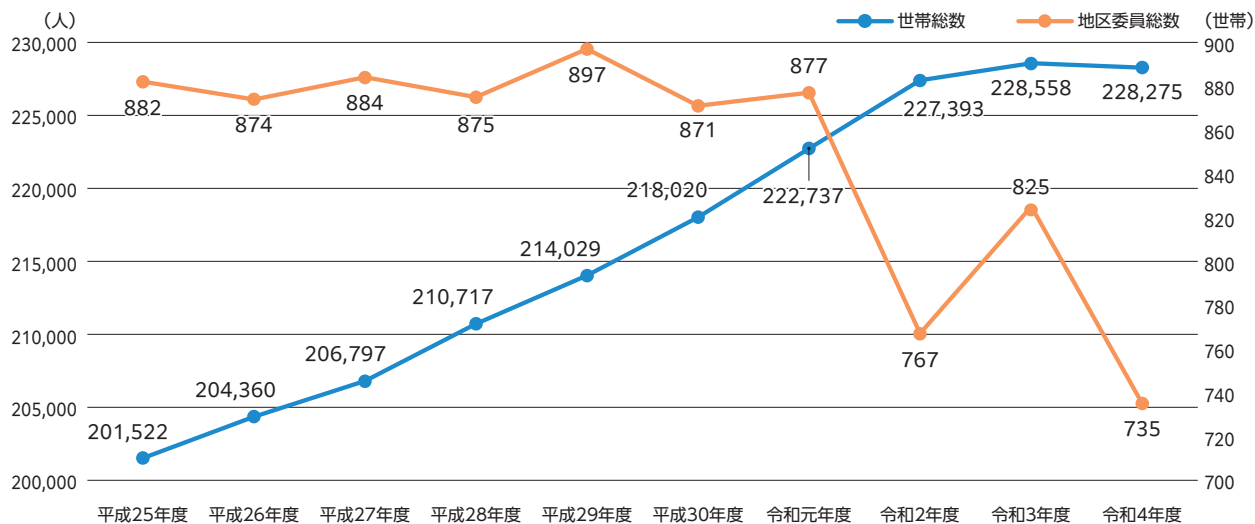
図表13 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率の推移



(4) 青少年対策地区委員数の推移（品川区）

青少年対策地区委員会委員数は、世帯総数が増加していた時期は横ばい、世帯総数が横ばいとなったここ数年は減少傾向にあり、体験活動の基盤である地域コミュニティが希薄化している傾向がうかがえます。

図表14 世帯総数および青少年対策地区委員会委員数の年次推移（各年度4/1時点）

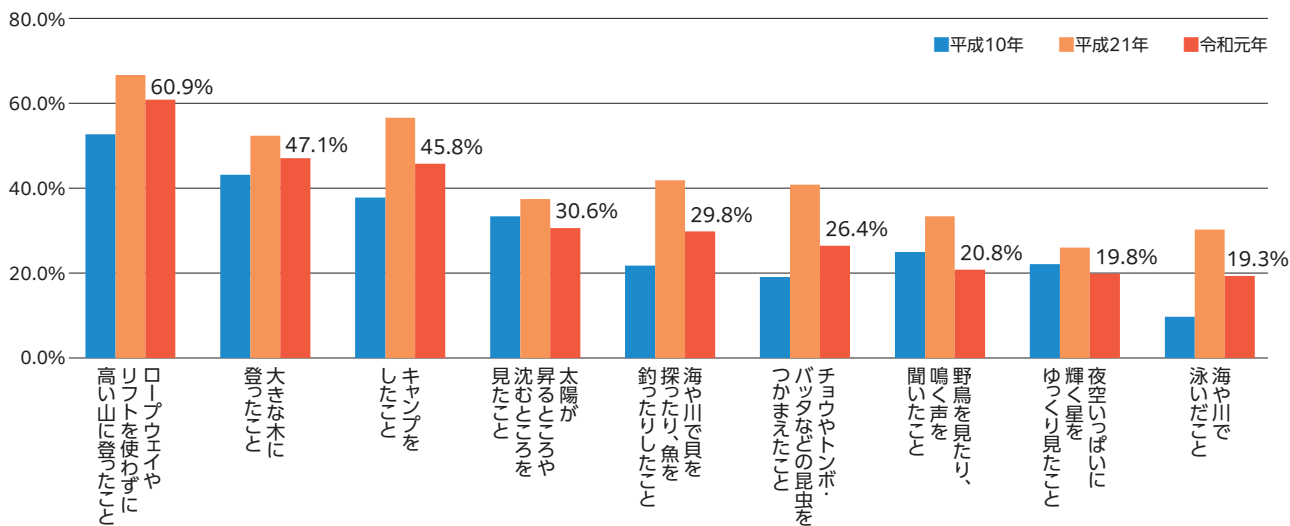


（「品川区住民基本台帳」および地域活動課「事務事業概要」より作成）

(5) 子どもの遊びを取り巻く状況（全国）

自然体験を「ほとんどしたことがない」子ども・若者の数が平成10年から平成21年にかけては増加していましたが、その後減少しています。

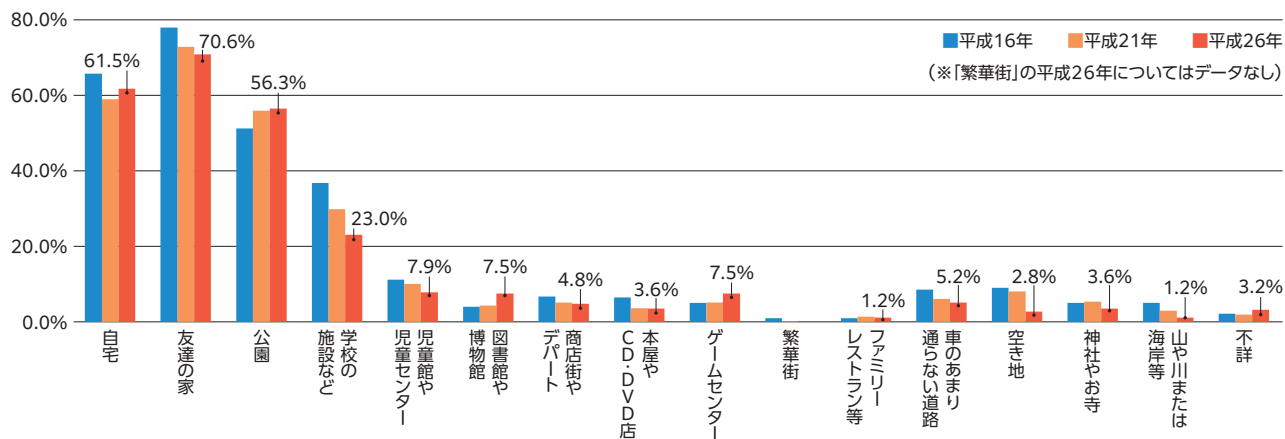
図表15 自然体験を「ほとんどしたことがない」子どもの割合



（青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）より作成）

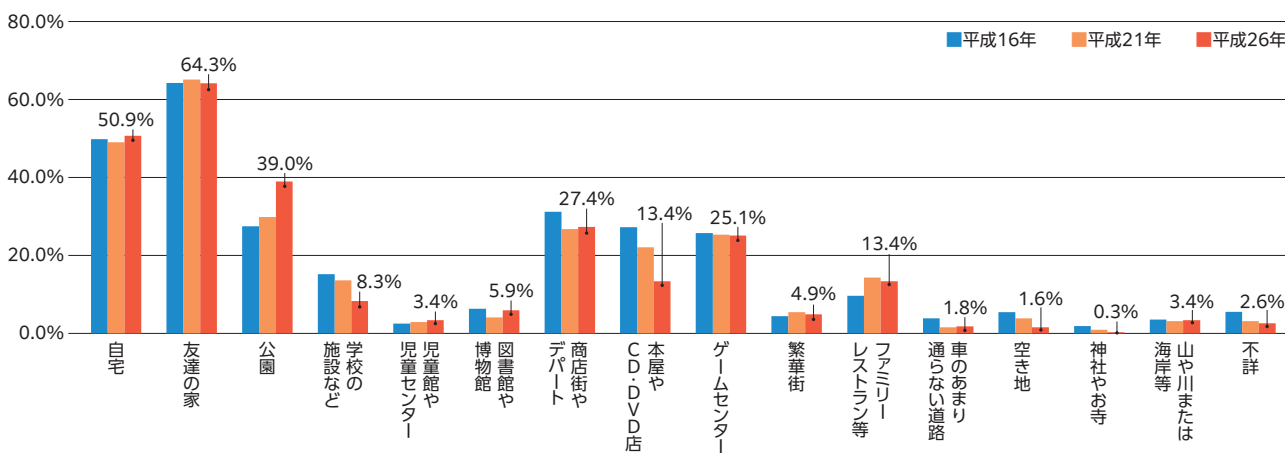
普段の遊び場は、どの層においても友達の家が最も多く、次いで、小中学生は自宅、高校生等は商店街やデパートとなっています。

図表16-1 普段の遊び場（小学生）



（青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）より作成）

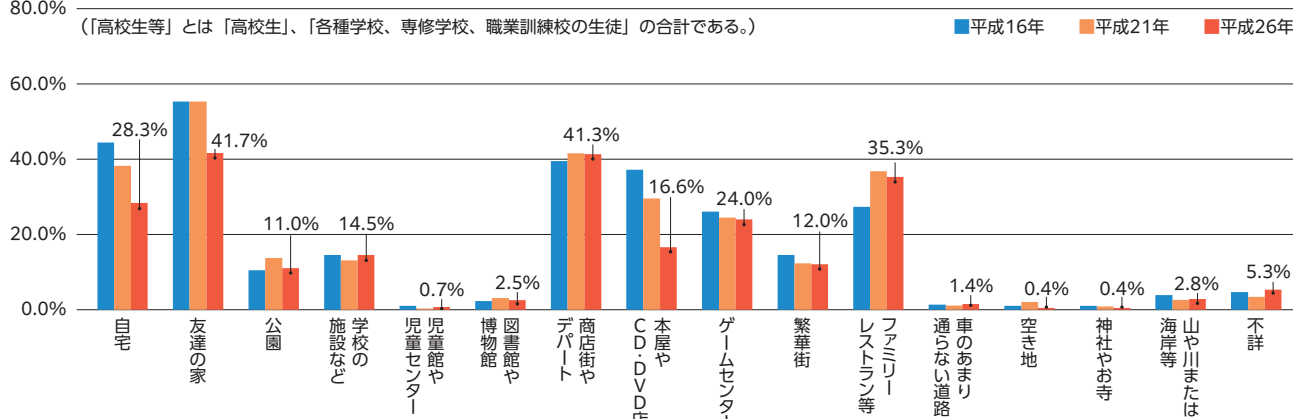
図表16-2 普段の遊び場（中学生）



（厚生労働省「全国家庭児童調査」より作成）

図表16-3 普段の遊び場（高校生等）

（「高校生等」とは「高校生」、「各種学校、専修学校、職業訓練校の生徒」の合計である。）

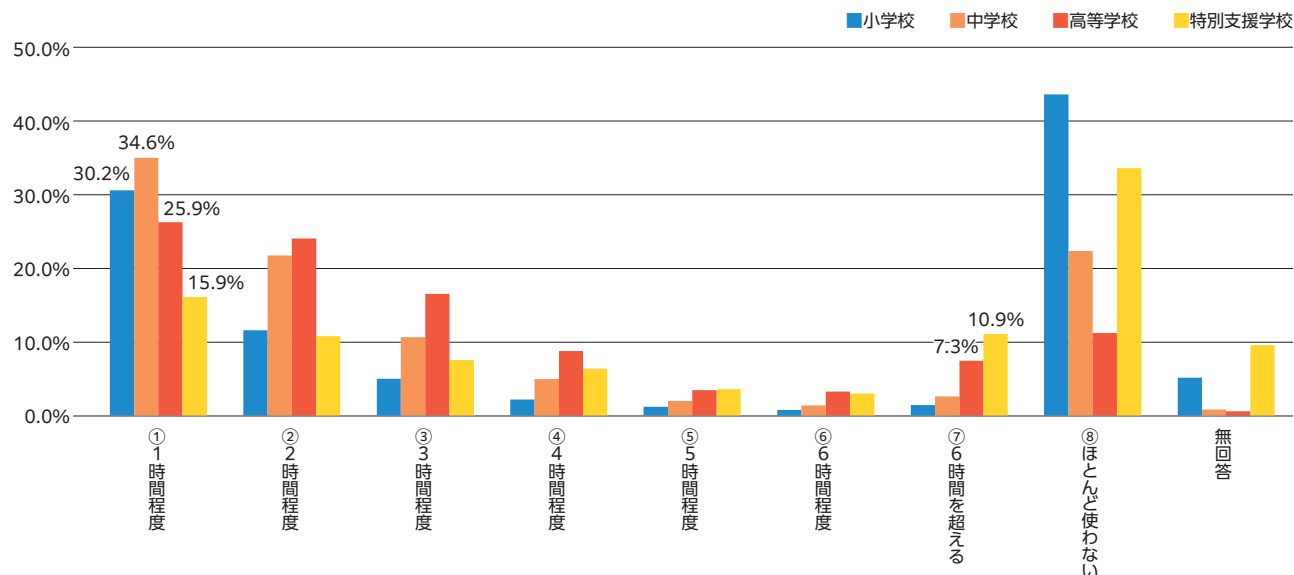


（厚生労働省「全国家庭児童調査」より作成）

(6) 一日のオンラインゲームやSNS利用時間（東京都）

いずれの種類の学校でも、「①1時間程度」が最も高くなっています（「⑧ほとんど使わない」を除く）。「⑦6時間を超える」では、「特別支援学校」の児童・生徒の10.9%、「高等学校」の児童・生徒の7.3%と、他の学校に比べて高くなっています。

図表17 一日のオンラインゲームやSNS利用時間



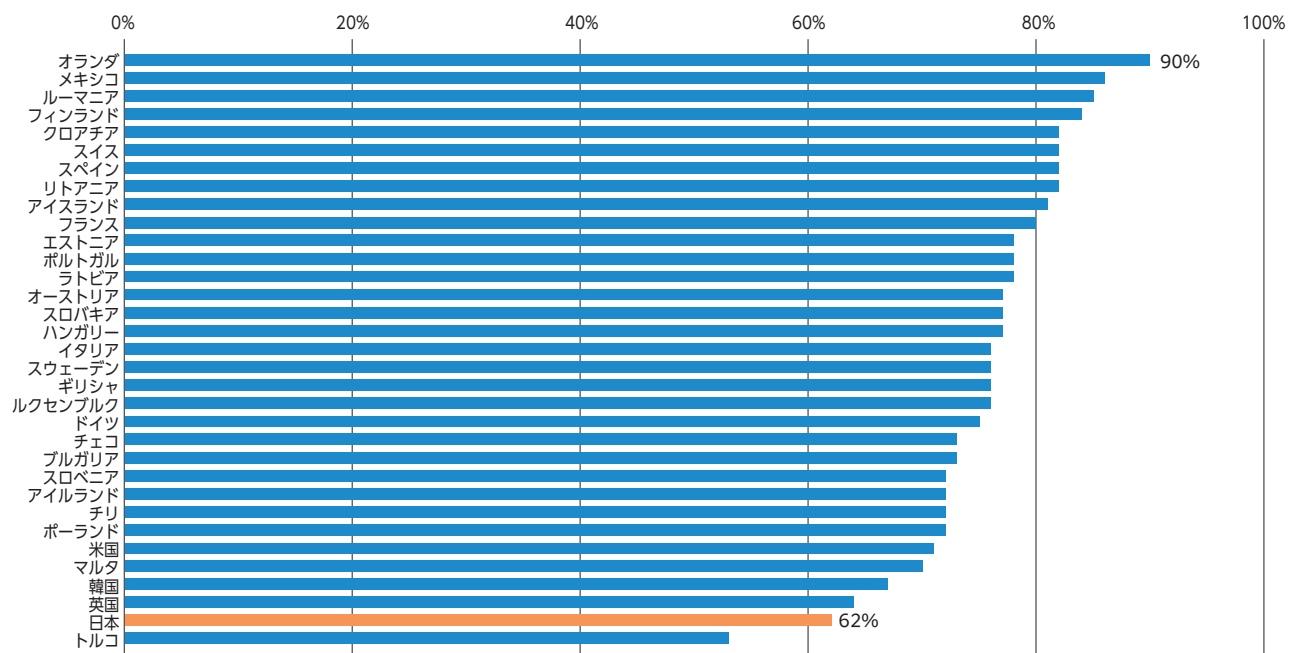
（東京都教育庁「平成30年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書」より作成）

4 社会的自立に困難を有する子ども・若者の状況

(1) 日本の精神的幸福度

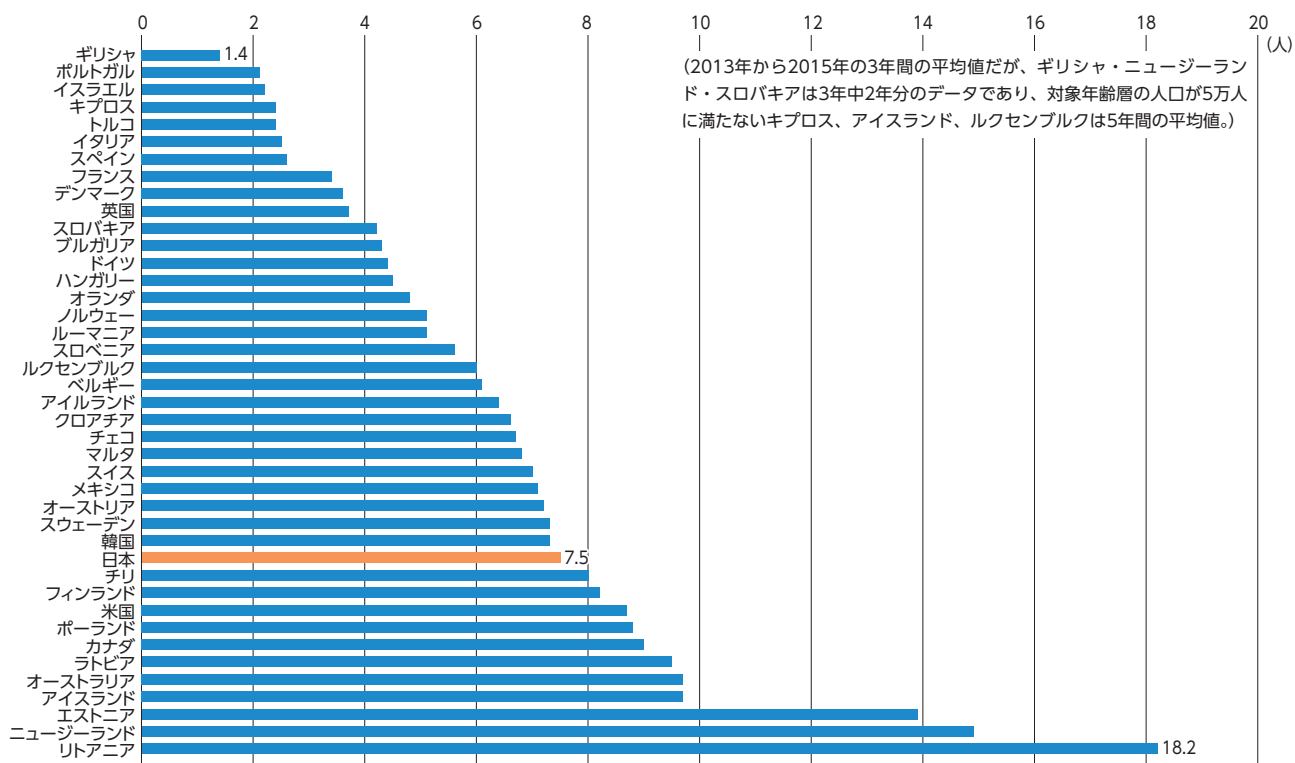
日本は、諸外国に比べ、生活に満足している子どもが少なく、15～19歳の若者の自殺率が比較的高くなっています。

図表18 生活満足度が高い15歳の子どもの割合



(「PISA 2018」より作成)

図表19 15～19歳の若者10万人あたりの自殺率

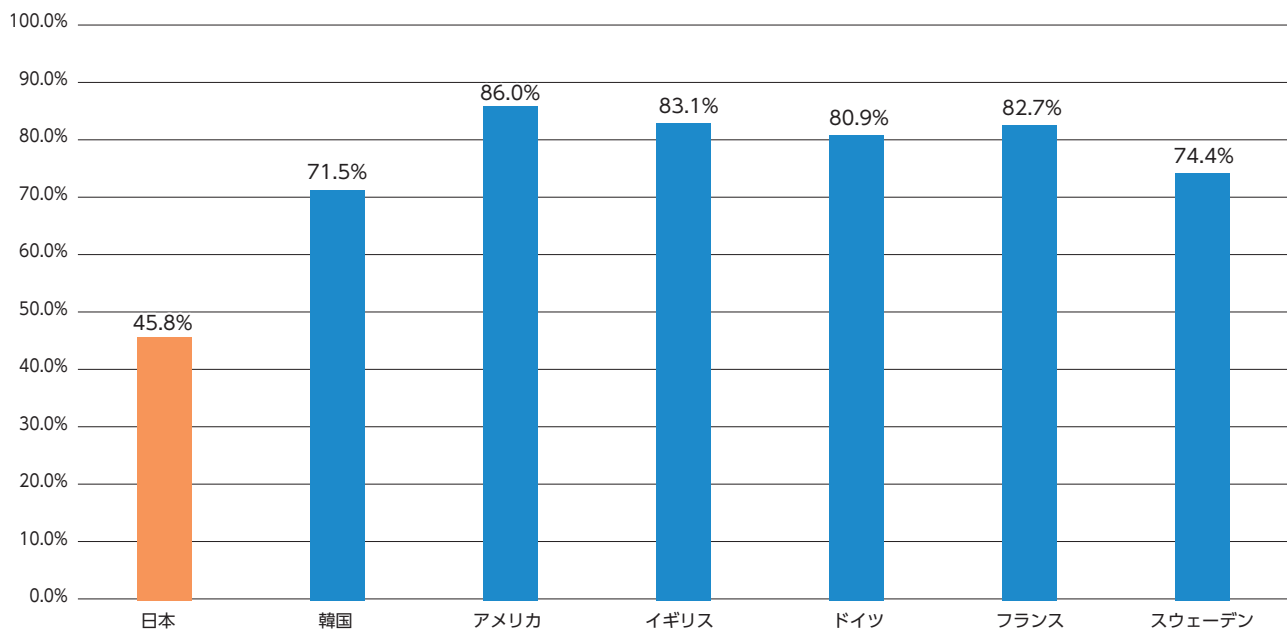


(「WHO Mortality Database」および「World Bank Open Data」より作成)

(2) 自己肯定感

日本を含めた7カ国の満13～29歳の若者を対象とした意識調査（平成25年度）では、日本の若者の自己肯定感は、諸外国と比較して低い傾向にあります。

図表20 自分自身に満足している者の割合



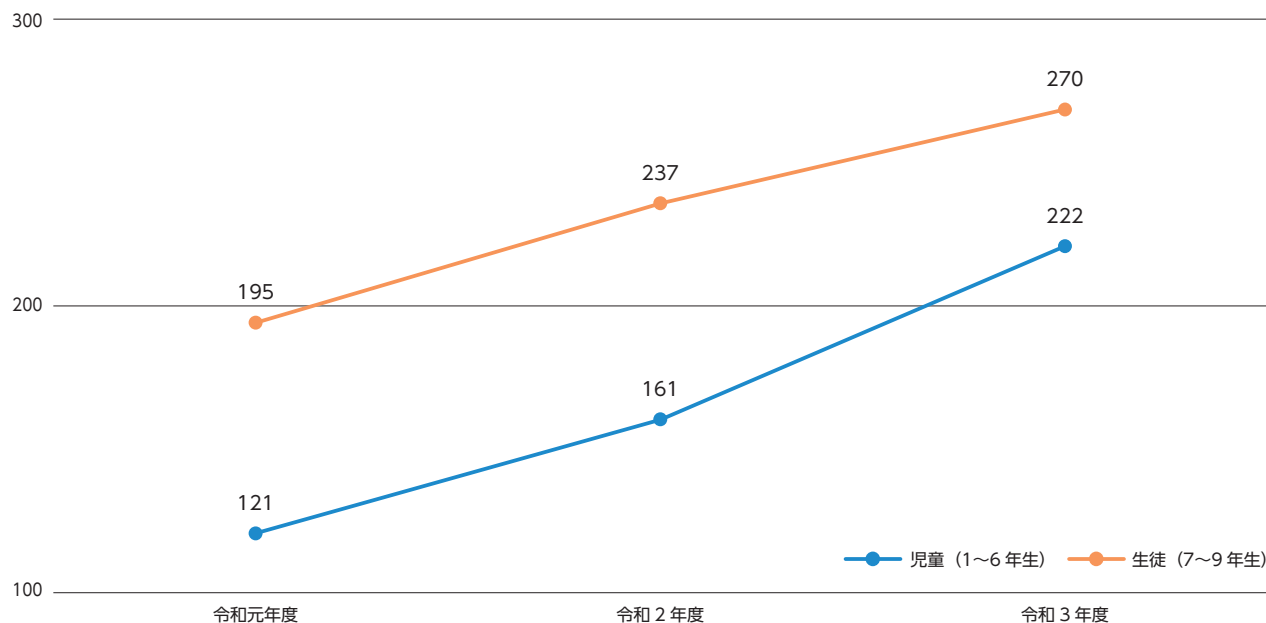
（内閣府「平成26年度版子ども若者白書」より作成）

(3) 区立学校における不登校の状況（品川区）

生徒数が児童数よりも多く、いずれも増加が続いています。

図表21 品川区立学校不登校者数

（人）

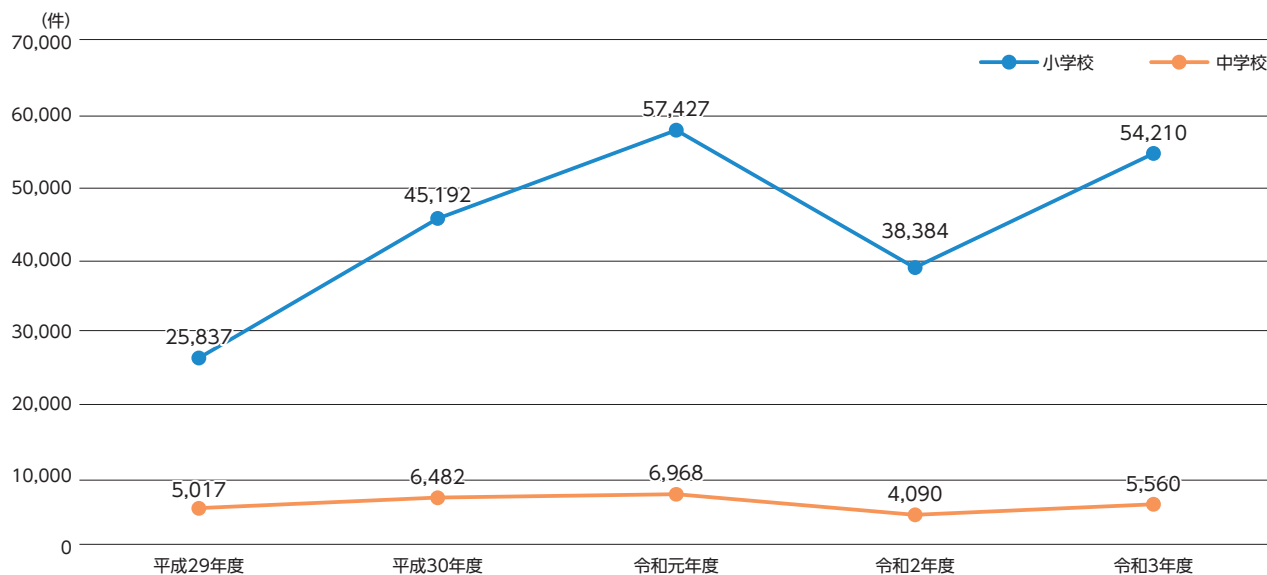


（「教育委員会事務局教育総合センター資料」より作成）

(4) いじめの認知件数（東京都）

東京都の小学校・中学校において、令和3年度のいじめの認知件数は、令和2年度の1.4倍、令和元年度の0.9倍となっています。

図表22 いじめの認知件数（東京都）

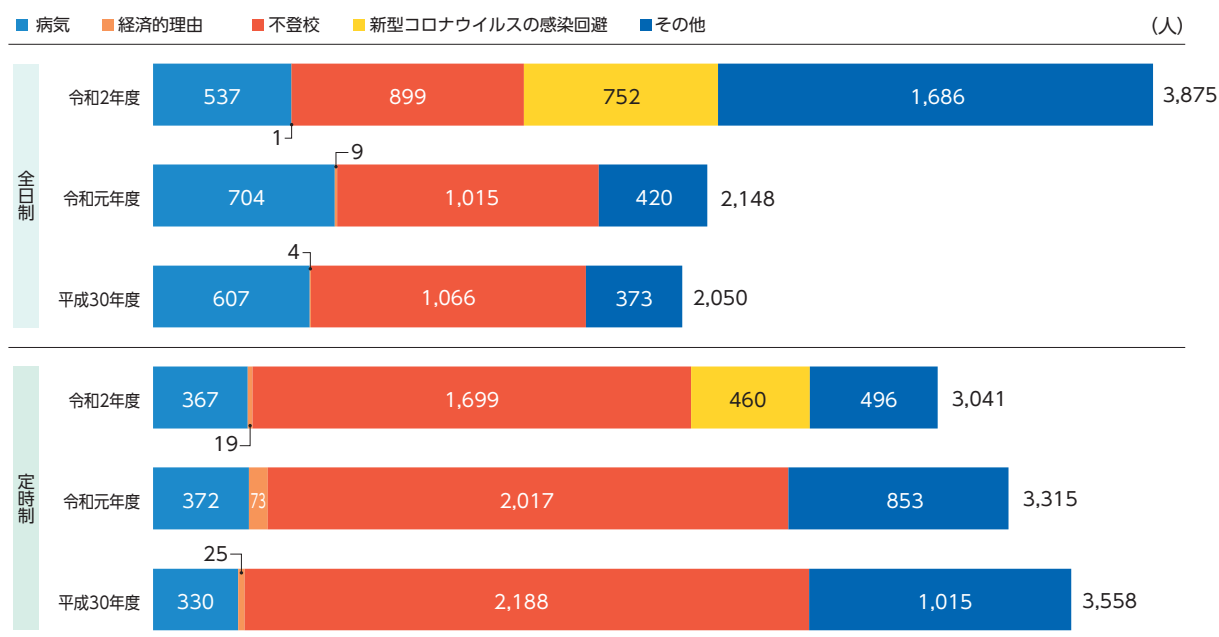


（東京都教育庁「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」より作成）

(5) 高等学校における長期欠席・中途退学者数等の状況

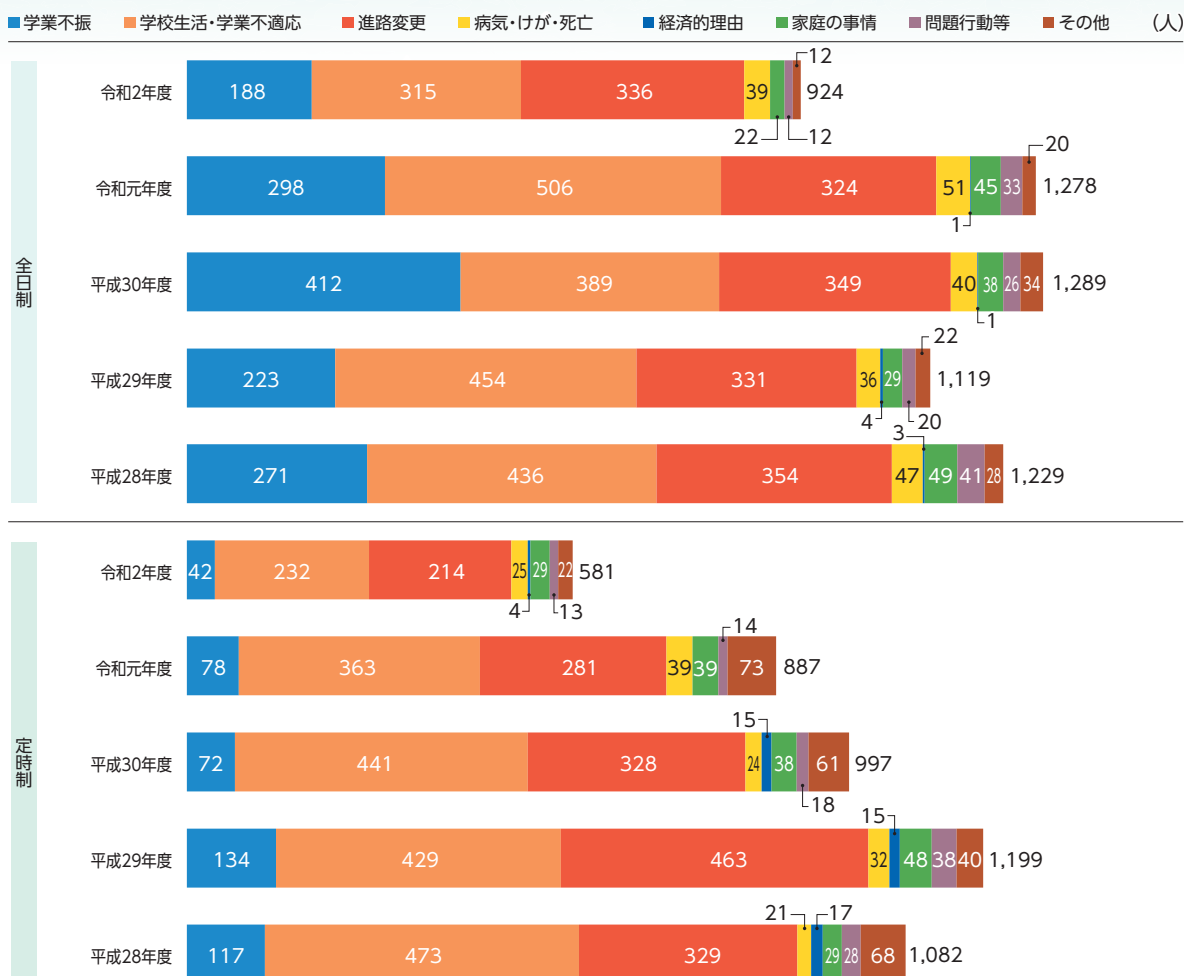
都立高等学校における長期欠席者は、全日制では増加、定時制では減少しており、合計では増加しています。また中途退学者数・退学率は、全日制・定時制いずれにおいても減少傾向にあります。

図表23 都立高等学校における理由別の長期欠席者数の推移



（東京都教育庁「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」より作成）

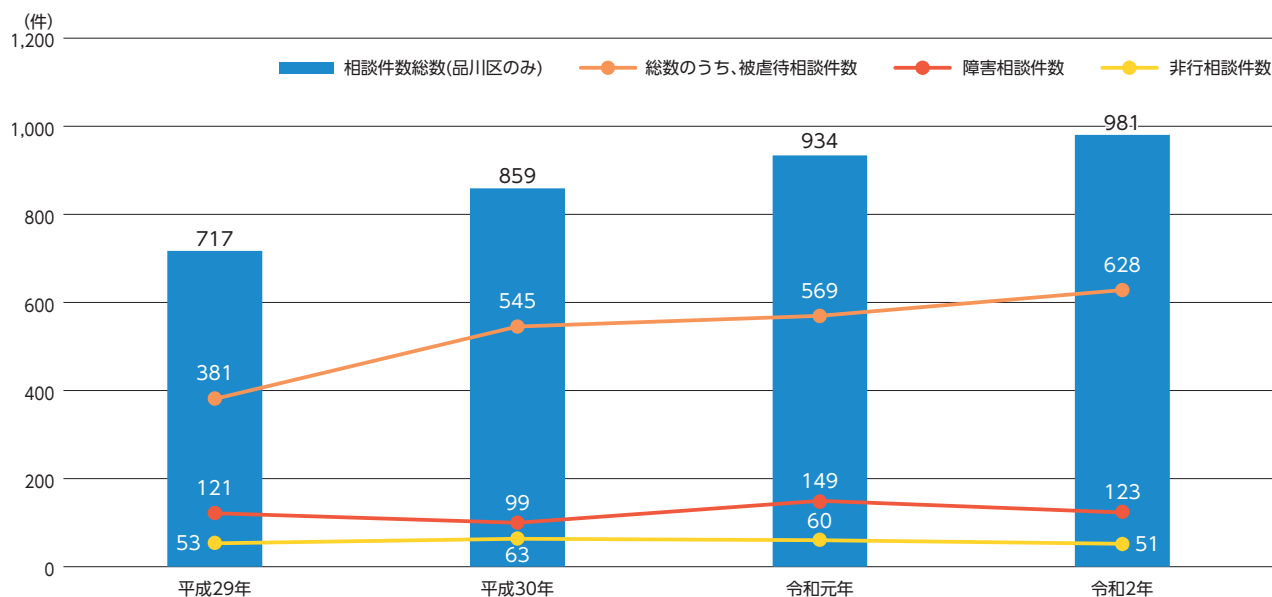
図表24 都立高等学校における理由別の中途退学者数の推移



(東京都教育庁「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」より作成)

(6) 東京都品川児童相談所における相談件数

図表25 東京都品川児童相談所における相談件数の推移



(「区立児童相談所設置・運営計画検討委員会資料」より)

(7) ひきこもりの状況

それぞれ調査方法や調査時期等が異なるため単純な比較は難しいものの、ひきこもり群の出現率やひきこもり親和群の出現率に大きな差異はなくほぼ同様の結果となっています。

また、調査対象を40歳以上とした平成30年度の調査では、これまでの若者（15～39歳）を対象とした調査ほどではありませんが、少なくない出現率となっています。

項目	品川区	内閣府		東京都
件数	品川区ライフスタイルに関するアンケート調査報告書	若者の生活に関する調査報告書	生活状況に関する調査報告書	平成19年度若年者自立支援調査研究報告書
調査年度	平成28年度	平成27年度	平成30年度	平成19年度
発表時期	平成29年5月	平成28年9月	平成31年3月	平成20年5月
対象年齢	15～39歳	15～39歳	40～64歳	15～34歳
標本数	1,500	5,000	5,000	3,000
回収数	338	3,115	本人3,248 同居者2,812	1,388
(率=回収数/標本数)	22.50%	62.30%	本人65.0% 同居者56.2%	46.30%
調査方法	郵送配布・回収	調査員による訪問留置・訪問回収		
ひきこもり群の出現率 (A: 狭義のひきこもり)	1.18%	1.57%	0.86%	0.72%
ひきこもり親和群の出現率 (B: 準ひきこもり)	6.51%	4.82%	0.58%	4.76%
ひきこもり親和群の出現率 (A+B: 広義のひきこもり)	7.69%	6.39%	1.45%	5.48%
ひきこもり(A) 推計数※	1,500人	541,000人	248,000人	25,000人

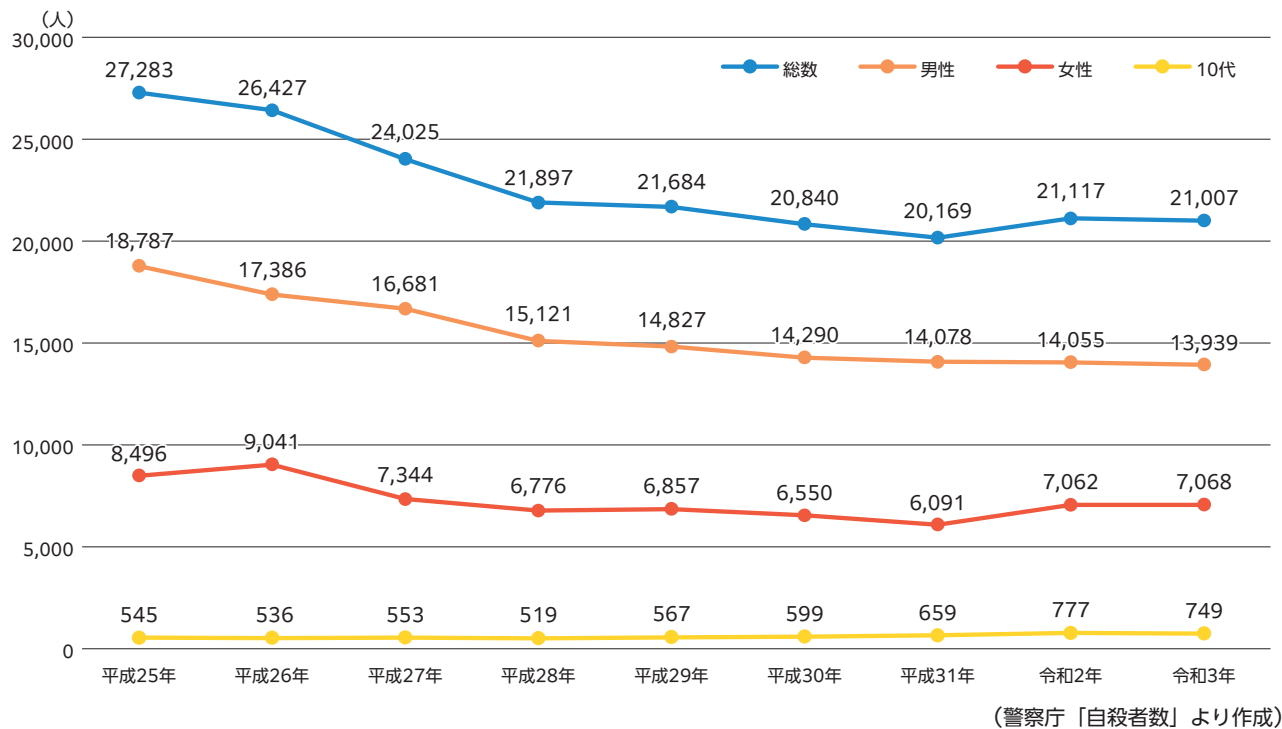
※推計数は出現率に調査時の人口を乗じたもの

(8) 自殺者数の推移

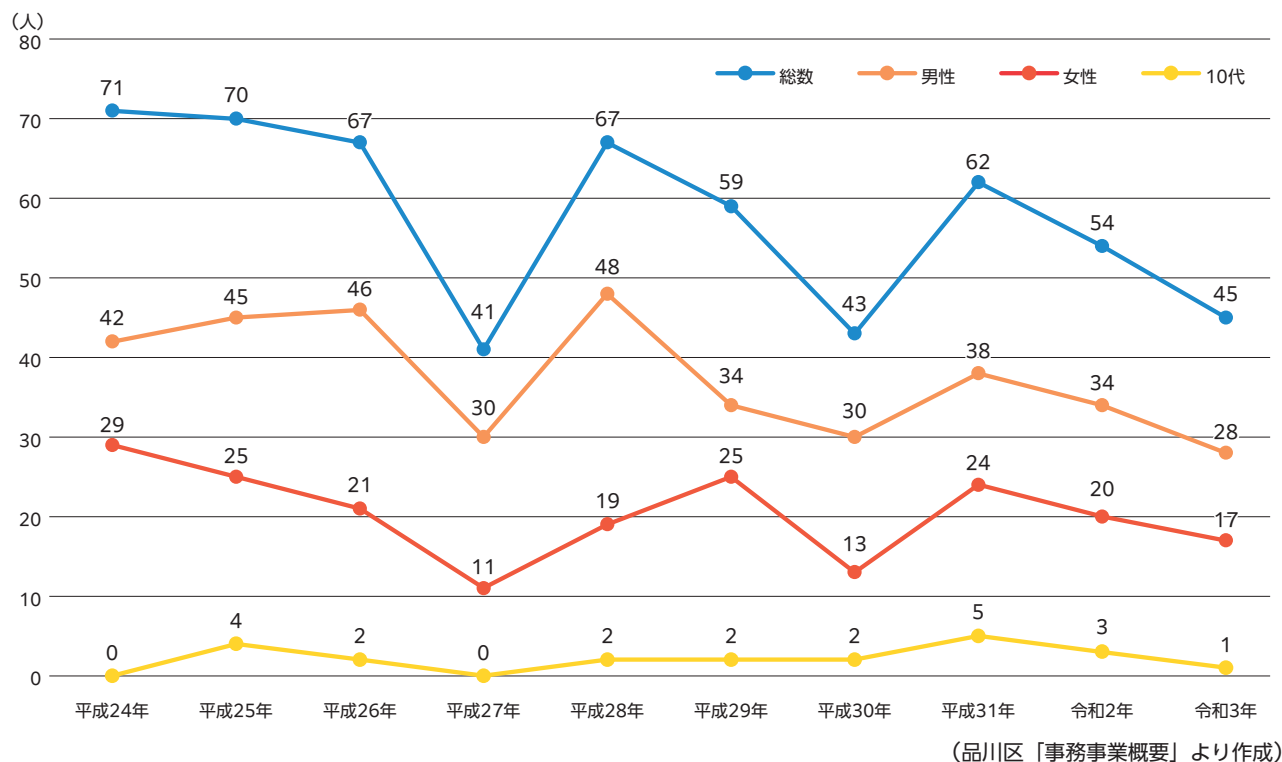
品川区の10年間（平成24年～令和3年）の自殺者数は579人、そのうち10代は23人（4.0%）でした。

自殺は、10代～30代における最も多い死因であり、10代は健康問題や学業不振・進路に関する悩みが自殺の理由として多く、夏休み明けの9月1日に自殺をする者が最も多くなっています。

図表26 自殺者数の推移（全国）



図表27 自殺者数の推移（品川区）



図表28 年齢階級別死因順位（品川区 令和3年）

	第1位	第2位	第3位	参考
10～19歳	自殺・先天性異常			
20～29歳	自殺	糖尿病・不慮の事故		
30～39歳	自殺 * R2年は2位	脳血管疾患	悪性新生物	
40～49歳	悪性新生物	肝疾患及び肝硬変	心疾患	第4位 自殺
50～59歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	第5位 自殺
60～69歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	第5位 自殺

（品川区「事務事業概要」より作成）

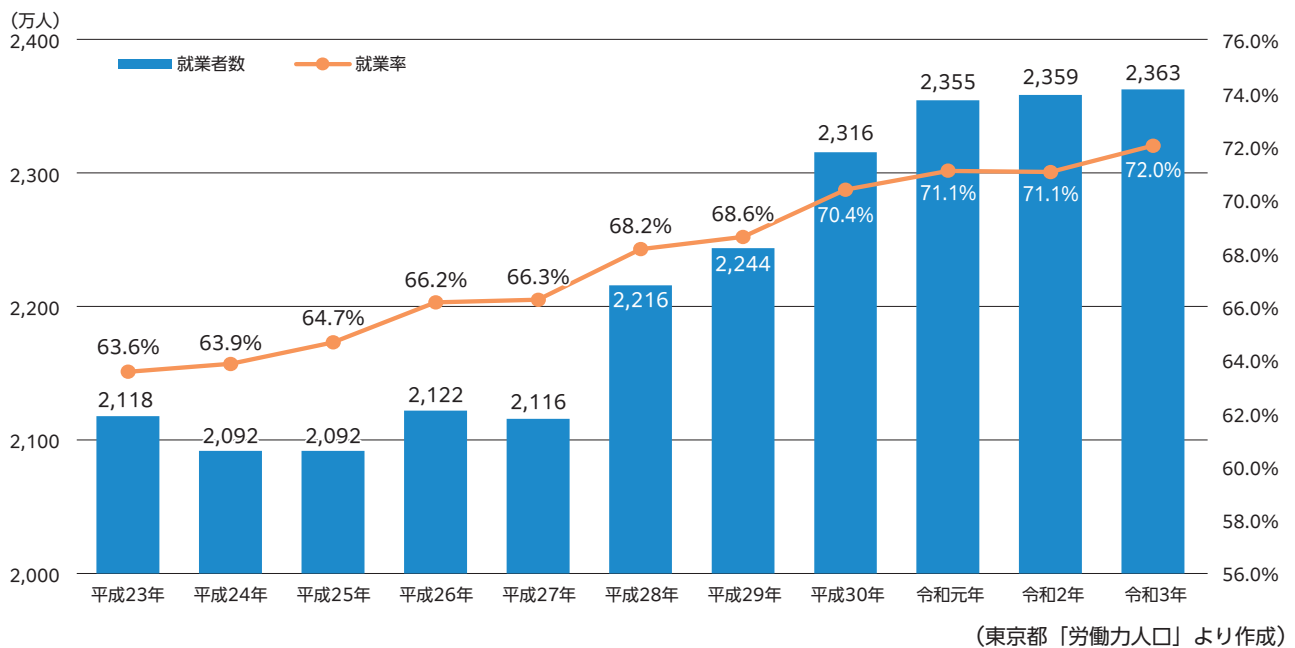
5 就業や社会参加について

(1) 就業をめぐる状況（東京都）

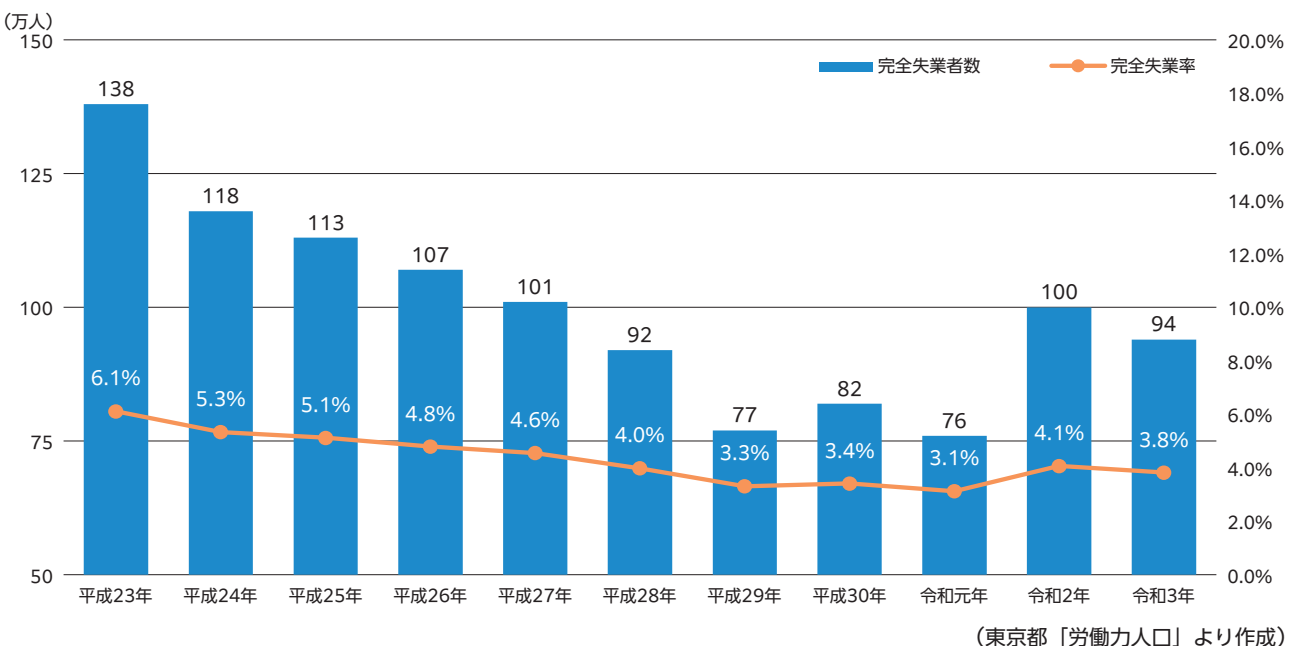
東京都の15～34歳の就業者数は増加し続けており、完全失業率は減少傾向にあります。また、正規雇用者が増え、非正規雇用者が減っています。

就職内定率では、高等学校卒業者では全国では横ばい、東京都は平成28年を除き東京都は全国を下回っています。近年はコロナの影響もあり、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校卒業者の就職内定率は減少傾向にありましたが、令和4年は短期大学・専修学校卒業者は反転しています。

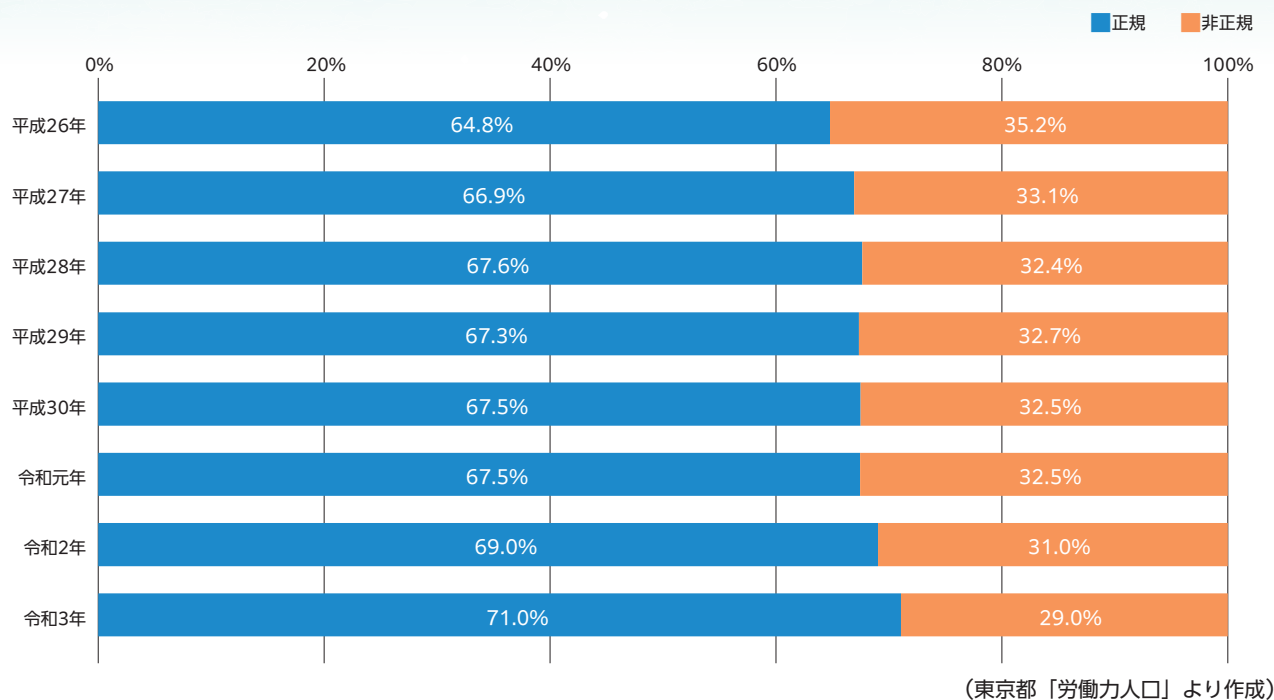
図表29 15～34歳の就業者数・就業率の推移（東京都）



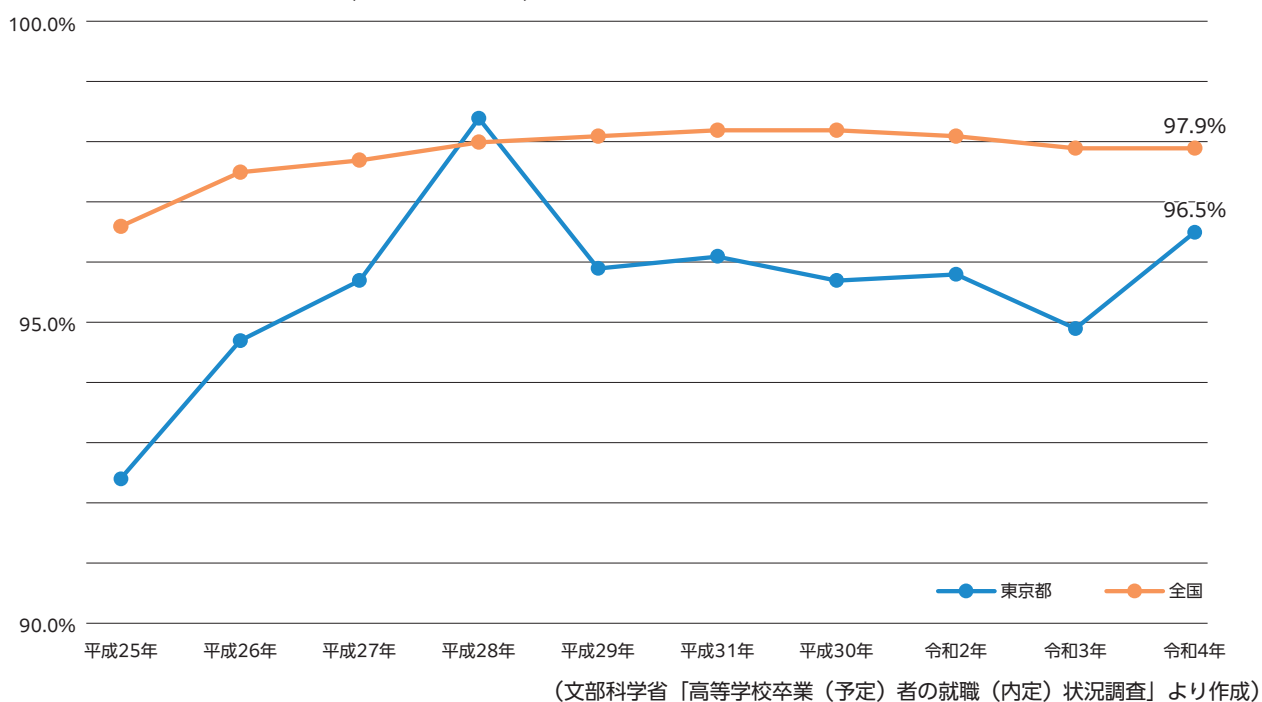
図表30 15～34歳の完全失業者数・完全失業率の推移（東京都）



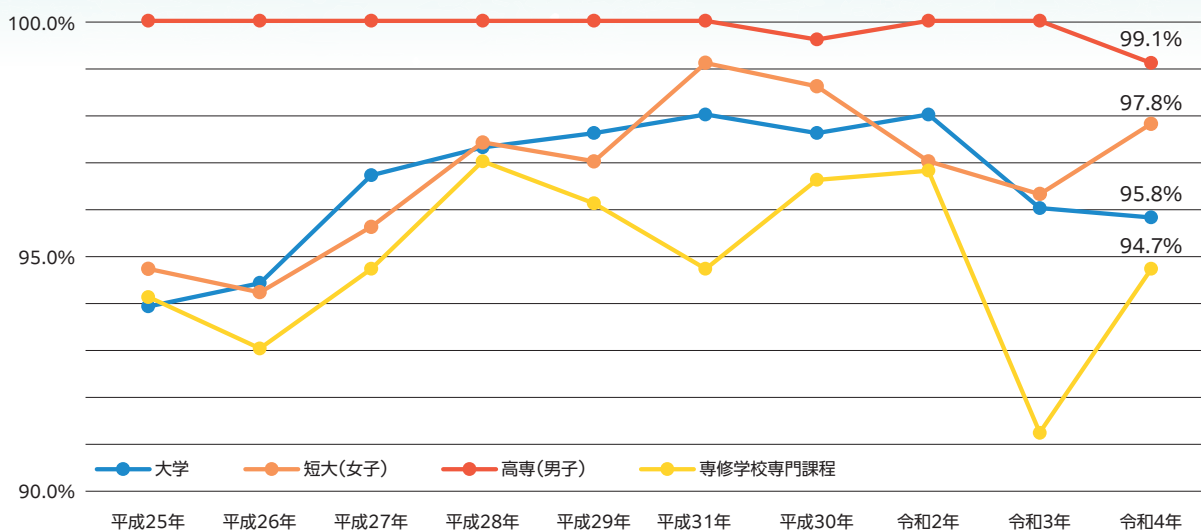
図表31 15～34歳の正規雇用・非正規雇用の比率（東京都）



図表32 高等学校卒業者の就職内定率（全国および東京都）



図表33 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校卒業者の就職内定率



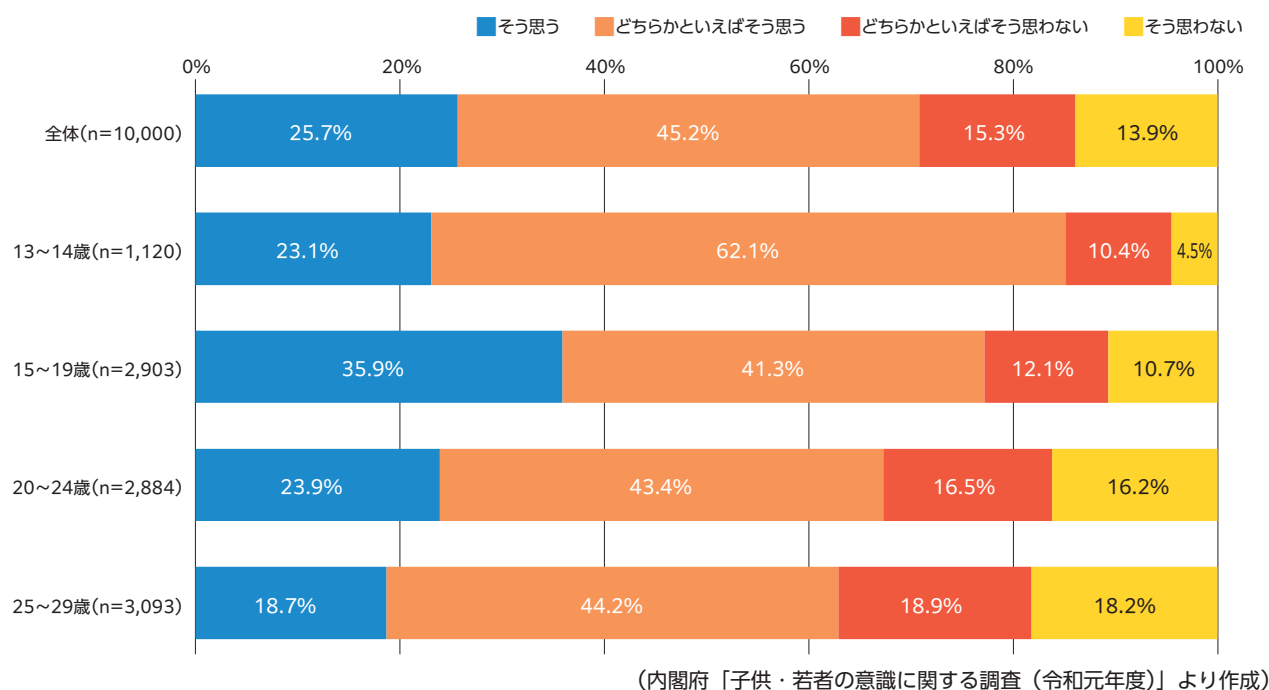
(厚生労働省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」より作成)

(2) 社会参加について

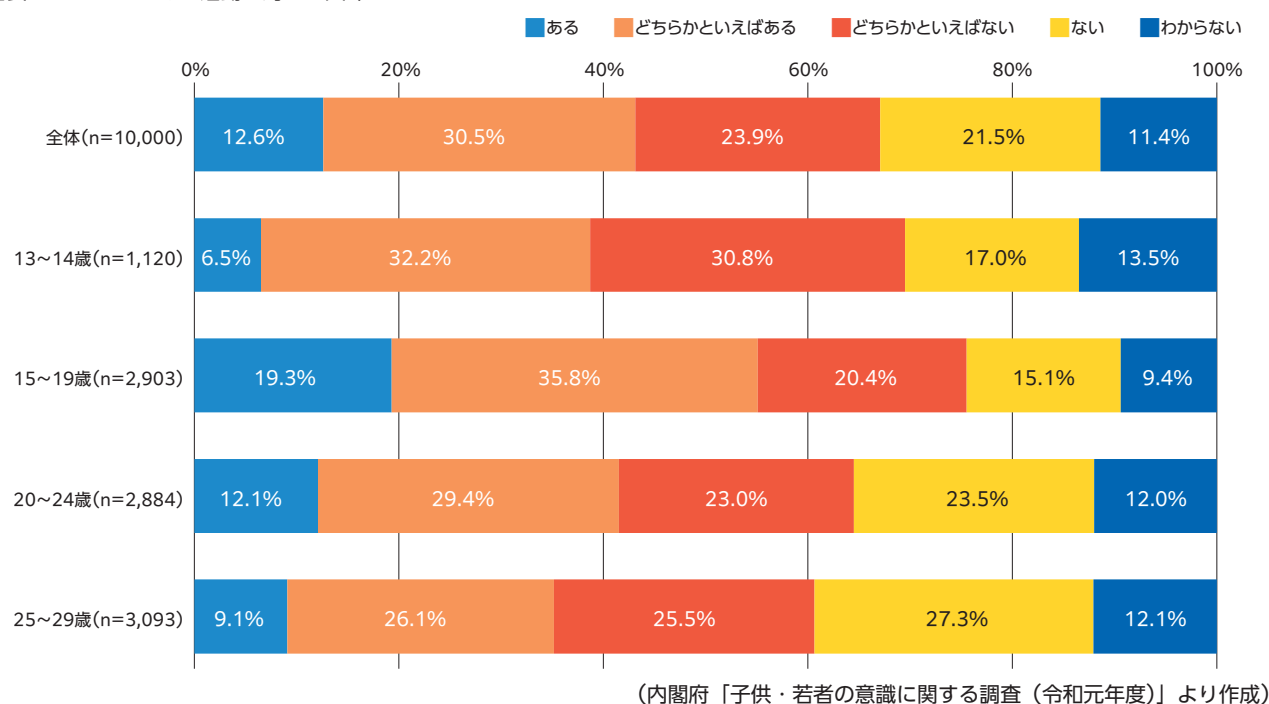
「社会のために役立つことをしたいか」という問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した13～29歳の者は半数を超えています。年齢を重ねると共に少なくなる傾向にあります。

ボランティア活動についての興味が「ある」または「どちらかといえばある」者は、15～19歳では半数を超えています。その後年齢を重ねるにつれ減少し、全体としては4割程度となっています。更に、実際にボランティア活動経験を有する者は少なく、1割程度となっています。

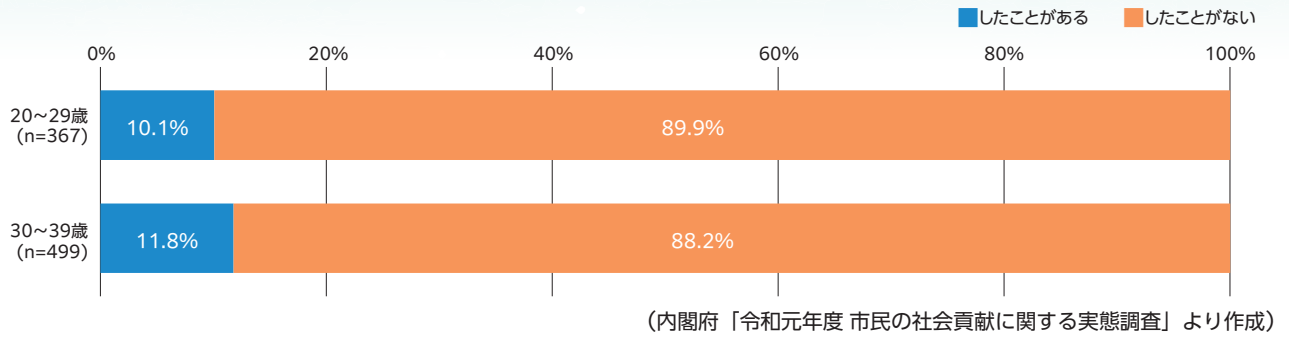
図表34 社会のために役立つことをしたいか



図表35 ボランティア活動に対する興味



図表36 ボランティア活動経験



6 小中学生の生活状況調査

(1) 調査の概要

調査名	小中学生の生活状況調査
調査期間	令和4年6月17日（金）～7月6日（水）
調査対象	区立小中学校・義務教育学校に在籍する第2・第9学年の全保護者（4,690人）
調査方法	Web アンケート調査（各校に配布した調査依頼・回答方法等に沿ってアンケート画面への回答を入力） Web サイトでの回答が困難な場合は、回答を記入した調査票（調査依頼等に付随）を郵送にて受付
調査内容	家族構成・収入、子どもの家庭での様子・過ごし方、子どもの進学に関すること等
回収状況	全回答件数 2,365 件、回答率 50.4%（うち郵送回答は 673 件、28.5%）

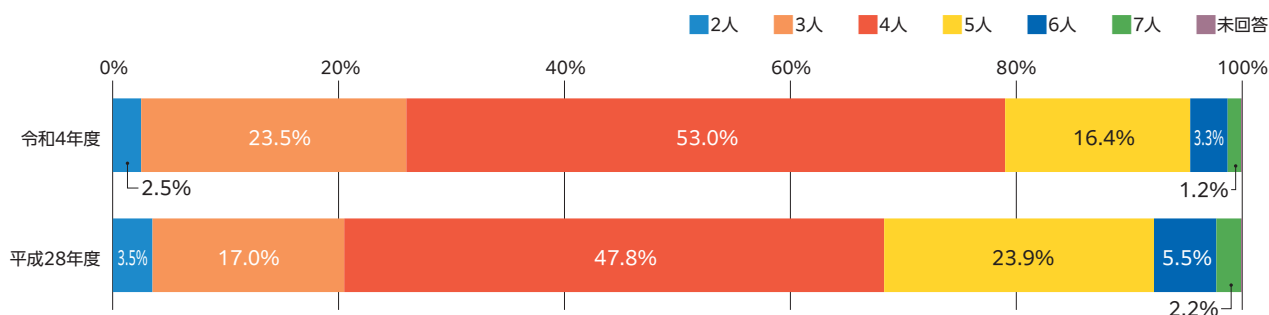
(2) 家族の人数

「4人」が最も多く（53.0%）、次いで「3人」（23.5%）となっています。

前回調査（平成28年度）と比較して、主に3,4人世帯の割合が増加し、5人以上の世帯の割合が減少しています。

1世帯あたりの平均人数は4.18人から3.98人となり、世帯人数は減少傾向にあります。

図表37 家族の人数

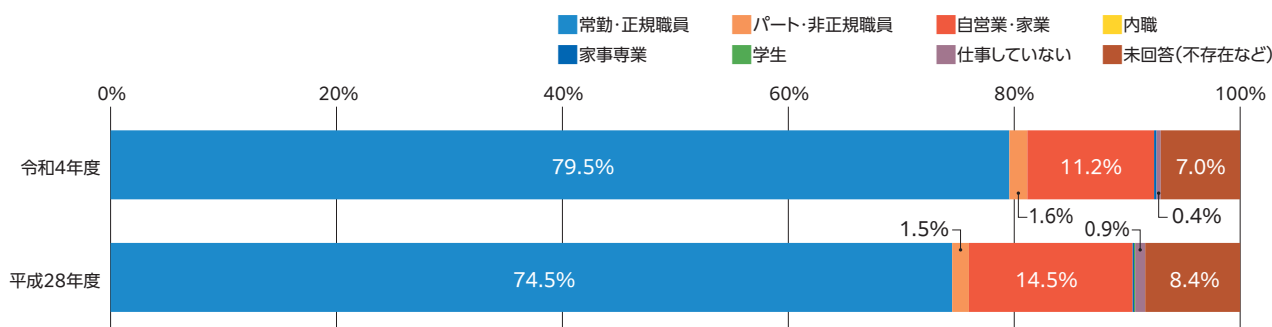


(3) 保護者の就業状況

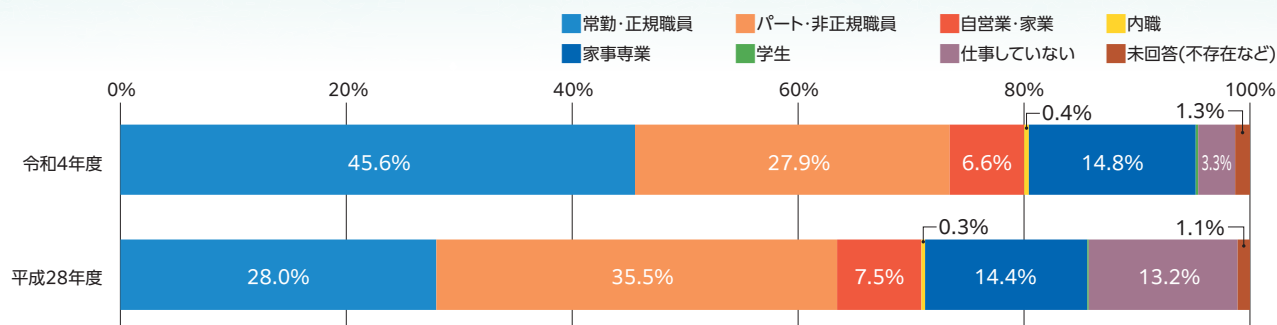
父親・母親ともに「常勤・正規職員」が最も多くなっています。

前回調査と比較して、父母ともに「常勤・正規職員」の割合が増加し、特に母親の増加率（17.6ポイント増）が顕著です。その分父親は「自営業・家業」が、母親は「パート・非正規職員」が減少しています。母親の「家事専業」の割合は、前回と同水準でした。

図表38 父親の就業状況



図表39 母親の就業状況

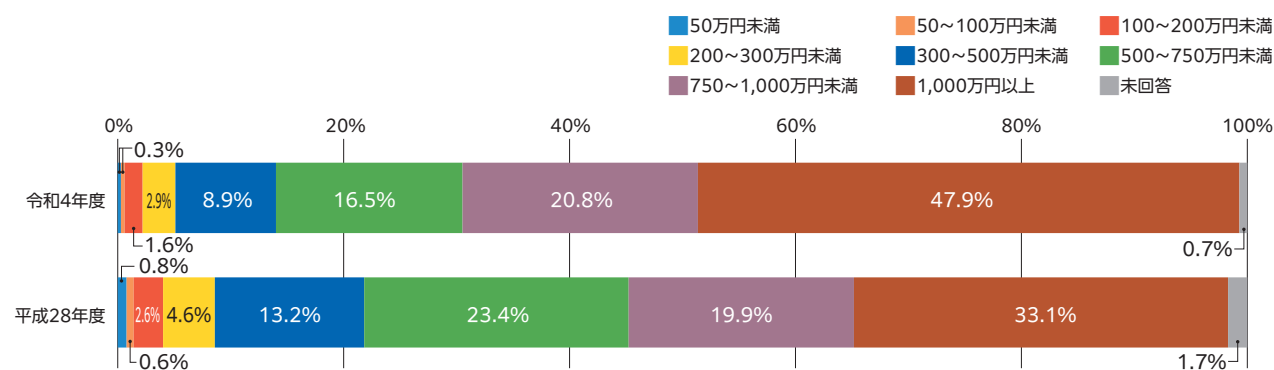


(4) 世帯年収

半数近く(47.9%)が「1,000万円以上」であり、次点の「750～1,000万円未満」も2割を超え、前回調査と比較して世帯年収は増加傾向にあります。

(3) 保護者の就業状況表から、父親の就業が92%、母親の就業が80%を超えており、世帯の多くが共働き世帯であることや、母親の「常勤・正規職員」の割合が増えたことが増加の要因と推測されます。

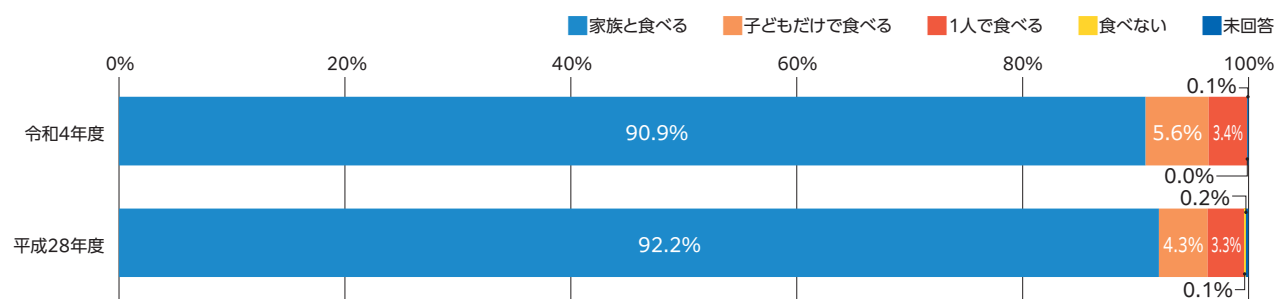
図表40 世帯年収



(5) 夕食の取り方

夕食の取り方は、前回調査と同様に「家族と食べる」が90.9%と最も多く、各項目の回答割合も前回調査と比較して大きな変化はありません。

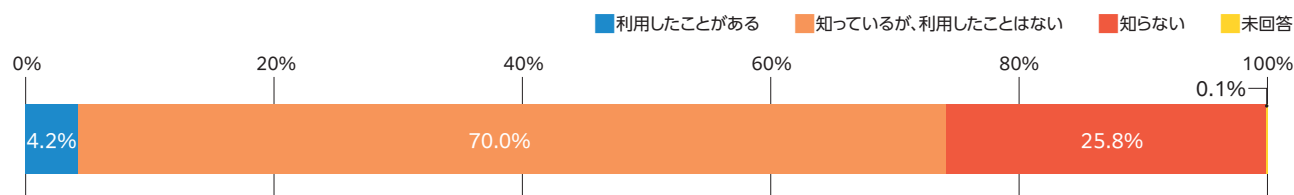
図表41 夕食の取り方



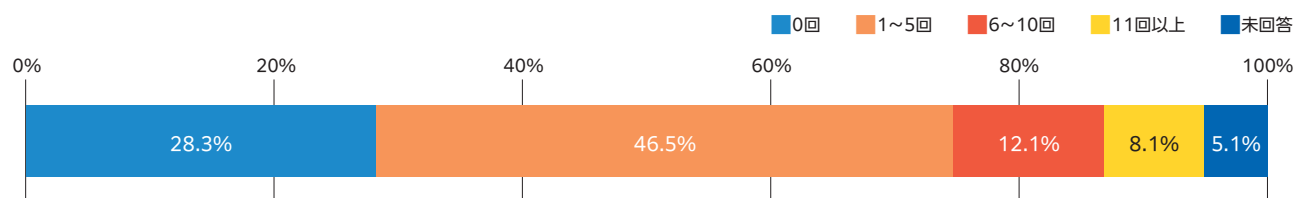
(6) 子ども食堂の利用状況

子ども食堂の利用者は全体の4.2%ですが、未利用者を含めた認知度は74.2%と高い水準にあります。また、利用者（99人）のうち、過去1年間に1回以上利用した人の割合は66.7%と、一定程度継続的に利用されていることがうかがえます。

図表42 子ども食堂の利用状況



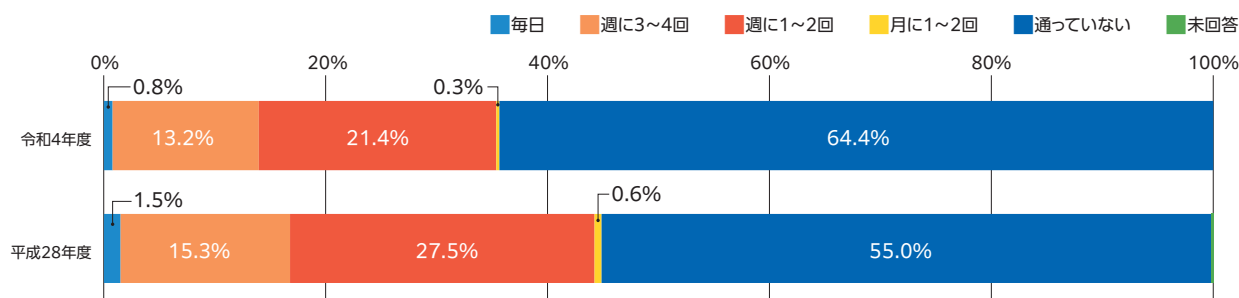
図表43 子ども食堂の過去1年間の利用回数（n=99）



(7) 塾等の利用状況

「塾」、「家庭教師」（以下、「塾等」と表記）の利用状況は前回調査と比較して減少傾向にあります。利用している人のうち、一番多い頻度は「週1～2回」でした。

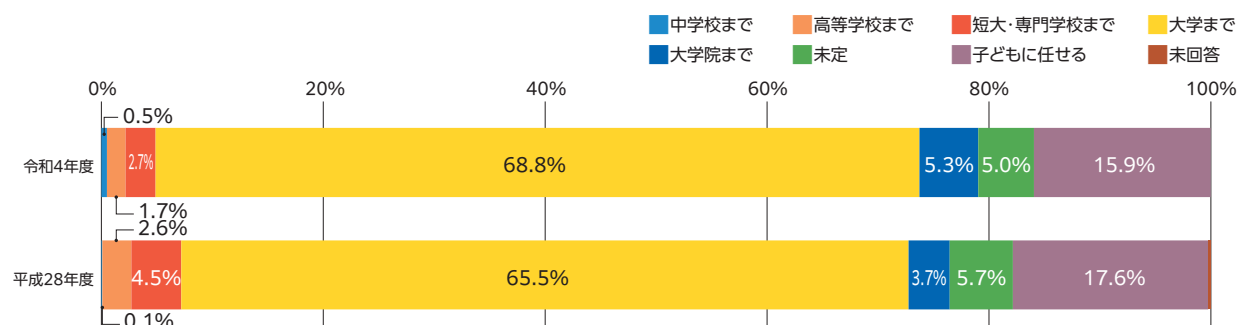
図表44 塾等の利用状況



(8) 希望する最終学歴

保護者が希望する子どもの最終学歴は、「大学まで」が68.8%と最も多く、「大学院まで」も含め、前回調査と比較して増加しています。一方で、「高等学校まで」「短大・専門学校まで」「子どもに任せる」の割合は減少しています。

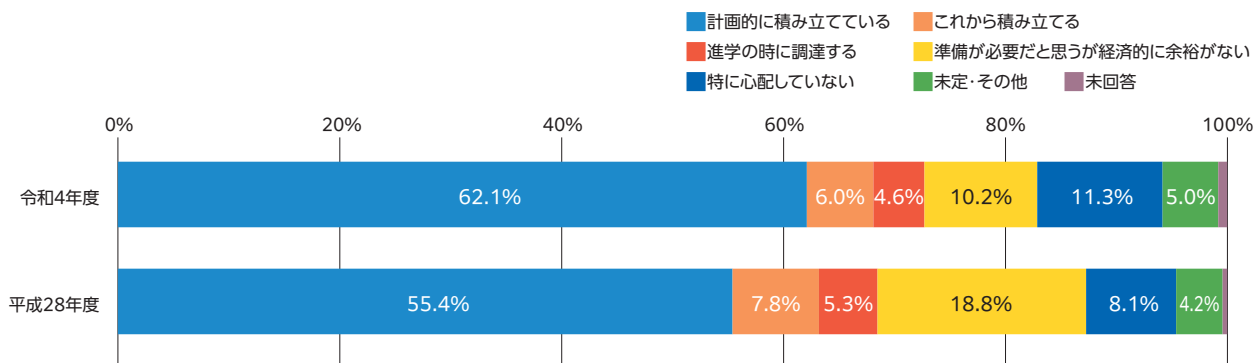
図表45 希望する最終学歴



(9) 進学資金の積み立て状況

子どもの進学資金は、「計画的に積み立てている」が62.1%と最も多く、前回調査から増加している一方で、「これから積み立てる」「経済的に余裕はない」はそれぞれ減少しています。

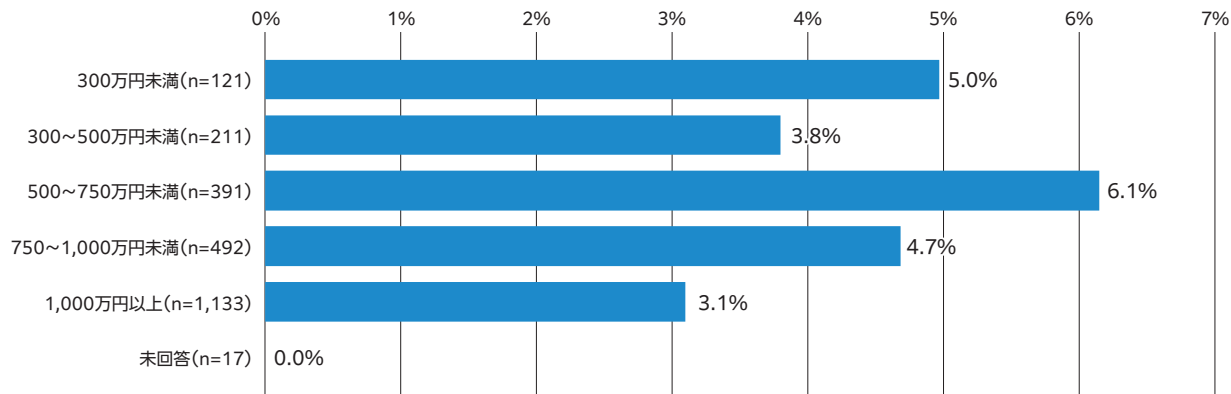
図表46 進学資金の積み立て状況



(10) 世帯年収別の傾向

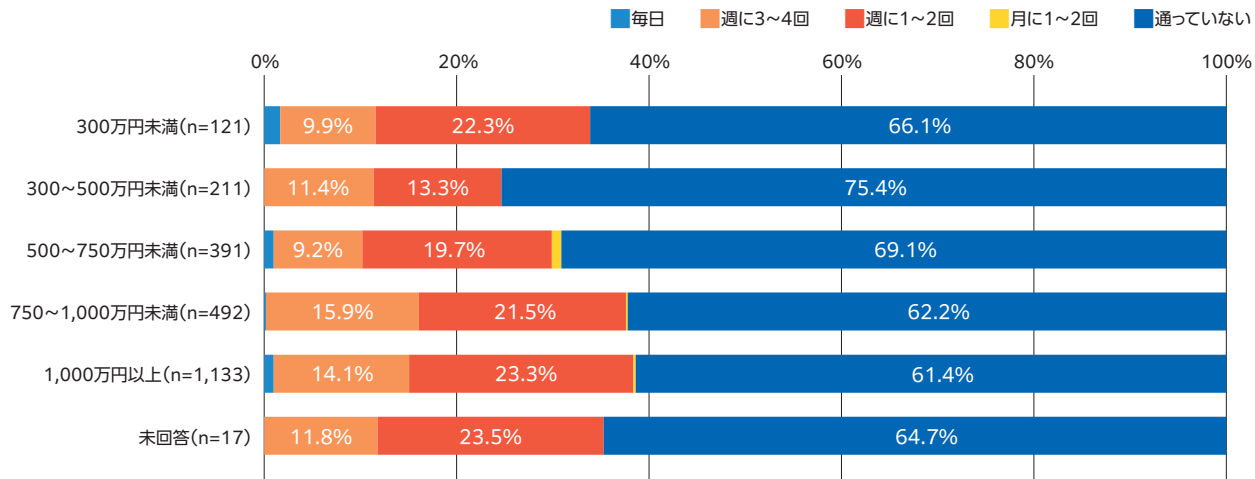
子ども食堂の利用状況を世帯年収別にみると、「500～750万円未満」の階層が6.1%と最も高く、全ての階層で3～6%程度の利用があります。子ども食堂の利用率と世帯年収との関連性は低いことが伺えます。

図表47 世帯年収ごとの子ども食堂の利用率



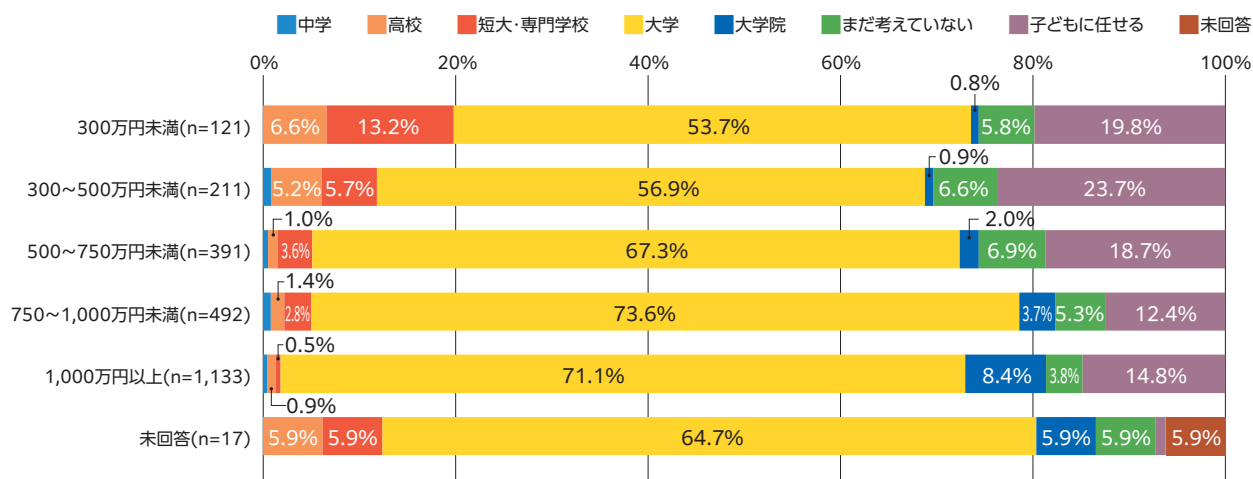
塾等の利用率を世帯年収別にみると、いずれの階層も概ね25～35%の割合で、世帯年収に関わらず塾等を利用していることがうかがえます。

図表48 世帯年収ごとの塾等の利用率



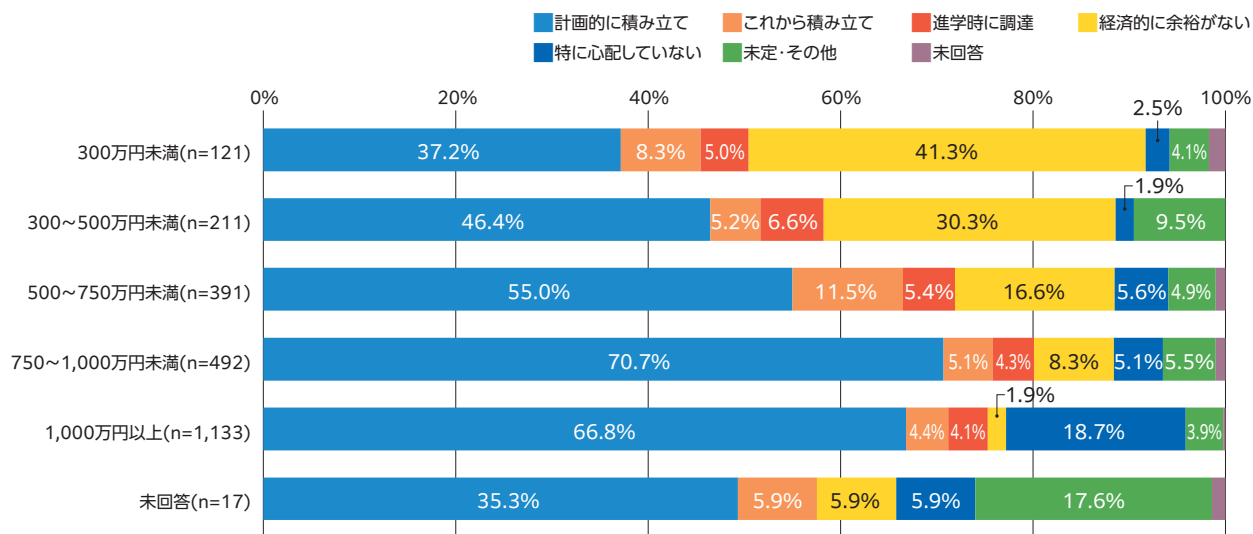
保護者の希望する子どもの最終学歴を世帯年収別にみると、「大学まで」の割合は、どの階層においても概ね50%を超えており、年収の高い階層では70%を超えます。また、世帯年収が高い階層ほど「まだ考えていない」「子どもに任せる」の割合は減少する傾向にあります。

図表49 世帯年収ごとの希望する最終学歴



進学資金の積み立て状況を世帯年収別にみると、世帯年収が高くなるにつれて「計画的に積み立てている」、「特に心配していない」が増加する一方で、500万円未満の世帯では「経済的に余裕がない」が30%を超えるなど、世帯年収によって進学資金の積み立て状況に差が出ています。

図表50 世帯年収ごとの進学資金の積み立て状況



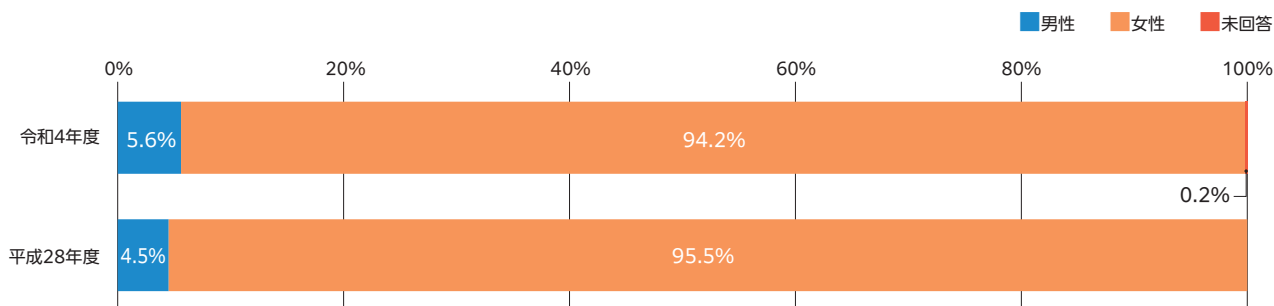
(1) 調査の概要

調査名	ひとり親家庭状況調査
調査期間	令和4年6月14日（火）～7月6日（水）
調査対象	児童育成手当の受給者（1,960人）
調査方法	紙の調査票を郵送にて配布・回収
調査内容	世帯の基本情報、親の就労状況、生活の状況、子どもの進路に関すること等
回収状況	全回答件数 1,041 件、回答率 53.1%

(2) 回答者の性別

回答者の性別は依然として94.2%を女性（母子家庭）が占めますが、前回調査（平成28年度）と比較して男性（父子家庭）の割合が1.1ポイント増加しています。

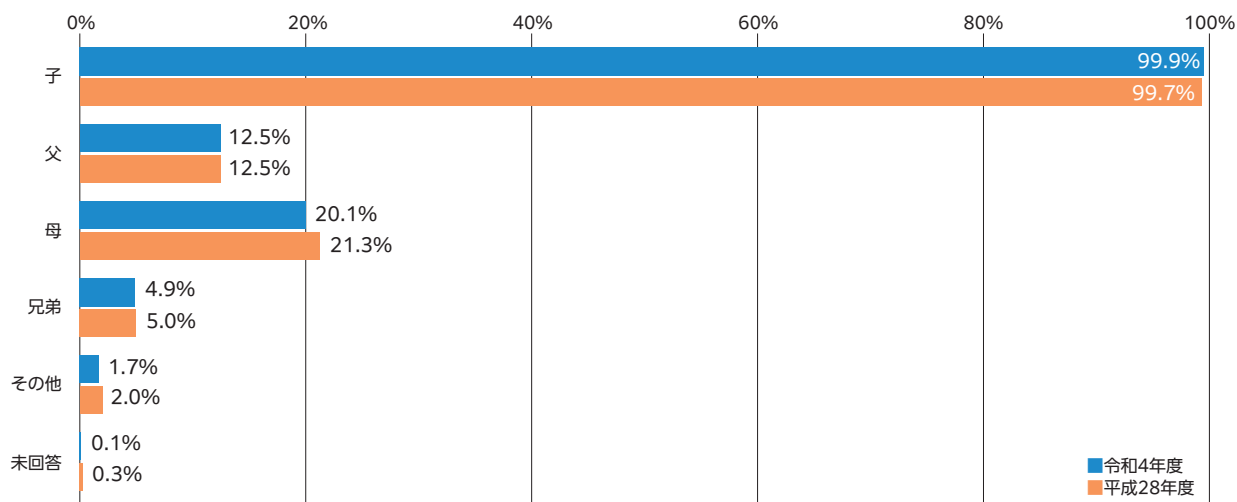
図表51 回答者の性別



(3) 回答者の同居家族

同居している家族は、（保護者から見て）子を除くと「母」「父」「兄弟」の順に多く、前回調査と比較して順位・割合ともに大きな変化はありません。

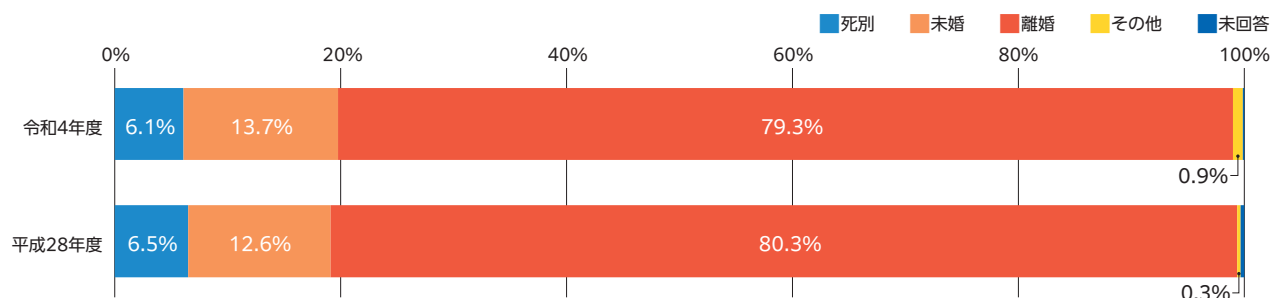
図表52 回答者の同居家族



(4) ひとり親になった理由

ひとり親となった理由は、「離婚」が一番多く、次いで「未婚」「死別」の順となります。前回調査との大きな変化はありません。

図表53 ひとり親になった理由

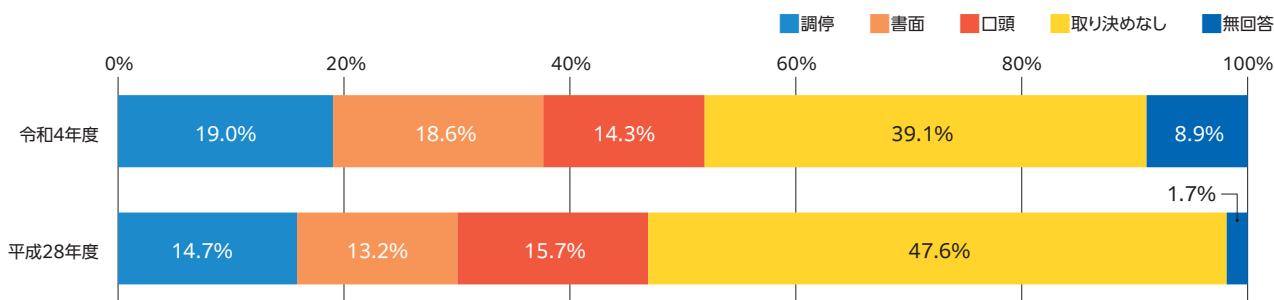


(5) 養育費の取り決め

(4) ひとり親になった理由を「未婚」および「離婚」と回答した人が調査対象です。

養育費の取り決めは、依然「取り決めなし」が一番多いものの、「調停」「書面」共に前回調査より割合が増加しています。

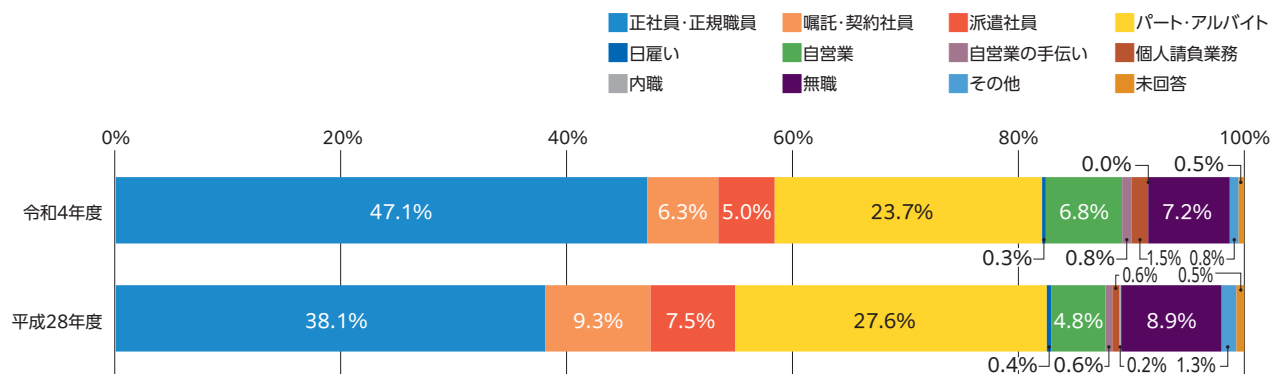
図表54 養育費の取り決め



(6) 就労状況

「正社員・正規職員」が一番多く、次いで「パート・アルバイト」「無職」の順となっています。前回調査と比較して「正社員・正規職員」の割合が大きく増加し（9.0ポイント増）、その分「嘱託・契約社員」「派遣社員」「パート・アルバイト」が減少しています。

図表55 就労状況

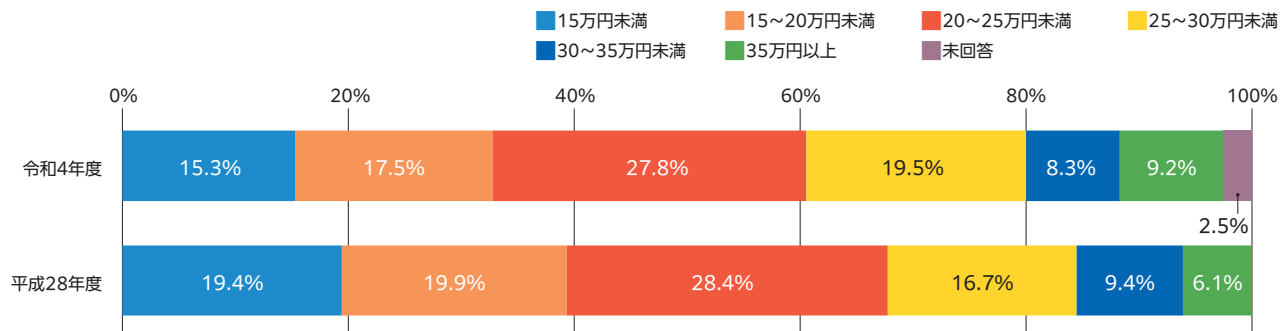


(7) 1カ月間の平均収入

1カ月の平均収入（手取り額）は、就労による収入のほか、児童手当・児童育成手当などの公的手当、養育費、親族等からの支援などの全ての収入を合算した額です。

「20～25万円未満」が一番多く、次いで「25～30万円未満」「15～20万円」の順となっています。前回調査と比較して、20万円未満の世帯の割合が減少し、25万円以上の世帯の割合が増加していることから収入総額は増えており、若干ではあるが状況改善されていることがうかがえます。

図表56 1カ月間の平均収入



関係法令

1

品川区青少年問題協議会条例（昭和30年12月28日条例第15号）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、品川区に区長の附属機関として、品川区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

本条…一部改正〔平成8年条例45号・12年48号〕

（組織）

第2条 協議会は、会長ならびに区議会議員、教育委員会の教育長、学識経験者、関係行政庁の職員および区に勤務する職員のうちから、区長が任命または委嘱する委員58人以内をもって組織する。

2 会長は、区長をもつて充てる。

本条…一部改正〔昭和59年条例8号・平成8年45号〕、2項…追加〔平成26年条例9号〕、1項…一部改正〔平成27年条例13号〕

（委員の任期）

第3条 学識経験者のうちから委嘱される委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

本条…一部改正〔平成8年条例45号〕

（会長の権限ならびに副会長の設置および権限）

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長および副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

1—5項…一部改正〔平成8年条例45号〕

（招集）

第5条 協議会は、区長が招集する。

本条…一部改正〔平成8年条例45号〕

（定足数および表決数）

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

1項…一部改正〔平成8年条例45号〕

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

本条…一部改正〔平成8年条例45号〕

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年10月1日から適用する。

付 則（昭和35年4月6日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

付 則（昭和40年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（昭和42年4月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月25日条例第10号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年3月31日条例第8号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（平成8年10月28日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月8日条例第48号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成26年3月31日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第13号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する教育委員会の教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が、改正法附則第2条第1項の規定により在職する場合は、この条例による改正後の第2条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の第2条第1項は、なおその効力を有する。

（目的）

第1条 この規則は、品川区青少年問題協議会条例（昭和30年品川区条例第15号。以下「条例」という。）に基づき、品川区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正〔平成4年規則30号〕

（委員）

第2条 条例第2条第1項に規定する委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 区議会議員 5人以内
- (2) 教育委員会の教育長 1人
- (3) 学識経験者 30人以内
- (4) 関係行政庁の職員 12人以内
- (5) 区に勤務する職員 10人以内

2 前項第4号に定める関係行政庁の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 品川警察署長
- (2) 大崎警察署長
- (3) 大井警察署長
- (4) 荏原警察署長
- (5) 警視庁大森少年センター所長
- (6) 東京都品川児童相談所長
- (7) 品川公共職業安定所長
- (8) 東京都立高等学校長代表
- (9) 品川区立中学校長（品川区立義務教育学校長を含む。）代表
- (10) 品川区立小学校長（品川区立義務教育学校長を含む。）代表
- (11) その他区長が必要と認める関係行政庁の職員

3 第1項第5号に定める区に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 子ども未来部を担任する副区長
- (2) 企画部長
- (3) 地域振興部長
- (4) 文化スポーツ振興部長
- (5) 子ども未来部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康推進部長
- (8) 教育委員会事務局教育次長
- (9) その他区長が必要と認める職

1、2項…一部改正〔昭和55年規則36号〕、2項…一部改正〔昭和57年規則54号〕、1・2項…一部改正〔平成4年規則30号〕、2…一部改

正〔平成4年規則107号〕、1項…追加・旧1・2項…一部改正し1項ずつ繰下〔平成8年規則70号〕、2項…一部改正〔平成11年規則14号・55号〕、3項…一部改正〔平成12年規則57号〕、2・3項…一部改正〔平成13年規則37号〕、3項…一部改正〔平成16年規則19号〕、2項…一部改正〔平成16年規則50号〕、3項…一部改正〔平成19年規則3号〕、2項…一部改正〔平成20年規則21号〕、2・3項…一部改正〔平成20年規則44号〕、3項…一部改正〔平成21年規則4号〕、1・2項…一部改正〔平成26年規則16号〕、1・3項…一部改正〔平成27年規則14号〕、2項…一部改正〔平成30年規則8号〕

（専門委員会）

第3条 特別の事項を調査または審議させるため必要があるときは、協議会の議決により協議会に専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員の数は若干名とし、協議会委員の中から会長が協議会に諮って指名する。

3 委員は、協議会により付議された事項が委員会において調査または審議されている間在任する。

4 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

5 委員会は、委員長がこれを招集する。

1項・4項…一部改正〔平成8年規則70号〕

（幹事）

第4条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員および関係行政庁の職員のうちから、区長が任命または委嘱する。

3 幹事は、委員を補佐し連絡調整にあたる。

1・2項…一部改正〔平成8年規則70号〕

（議題提出手続）

第5条 委員が協議議題を提出しようとするときは、文書をもってその件名、提出理由および必要な資料を会長に送付するものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。

本条…一部改正〔昭和57年規則54号・平成4年30号・13年37号・21年4号・27年14号〕

（委任）

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年4月30日規則第21号）

この規則は、昭和43年5月1日から施行する。

（後略）

付 則（昭和48年7月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年8月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年7月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月25日規則第4号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年8月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年5月23日規則第36号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則（昭和57年8月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月31日規則第30号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成4年12月28日規則第107号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

付 則（平成8年10月28日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月25日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年9月6日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年4月28日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年3月30日規則第37号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日規則第19号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年7月9日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年6月30日規則第44号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日規則第4号抄）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第16号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第14号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に在職する教育委員会の教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が、改正法附則第2条第1項の規定により在職する場合は、この規則による改正後の第2条第1項第2号の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成30年3月30日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第一章 総則**（目的）**

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策**（子ども・若者育成支援施策の基本）**

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加に

よる自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

- 第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議

会を設置していない地方公共団体を含む。) に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

- 第二十七条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属せられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

- 第二十九条** 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

- 第三十二条** 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況

及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

4 子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部）

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

第1 はじめに

1 新たな大綱策定の経緯

日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法¹（以下「子若法」という。）が平成22（2010）年4月に施行され、10年が経過した。この間、政府においては、平成22（2010）年度及び27（2015）年度の2次にわたり、子若法に基づき、「子ども・若者育成支援推進大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、施策を総合的に推進してきた。これにより、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「子供・若者の育成」という横串が入り、分野を超えた連携・協働が進むなど、一定の成果が上がってきている。

一方で、第1次大綱の実施期間中には東日本大震災、第2次大綱の実施期間中には新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）という、まさに「国難」とも称される事態が発生し、さらには情報化、国際化、少子高齢化が急激に進行するなど、子供・若者²を取り巻く状況は大きく変化した。子若法には、「子ども・若者をめぐる問題が深刻な状況にある」（第1条）との規定があるが、2で詳述するように、多くの子供・若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増している。

このような中、政府においては、「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」を設置し、新たな大綱の在り方等について平成31（2019）年4月から計13回にわたり、子供・若者自身や支援現場の声を踏まえつつ、御議論いただいた。令和2（2020）年12月に取りまとめられた同会議の報告書では、「子供・若者が誰ひとり取り残されず、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、支援の担い手やそのネットワークを強化しつつ取り組むとともに、取組の推

進・評価にデータを有効活用していく」旨、提言されている。

政府においては、同報告書を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を図った上で、ここに第3次となる大綱を策定する。これを踏まえ、全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組んでいく。

2 子供・若者を取り巻く状況の認識

次代を担う子供・若者の育成支援を社会総掛かりで推進していくためには、子供・若者を取り巻く現下の状況をしっかりと認識し、社会全体で共有しておくことが不可欠である。

そこで、子供・若者を取り巻く状況を5つの「場」に分け、網羅的・俯瞰的に整理する。5つの場とは、子供・若者がそこで過ごすところの、家庭、学校、地域社会、情報通信環境（インターネット空間）及び就業（働く場）の5つである。

まず、これら5つの「場」を通じて影響を与える、社会全体の状況について整理する。

（1）社会全体の状況

①生命・安全の危機

家庭、学校、地域等を問わず、子供・若者の生命・安全を脅かす深刻な状況が生じている。

とりわけ、15歳から39歳の死因の第1位を自殺が占める状態が続いており、コロナ禍の影響も懸念される自殺³は、極めて重大な問題である。

さらに、大人も含め、これまで直接経験したことがない「未曾有」「想定外」「何十年に一度」などと表現されるような激甚災害や感染症が発生するとともに、児童虐待、性被害等の事件、事故が頻発している。いつ、どこにいても生命・安全の危機に直面しうる状況の中、子供・若者育成支援施策の最重要課題として、子供・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められている。

1 平成21年法律第71号

2 本大綱においては、「子供」「若者」「青少年」をそれぞれ以下のとおり定義する。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）*の者。なお、法令上「子ども」と表記されている固有名詞を除き、本大綱においては「子供」の表記を用いる。若者：思春期*、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。*思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。青少年：乳幼児期から青年期までの者。

3 令和2（2020）年の自殺者数は前年比912人増（4.5%増）の2万1,081人。平成21（2009）年以来11年ぶりに増加に転じた。このうち、19歳までの者が118人増（17.9%増）、20～29歳までの者が404人増（19.1%増）となっている。〔厚生労働省「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」〕

②孤独・孤立の顕在化

三世代世帯の減少⁴や地域のつながりの希薄化⁵等に伴い、更にはコロナ禍の影響により、子供・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化している。

自殺やひきこもり等、様々な社会問題に共通する背景として、孤独・孤立の存在が指摘されており、この点を念頭に置いた適切な対応が求められている。

③低いWell-being

近年、一時的な幸せの感情を意味する“Happiness”ではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味する“Well-being”との概念が国際的にも注目を集め、関連する調査も国内外で行われている。

例えば、ユニセフによる国際調査⁶によれば、我が国の子供については、「身体的健康」では38か国中1位であったのに対し、「精神的幸福度」では37位となっている。社会的な面でも、「すぐに友達ができると答えた15歳の生徒の割合」が40か国中39位となっている。精神的・社会的側面において我が国の子供・若者のWell-beingの低さがうかがわれるところであり、多様な指標を参照しつつ、バランスよくWell-beingを高めていくことが求められている。

④格差拡大への懸念

長期化するコロナ禍は、社会的・経済的に恵まれない家庭にとりわけ深刻な影響を与えており、家庭間における学力や健康等に係る格差の拡大が懸念されている。家庭の社会的・経済的背景にかかわらず、成育過程にある子供・若者が、質の高い教育や医療等を受けつつ心身ともに健やかに成長できるよう、取り組んでいくことが求められている。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12（2030）年までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標である。17の目標はいずれも、未来を生きる子供・若者に深く関係し、子供・若者自身もSDGs推進の担い手として期待されている。

新たな大綱の最終年度として想定される令和7（2025）年度には、SDGsが達成された社会を目指すことを目的として、大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）が開催される。SDGsに対する社会の関心の高まりを活かしつつ、SDGsの各目標との関連をより一層意識しながら、

子供・若者育成支援施策を推進していくことが求められている。

⑥多様性と包摂性ある社会の形成（ダイバーシティ&インクルージョン（D&I））

子供・若者を始め、人々の意識や興味・関心、生き方・働き方等はますます多様化するとともに、グローバル化に伴い外国人労働者や外国人留学生、帰国生等も増加している。一方で、「みんなと同じでなくてはならない」という同調圧力は、地域、学校、職域等によらず、我が国社会に根強く存在しており、そのことが生きづらさ、息苦しさを増幅させているとの指摘もある。

思想・信条、人種、国籍、性別、性的指向・性自認（性同一性）、心身の状況等、個々の違いを認め、尊重しつつ協働していくこと、すなわち多様性と包摂性（ダイバーシティ&インクルージョン（D&I））ある社会を目指していくことは、個人の幸せ（Well-being）はもちろんのこと、持続可能な社会の実現や、新たな価値の創出による経済発展等の観点からも重要である。このようなD&I社会の形成に向け、子供・若者期からの取組が求められている。

⑦リアルな体験とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

企業、行政等を問わず、デジタル技術やデータを活用した業務・組織等の変革、すなわちデジタル・トランスフォーメーション（DX）が課題となっており、教育におけるEdTech（エドテック）や、市民活動におけるCivicTech（シビックテック）等、各分野において課題解決にデジタル技術やデータを活用する動きが広がりを見せている。

子供・若者育成支援においても、言わばChild-Youth Tech（チャイルド・ユース・テック）としてのデジタル技術やデータの活用を図り、多様化・複雑化する子供・若者の個々の状況に応じた、きめ細やかな支援につなげていくとともに、リアルな体験を併せて充実し、リアルとバーチャルの両面を最適な形に組み合わせ、次代を担う子供・若者をバランスよく育成していくことが求められている。

⑧成年年齢の引下げ等への円滑な対応

平成27（2015）年には選挙権年齢が18歳へと引き下げられ、令和4（2022）年には成年年齢が18歳へと引き下げられる。一方、飲酒、喫煙が可能となる年齢等、成年年齢が引き下げられてもそのままとなるものや、今後の適用年齢等について現時点では結論が得られていないものもある。

若者に関する制度的扱いが18歳、19歳、20歳等でそ

4 p.133 参照

5 p.135 参照

6 ユニセフ・イノチェンティ研究所「レポートカード16—子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」（英語版：2020年9月刊行／日本語版：2021年2月刊行）

それぞれ異なることとなる中、これらの制度改正によって期待される効果（自立した活動の促進等）を最大限にし、懸念される影響（消費者被害の発生等）を最小限にとどめられるよう、広報啓発や家庭・学校・地域・職域における教育等、円滑な対応が求められている。

⑨子供・若者の人権・権利の保障

子若法は、児童の権利に関する条約を引用した法律の先駆けであり、「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」（第2条第2号）等を基本理念として明記している。

同法の施行から10年が経過する中、当該理念の重要性を改めて認識し、家庭・学校・地域・職域等を通じ、子供・若者の人権・権利についての理解を、当事者である子供・若者を含めて深め、更にその保障を徹底していくことが求められている。

⑩ポストコロナ時代における国家・社会の形成者としての子供・若者の育成

我が国は、これまで幾多の危機に直面しつつも、それを乗り越え、発展してきた。いつの時代にあっても、苦難の先に新たな時代を切り拓ひらく原動力となったのは、若い力であった。教育基本法⁷は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第1条）ことを教育の目的として定めているところ、ポストコロナ時代においても、国家・社会の形成者として、子供・若者を心身ともに健全に育成していく環境整備が求められるとともに、子供・若者の意見表明の機会の確保、政策形成過程への参画を促進することが求められている。

（2）子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

①家庭をめぐる現状と課題

人にとって家庭は、文字どおり「ホームグラウンド」であり、「ファーストプレイス」である。とりわけ成長途上にある子供・若者にとって、家庭の役割は極めて大きい。家庭は、子供・若者を育くむ基盤であり、父母その他の保護者（以下「父母等」という）は、子育て・教育に第一義的責任を有する。

一方、家庭をめぐるのは、例えば以下のような課題が生じており、父母等の個人や家族にのみ子育て・教育の責任を負わせるのではなく、子供・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、国及び地方公共団体も共に責任を負うとともに、社会全体、地域全体で父母等や家庭を

支えていくことが求められている。

（世帯構造の変化等）

三世代世帯が大きく減少⁸するとともに、都市部への人口流入を背景に、生まれ育った地域を離れて生活する家庭も少なくないなど、子育て・教育に自らの父母等の助力を得ることが難しい状況が生じている。特に、ひとり親家庭にあっては、配偶者の助力を得ることもできず、より負担感を高め、孤立感を深めやすい状況となっている。

また、世帯人数の減少⁹等に伴い、父母や兄弟姉妹等の家族の介護等が必要になった場合、本来であれば家庭や学校、地域等において健やかに育まれ、成長・活躍の機会を存分に与えられるべき子供・若者自身が介護者（ヤングケアラー¹⁰等）とならざるを得ず、勉学や生活等に支障が来す事態も生じている。父母等についても、遠距離介護を含め、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」が社会問題となっている。父母等が兄弟姉妹等他の家族の介護に追われる中、子供へのケアが十分に行われないなどの課題も指摘されている。さらに、共働き世帯が一般的になるとともに¹¹、ひとり親、再婚¹²、事実婚、国際結婚等、婚姻の在り方も多様化しているが、父母等の就業や婚姻等の状況にかかわらず、子供・若者が良好な家庭的環境で生活し、成長していけることが重要¹³である。

（児童虐待）

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす深刻な問題である。児童相談所における相談対応件数¹⁴や警察における検挙件数¹⁵の大幅な増加等の児童虐待が深刻化している状況を踏まえた対策の徹底が求められている。

8 児童のいる世帯における三世代世帯の数と割合：約199万世帯17.5%（平成26（2014）年）⇒約149万世帯13.3%（令和元（2019）年）【厚生労働省「国民生活基礎調査」】

9 平均世帯人員3.10人（平成元（1989）年）⇒2.75人（平成13（2001）年）⇒2.39人（令和元（2019）年）【厚生労働省「国民生活基礎調査」】

10 一般に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている児童（18歳未満の者）を指すものとされている。

11 夫が雇用者である2人以上の世帯のうち、共働き世帯約1,240万世帯（68.5%）に対し、男性雇用者と無業の妻から成る世帯は約571万世帯（31.5%）【総務省「労働力調査」により計算】

12 婚姻件数のうち、夫婦とも又は一方が再婚の割合平成2（1990）年18.3%⇒平成27（2015）年26.8%【厚生労働省「人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」」】

13 子若法では「子ども・若者が成長する過程においては、（中略）とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要である」（第2条第3号）と規定。

14 児童相談所における児童虐待相談対応件103,286件（平成27（2015）年度）⇒193,780件（令和元（2019）年度）【厚生労働省「福祉行政報告例」】

15 警察が検挙した児童虐待事件数822件（平成27（2015）年）⇒2,133件（令和2（2020）年）【警察庁「少年非行、児童虐待及び子供性被害の状況」】

7 平成18年法律第120号

(貧困)

子供・若者の将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境によって左右されることがないようにしていくことは、子供・若者自身だけでなく、社会の持続的発展にとって極めて重要である。特に経済的に困窮している実態がうかがわれる¹⁶、ひとり親家庭への支援を始め、貧困の連鎖を断ち切るための対策の推進が求められている。

(ひきこもり¹⁷)

趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自宅から外出しない、ひきこもりの状態にある若者が相当数存在している。その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めており、個々の状況に応じた支援の推進が求められている。

(家族観の変化)

コロナ禍は、外出自粛等により閉塞感や不安感を高め、配偶者間の暴力や児童虐待等の増加・深刻化が懸念されるなど、子供・若者はもとより、父母等を含め家庭、とりわけ困難な問題を抱える家庭に大きな影響を与えた。

一方で、「増えた家族との時間を今後も保ちたい」とする者が多かったこと等¹⁸、家族の絆が深まる方向に家族観が変化する傾向も見られた。このような家族観の変化を定着させるべく、困難な問題を抱える子供・若者とその家族への支援を推進するとともに、家族と過ごす時間が十分に確保できるよう、長時間労働の是正、テレワークを始めとする多様で柔軟な働き方の推進等が求められている。

②学校をめぐる現状と課題

学校は、子供・若者にとって、学びの場であるだけでなく、安心・安全な居場所・セーフティネットとなるなど、福祉面でも極めて重要な存在となっている。コロナ禍における臨時休業は、そのような学校の重要性を再認識させた。

一方で、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校の負担は年々増大し、例えば以下のような課題が生じており、地域等による学校支援を充実させるとともに、

16 18歳未満の子供の相対的貧困率は13.5%。ひとり親家庭の貧困率は48.1%（平成30（2018）年）【厚生労働省「国民生活基礎調査」】

17 ひきこもり状態（普段は家にいるが、趣味に関する用事や近所のコンビニ等には出かける者を含む）の若者（15～39歳）1.57%【内閣府「若者の生活に関する調査」（2015年）】。ひきこもり状態になってからの期間が7年以上の者は15歳～39歳で34.7%【同調査】、40歳～64歳で46.7%【内閣府「生活状況に関する調査」（平成30（2018）年）】。

18 ・家族の重要性をより意識するようになった人が49.9%【内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第1回）】
・46.0%が家族との時間が増加、うち87.5%が今後も保ちたいと回答【内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第2回）】

学校教員のマンパワーに頼るのではなく、地域の子供・若者が集うプラットフォーム（場）としての学校の特性を活かしつつ、子供・若者育成支援を推進していくことが求められている。

(児童生徒の多様化)

発達障害のある者を含め特別支援教育を受ける者¹⁹、外国にルーツを持つ者等²⁰が増加するとともに、性的指向・性自認（性同一性）に係る者や特定分野に特異な才能のある者がいるとの指摘もあるなど、児童生徒が多様化している²¹。

(自殺、不登校等生徒指導上の課題の深刻化)

児童生徒の自殺者数は過去最多²²となり、コロナ禍の影響も懸念されている。

また、小・中学校における不登校児童生徒数は、増加傾向が続く過去最多²³となっている。

高等学校における不登校生徒数、中途退学率は、若干改善の傾向²⁴が見られるものの、高校中退は、その後の自立にとって大きな困難要因となることが指摘されている。

小・中・高等学校等における、いじめの認知件数は、増加傾向が続く過去最多となり、うち重大事態も過去最多、インターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）による誹謗・中傷も増加²⁵している。

19 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒平成25（2013）年度約17.4万人⇒令和元（2019）年度約27.8万人【文部科学省「学校基本調査」】

小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒平成25（2013）年度約7.8万人⇒令和元（2019）年度約13.3万人【文部科学省「通級による指導実施状況調査」】

20 日本語指導を必要とする児童生徒平成30（2018）年度約5.1万人。10年で約1.5倍に【文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」】

21 高等教育機関においても障害のある学生の増加、外国人留学生の増加等学生等が多様化している。

22 令和元（2019）年399人⇒令和2（2020）年499人【警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成】

23 7年連続で増加し、令和元（2019）年度には約18.1万人で過去最多。一方、不登校児童生徒等への教育機会の確保等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）が平成29（2017）年に施行されるなど、取組が強化されている。

24 中途退学者数令和元（2019）年度約4.3万人（前年度約4.9万人）、中途退学率令和元（2019）年度約1.3%（前年度約1.4%）

25 いじめの認知件数は、6年連続で増加し、令和元（2019）年度には約61万件。重大事態も723件で過去最多。「いじめの態様」のうち、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数は、令和元（2019）年度には約1.8万件、5年前の約2.3倍に上る。[注23から注25について、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」]

（教職員の多忙化・不足）

教員の長時間勤務²⁶による疲弊²⁷、公立学校教員採用選考試験における採用倍率の低下²⁸等が問題となるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置時間が十分でないことも指摘されている。

（学校の減少）

少子化の進行により、地域において学校が減少しており²⁹、学校教育の維持と質の保証が課題となるとともに、地域コミュニティの中心でもある学校の減少により、地域の更なる活力低下も懸念されている。

（情報化への対応）

諸外国に比して、我が国の生徒については、言語能力や情報活用能力等に課題があり、デジタル機器を「学び」に多く使わない傾向が明らかになっている³⁰。

また、学校におけるICT環境の整備等の遅れがコロナ禍で改めて浮き彫りとなった³¹ものの、GIGAスクール構想³²の下、学校のICT環境整備が加速されており、その有効活用が課題となっている。

③地域社会をめぐる現状と課題

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子供・若者の健やかな成長に重要な役割を有している。前述のとおり、家庭や学校が様々な課題を抱える中、「地域の子供・若者は地域で育てる」との観点から、地域社会に対する期待は大きい。

しかしながら、地域社会もまた、例えば以下のような課題を抱えており、家庭や学校を一方的に支え続けることは困難となっていることから、地域社会と家庭、学校等が互いを理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関

係（パートナーシップ）の確立等が求められている。

（つながりの希薄化）

近所付き合いをする人が減少傾向にある³³とともに、若年層を中心に、町内会・自治会等への加入や活動への参加を避ける傾向が指摘されるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

（地域活動の担い手の高齢化・固定化）

これまで地域活動の担い手として大きな役割を果たしてきたシニア層の高齢化が進み、令和4（2022）年には団塊の世代が後期高齢者となり始める。

高齢化と人口減とがあいまって担い手が減り、特定の者に固定される中で、組織や活動が硬直化し、ますます若者を始め新たな者が参加しにくくなるといった悪循環も指摘されている。また、これまで地域のシニア層が中心的な役割を果たしてきた、通学路における見守り活動等が手薄になることも懸念されている。

（新たな住民の流入等）

東京等の都市部への若者の流出が続いており³⁴、地方のコミュニティ存続にとって大きな問題となっている。一方で、コロナ禍を機に、地方移住や二地域居住等への関心が高まり³⁵、テレワークの普及により、都心部からの転出増の動きも見られる³⁶。これまで地方移住に関心があっても、就労面での懸念等を抱いていたこと³⁷に鑑みれば、今後テレワークが定着することにより、地方移住の動きも定着、促進されていく可能性がある。

また、生産年齢人口の減少等により、外国人労働者やその家族たる子供・若者等の流入が進んでいる地域も多い。これら新たな住民のコミュニティへの円滑な受入れ、

33 現在の地域での付き合いの程度
付き合っている67.0%（平成29（2017）年1月）⇒65.4%（令和2（2020）年1月）
付き合っていない32.9%（平成29（2017）年1月）⇒34.3%（令和2（2020）年1月）〔内閣府「社会意識に関する世論調査」〕

34 東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への転入超過数は令和2（2020）年には約9.9万人に達している。このうち15歳～29歳の若者が約9割超を占める（約11.3万人、88.0%）。〔総務省「住民基本台帳人口移動報告」〕

35 例えば、令和2（2020）年12月時点で東京23区の20歳代の47.1%が、地方移住に関心があると回答しており、同年5月の42.9%、令和元（2019）年12月の38.9%と比較して高い数字になっている。〔内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（第2回）〕

36 令和2（2020）年7月以降、東京都においては転出超過となっている（同年12月まで確認）。東京都の転入・転出の状況を見ると、転入者数は4月以降前年同月に比べ減少、転出者数は8月以降前年同月に比べ増加となっている。なお、都全体の転出超過数が4,648人であるところ23区の転出超過数は6,211人（同年12月）〔総務省「住民基本台帳人口移動報告」〕

37 東京圏に在住者49.8%が地方暮らしに関心がある一方、移住への懸念・不安の1位は「働き口が見つからない」の50.8%〔内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」〕

26 平成28（2016）年において、小学校で月約59時間、中学校で月約81時間の時間外勤務が推計〔文部科学省「教員勤務実態調査」〕

27 令和元（2019）年度中における公立学校の教育職員の精神疾患による休職者数5,478人（全体の0.59%）〔文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」〕

28 教員採用選考試験における採用倍率は公立小学校では平成12（2000）年度12.5倍⇒令和2（2020）年度2.7倍。1倍台の教育委員会も存在。〔文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」〕

29 小・中学校がそれぞれ1校しかない市町村が233（13.3%）、公立高等学校が1校以下の市町村が1,088（62.5%）。〔文部科学省「学校基本調査」〕

30 国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能7 OECD生徒の学習到達度調査（PISA）—2018年調査国際結果報告書』

31 コロナ禍における「同時双方向型のオンライン指導」の実施状況は、公立学校の設置者単位で約15%にとどまった。〔文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」〕

32 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現をめざす構想。

新旧住民の共生等も課題となっている。

④情報通信環境をめぐる現状と課題

急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等に伴い、子供・若者が過ごす「場」としての情報通信環境（インターネット空間）の存在感は格段に大きくなっている。

教育や行政、医療等、あらゆる分野でデジタル化が加速する中、例えば以下のようなインターネット利用の利点を拡大し、弊害を縮小していくことが求められている。

（インターネット利用の利点）

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身につけたり、防災情報を含め最新の情報を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとったりすること等が容易になる。外出自粛を余儀なくされたコロナ禍は、これらインターネットの重要性を更に強く認識させた。

Society5.0³⁸時代にあって、社会・経済活動においてもインターネットは必須のツールとなっており、インターネットを活用して新たなコンテンツ・サービスや専門的知見等を生み出し、社会・経済に大きなインパクトを与えた若者の例も多い。

（インターネット利用の弊害）

子供・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいる³⁹。さらに、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害⁴⁰、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による弊害も深刻になっている。

⑤就業をめぐる現状と課題

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要である。働く場は、生活の糧を得るだけでなく、若者の成長、自己実現の場でもある。

38 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

39 インターネット利用率（平成27（2015）年⇒令和元（2019）年）
6～12歳：74.8%⇒80.2% 13～19歳：98.2%⇒98.4% [総務省「通信利用動向調査」]
・インターネット平均利用時間（平日1日当たり）（平成27（2015）年度⇒令和元（2019）年度）
小学生：84.8分⇒129.1分 中学生：127.3分⇒176.1分
高校生：192.4分⇒247.8分 全体：141.8分⇒182.3分
・例えば、小学校入学前の5歳でも利用時間は77分に達している。
[内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」]

40 SNSに起因する事犯の被害児童数1,652人（平成27（2015）年）⇒1,819人（令和2（2020）年）[警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」]

若者の就業をめぐるっては、近年、失業率や平均賃金等の指標⁴¹が改善傾向にあったものの、コロナ禍による悪化が懸念されている。

さらに、例えば以下のような課題が生じており、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を存分に発揮していけるよう、困難な状態にある若者の自立や社会参加に向けた支援を含め、総合的な取組の推進が求められている。

（長期間就業等をしていない者の存在）

近年、若年層の非正規雇用者比率、フリーターの割合は減少傾向にある⁴²。一方、若年無業者（ニート）の割合はコロナ禍前においても減少しておらず⁴³、長期間ひきこもり状態にある者も少なくない⁴⁴。

（起業意識等の低さ）

起業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済成長を支え、社会をより多様なものにするものである。しかしながら、我が国においては、起業への意識や実績が低く⁴⁵、柔軟な発想と旺盛な行動力を有する若者の、起業へのチャレンジが期待されている。

（求められる能力の高度化）

社会が求める人材像は、Society5.0時代にあってイノベーションを生み出す人材、持続可能な社会の創り手となる人材、ポストコロナ時代における社会変革の推進力

41 完全失業率（男女計）
15～19歳 20～24歳 25～29歳
5.1% 5.6% 5.1%（平成27（2015）年）
2.5% 4.2% 3.6%（令和元（2019）年）
4.5% 4.6% 4.2%（令和2（2020）年）
[総務省「労働力調査」]
・平均賃金（25～29歳）
正社員・正職員240.6千円（平成27（2015）年）⇒249.5千円（令和元（2019）年）
正社員・正職員以外192.4千円（平成27（2015）年）⇒198.9千円（令和元（2019）年）
[厚生労働省「賃金構造基本統計調査」]

42 非正規雇用者比率
男女計15～24歳 29.7%（平成27（2015）年）⇒24.7%（令和2（2020）年）
25～34歳 27.3%（平成27（2015）年）⇒23.5%（令和2（2020）年）
[総務省「労働力調査」]
・15～34歳人口に占めるフリーターの割合の推移
男性5.8%（平成27（2015）年）⇒5.2%（令和2（2020）年）
女性7.0%（平成27（2015）年）⇒5.7%（令和2（2020）年）[総務省「労働力調査」]

43 15～39歳人口に占める若年無業者の割合
男女計2.1%（平成27（2015）年）⇒2.7%（令和2（2020）年度）[総務省「労働力調査」]

44 p.134参照

45 OECDのEntrepreneurship at a Glance 2015によると、日本は「起業して失敗することを恐れる」との回答者が最多、「学校で起業家精神を学んだ」との回答者が最小。日本の開業率は平成30（2018）年度4.4%。米（平成28（2016）年）英（平成29（2017）年）等は10%超 [中小企業白書等]

となる人材等様々に表現されるが、課題発見・課題解決力等、より高い能力が求められている点に変わりはない。

(外国人労働者等の増加)

グローバル化や生産年齢人口の減少等に伴い、外国人労働者やその家族たる子供・若者等が今後ますます増加することが予想されており、その就業や生活への支援、職域や生活の場における共生、協働等が課題となっている。

(テレワーク等の普及)

コロナ禍を機に、テレワークやウェブ会議等が急速に普及し⁴⁶、これに伴いオフィスの縮小や地方移転の動きも見られる。テレワークに関しては、コミュニケーションの不足やオン・オフの切り替えの難しさ等、問題点も指摘されているが、自室を始め働きやすい場所を自ら選んで働けることは、心身や時間等の面で通勤、出張等に困難を有する者や、世代的にICTの活用に長けている若者にとって特にメリットが大きく、その定着と更なる普及が課題となっている。

第2 子供・若者育成支援の基本的な方針及び施策

子供・若者を取り巻く状況や、子若法⁴⁶の目的（第1条）及び基本理念（第2条）等を踏まえ、以下の5本の柱を基本的な方針として設定し、子供・若者育成支援を総合的に推進する。

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

5本の柱ごとの趣旨及び基本的な施策は以下のとおりとし、具体的な施策は別紙（※品川区注：p.141の「施策の具体的内容」のこと）に示す。

なお、子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題（アジェンダ）の設定、調査・検討、新規施策の実施等を適時・適切に行う。

1 全ての子供・若者の健やかな育成

全ての子ども・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ（Well-being）に、自立して生き抜く基礎を形成できるよう、育成する。

○基本的な生活習慣の形成・定着、基礎学力の保障、体力の向上、インターネットを適切に活用する能力を含むコミュニケーション能力の育成、自己肯定感・自己有用感、社会形成に参画する態度、規範意識、思いやりの心の涵養等に取り組む。

○公立小学校において35人学級を推進するとともに、GIGAスクール構想による1人1台のICT環境を活かしつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。あわせて、自然体験、芸術・伝統文化体験、地元における社会体験等、リアルで多様な体験活動を充実し、リアルとバーチャルの最適な組合せにより、バランス良く子供・若者を育成する。

○有害環境対策や防犯・防災対策等により、子供・若者の安心・安全を確保するとともに、子供・若者自身が、発達段階に応じ、性被害やSNSに起因するものを含む犯罪や災害、感染症、事故等から自らの安全を守るとともに、自らの心身の健康を維持・増進することができるよう、体系的に安全教育、健康教育を推進する。とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児等に関する教育を充実させる。

○成年年齢の引下げに円滑に対応するため、消費者教育や消費者保護等の取組を推進するとともに、引き続き20歳になるまでは禁止される飲酒・喫煙の防止を図る。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、子供・若者や家族にとって身近な学校における相談体制の充実を図る。あわせて、学校外の相談体制、特に、子供・若者育成支援に関する地域住民からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供や助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）の設置を加速するとともに、機能の充実を図る。

○子供・若者が、発達段階に応じ、主体的に他者に相談し支援を求めることができるよう、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、自らの思いや状況等を的確に言葉にできる力を育むとともに、SOSの出し方や相談方法、相談先等についての教育・啓発、自らに保障されている人権・権利や雇用、消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を図る。あわせて、子供・若者の意見を適切に聴き取り、代弁するなどの取組を推進する。

○子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図るとともに、その後の自立にとって大きな困難要因となる高等学校等の中途退学の防止を図る。

○二度と「就職氷河期」を作らない観点からの取組を含め、円滑な就職支援と職場定着、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、学び直しの推進等により、若者の

46 令和2（2020）年12月のテレワークの実施率（全国）21.5%〔内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（第2回）〕

雇用安定化と所得向上、セーフティネットの確保を図る。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難を有する子供・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、かつ非常時においても途切れることなく支援する。

○様々な社会問題に共通する背景として指摘される孤独・孤立について、孤独・孤立対策担当大臣のリーダーシップの下、現場で活動するNPO等と密接に連携・協働しつつ、実態把握を含め、総合的な対策を企画・立案し、推進する。

○教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有等を行う「横のネットワーク」と、子供・若者期の年齢階層で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による重層的・継続的な支援の推進体制として、「子ども・若者支援地域協議会」の地方公共団体における整備を加速するとともに、各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

○困難を有する子供・若者やその家族への支援に際し、それぞれの状況や要因（精神疾患等を含む。）に応じ、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）、問題の長期化を踏まえた伴走型の継続支援、問題の多重化を踏まえたチームによる支援、専門家だけでなく身近な人が加わった形での支援、SNSによる相談等を推進する。

○コロナ禍の影響も懸念される自殺への対策については、「自殺総合対策大綱」⁴⁷等に基づき、SNSを活用した相談体制の充実、孤立を防ぐ居場所づくり、自殺の原因・対策等に関する多角的な調査研究等、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を推進する。

○子供や若者の自殺が増えている中、SOSの出し方を学ぶとともに、心の危機に陥った友人からのSOSの受け止め方についても学ぶことができるような取組を推進する。

○児童虐待については、児童相談所における相談対応件数の大幅な増加等を踏まえ、発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護、自立支援、継続的な心のケア等に至るまでの一連の対策の更なる強化、児童福祉司の増員等児童相談所の体制整備等を図るとともに、虐待を受けた子供等を、里親家庭やファミリーホーム等、より家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護を推進する。

○子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖する

ことを防ぐため、「子供の貧困対策に関する大綱」⁴⁸に基づき、支援が届きにくい家庭の早期発見・早期対応等、対策を一層推進する。また、経済的困難を抱える若者に対し、奨学金の返還困難時の支援制度等、セーフティネットの確保と周知を推進する。

○ひきこもり状態にある子供・若者やその家族に対しては、長期にわたり困難な状況が継続することがないように、精神疾患、発達障害、失職等、その要因の多様性等を踏まえつつ、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進する。

○家族の介護等を行う、いわゆるヤングケアラーに対しては、実態を調査し、課題について検討を進める。その結果等を踏まえ、関係機関の連携の下、必要な取組を推進する。

○不登校、いじめ問題に対しては、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の整備を推進する。

○障害のある子供・若者については、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、特別支援教育や生涯学習、就労支援等の充実を図る。

○在留外国人の子供・若者に対しては、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

○子供・若者及びその家族が、不当な差別的取扱いを受けることのないよう、背景となる事案に関する正しい知識の普及や、情報の真偽を確認する態度等の育成を含め、教育・啓発を推進する。

○その他、子供・若者やその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対し、市町村による包括的な支援体制の構築、SNSや電話による相談体制の拡充等の取組を支援する。

3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

子供・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、応援する。

○異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、英語等によるコミュニケーション能力等を培う教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ等を推進し、グローバル社会で活躍できるよう、応援する。

47 平成29年7月25日閣議決定

48 令和元年11月29日閣議決定

- ESD⁴⁹を推進し、持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、応援する。
- 理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育⁵⁰等を推進し、イノベーションの担い手となる科学技術人材や若手起業家等を育成するとともに、特定分野に特異な才能のある子供・若者を、存在感のある「出る杭」として、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。
- 地方公共団体、地元企業、大学等が連携して地域産業を担う若者を育成する取組を推進するとともに、地域に移住したり、遠隔からICTを活用したりして地域おこしに活躍する若者を応援する。
- 子供・若者の社会参画・社会貢献活動を応援する。その一環として、子供・若者の社会貢献に対する内閣総理大臣表彰等について、活動事例を広く周知するとともに、歴代受賞者をネットワーク化するなど、更なる活躍を応援する。また、子供・若者の社会参画・社会貢献活動の支援等、子供・若者の育成支援に積極的に取り組む地方公共団体等も賞の対象とする。

4 子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、安心・安全な居場所として、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進する。

- 家庭教育支援の充実や魅力ある学校づくりを推進するとともに、全ての子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるよう居場所（サードプレイス）を増やす。さらに、公衆衛生や安全に配慮した適切な環境の下、外遊び等各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。
- 地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センターの設置を推進するとともに、全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て行う体験・交流活動の充実を図る。
- SNSに起因する子供・若者の被害事犯の増加等を踏ま

49 Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分ができることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。令和元（2019）年12月の国連決議においては、ゴール4（教育）の中で持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものと位置付けられている持続可能な開発のための教育（ESD）が、その他の全てのSDGsの達成への鍵であることも確認されている。

50 Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

え、フィルタリング利用率⁵¹の向上や、フィルタリングの促進だけでは防ぎ切れない被害の存在やインターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえたペアレンタルコントロール⁵²による対応を推進する。

- 家族で過ごす時間、父母等が子供・若者と向き合う時間、若者が自己啓発、地域活動等を行うための時間等の増加や、困難な状況を抱える若者の自立・社会参加等に資するよう、テレワーク等の多様で柔軟な働き方や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保等に向けた取組を推進する。
- 地域団体について、子供・若者を始めとする多様な意見を柔軟に取り入れつつ運営・組織の活性化を図るとともに、日常的なボランティアを始め活動への参加を促進する。
- 一人の子供・若者をも取り残すことなく、その育成支援に取り組むことは、「誰一人取り残さない」ことをうたったSDGsの達成に向けた取組そのものであり、次代の社会を担う子供・若者への投資は、SDGsへの投資に他ならない。このような観点から、子供・若者育成支援に向けた機運を高め、官民挙げた取組・投資を促進する。

5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人、ひいては当事者たる子供・若者自身に至るまで、多様な担い手を養成・確保するとともに、それぞれの連携・協働の下、持続的な活躍が可能となるよう、支援する。

- 子供・若者の生育状況等に関する各種指標を分かりやすく整理した「子供・若者インデックスボード」を作成・公開し、社会全体で共有する。これにより、家庭、学校、地域、行政、企業、NPO、研究機関等、各ステークホルダーによるそれぞれの得意分野や知見等を活かした取組や、それぞれの連携・協働を促進しつつ、現役世代を含め、新たな担い手の確保を図る。
- 子供・若者自身や家族が、互いに他の子供・若者やその家族を支え合うピアサポートの取組を含め、子供・若者自身が支援の担い手となりつつ成長していく取組を推進する。

51 子供のインターネット利用に関し、フィルタリングを利用するとして保護者の割合は、第4次青少年インターネット環境整備基本計画に基づく取組により、以下のとおり回復傾向にある。
41.4%（平成27（2015）年度）⇒36.8%（平成30（2018）年度）⇒37.4%（令和元（2019）年度）⇒40.6%（令和2（2020）年度）
[内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」]

52 保護者が青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。その中には、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）、非技術的手段（親子のルールづくり等）が含まれ、また、二つの手段とも、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための手段が含まれる。

- 各地の子ども・若者支援地域協議会や、子ども・若者総合相談センターの全国ネットワーク化（ネットワークのネットワーク）や、各種研修修了者のネットワーク化等、担い手の共助を全国規模で推進する。
- 子供・若者の成長に関わる様々な専門職、支援者の養成・確保を推進するとともに、その安定的な活動を支援する。
- 子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において、社会参加活動への支援を含め、子供・若者育成支援に携わるコーディネーターの養成・確保を図るとともに、その安定的な活動を支援する。
- 子供・若者の抱える問題の多重化・複雑化を踏まえ、専門分野を横断した研修の充実、専門分野や組織の枠を超えた連携・協働を、適切かつ円滑な情報共有を含め、推進する。
- 担い手が限られがちな地方における人材の養成・スキルアップ等に資するため、ウェブ会議等オンラインによる研修・会議、助言等の充実を図る。
- 子供・若者育成支援におけるAI等のデジタル技術やデータの活用（Child-Youth Tech：チャイルド・ユース・テック）を推進し、テクノロジーで担い手をアシストする。

第3 施策の推進体制等

（1）施策の点検・評価

大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たっては、子供・若者の多様化や、課題の複雑化・重層化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、単一・少数の指標ではなく、多種多様な指標を「子供・若者インデックス」として以下の4つの観点から設定する。

①子供・若者の意識に関するデータ

子供・若者の意識調査から、子供・若者の健全育成の状況を把握する上で特に重要と考えられる項目（自己肯定感・自己有用感、チャレンジ精神、将来への希望、安心な居場所とを感じる場所等）を抽出する。

②子供・若者を取り巻く状況に関するデータ

第1において掲げた現状・課題に関するデータから、子供・若者を取り巻く状況を理解する上で特に重要と考えられる項目（子供・若者の自殺者数、ひきこもり状態にある者の数、不登校者数、高等学校の中途退学率、若年無業者・フリーターの割合等）を抽出する。

③子若法に基づく計画・機関等に関するデータ

地方公共団体における子ども・若者計画の策定状況、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター及び関係相談機関の整備状況。

④他の法律に基づく基本計画・大綱等における子供・若者育成支援に関するデータ

近年、各分野において法律に基づく基本計画・大綱等の策定が進むとともに、その中に指標等が盛り込まれてきている。これら分野ごとの指標等に横串を入れ、子供・若者育成支援に関する指標等を抽出・整理する。

子供・若者インデックスについては、内閣府において各省庁と協議の上、令和3年版子供・若者白書⁵³において設定するとともに、これらを分かりやすく可視化した「子供・若者インデックスボード」を作成し、同年版以降の同白書やホームページ等で広く公開する。

それらを参考に、有識者や子供・若者の意見を聴きつつ、総合的・多面的に点検・評価を行い、施策の改善・充実を図るPDCAサイクルを回すことにより、社会総掛かりで子供・若者育成支援を推進する。

また、個々の施策の点検・評価に当たっても、各指標とのつながりを意識するとともに、数値だけでなく、定性的な事実（企画・実施過程における子供・若者を始めとする多様な視点・意見の反映、受託団体等の担い手の意欲を引き出す取組等）を把握しつつ行う。

（2）調査研究

国、地方公共団体、民間団体等による子供・若者育成支援や、家庭、学校、地域、職域等における子供・若者の育成に資するため、子供・若者やその家族、支援者、支援施策等の現状・課題等に関し、調査研究を推進する。

その際、子供・若者の意識調査等、経年で変化を把握すべき基幹的な調査研究について、分析をより一層充実させるなどの改善を図りつつ継続実施するとともに、子供・若者を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要な調査研究をタイムリーに実施する。

（3）広報・啓発

児童の権利に関する条約、子若法の趣旨にのっとった取組が推進されるよう、その内容について普及を図るとともに、必要な者に必要な支援が確実に届くよう、SNS等多様な媒体を活用しつつ、支援施策の周知徹底を図る。

子供・若者育成支援施策の全体像を示した本大綱については、ジュニア向けの広報媒体を子供・若者の参画の下で作成し、広く公開するとともに、毎年11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」として設定し、本大綱に基づく取組を国民運動として総合的に展開する契機とする。また、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として設定し、青少年の非行・被害防止に向けて、国民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。さらに、「家族の日」

53 子若法第6条に基づき、政府として国会に提出し、公表する報告文書。

や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進する。

（４）国際的な連携・協力

国連等の国際機関における子供についての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進する。

諸外国の子供・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の施策について、諸外国に向けた情報発信を行う。

（５）施策の推進等

（子供・若者の意見の反映）

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、その形成過程において子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集や、直接参加型の意見交換等を推進する。

（国の関係機関間の連携・協働の促進）

施策の立案・審議段階から運用、評価段階に至るまで、本大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に縦割りを超え、関係行政機関・組織相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

（地域における取組の推進）

地方公共団体における子ども・若者計画の策定等を支援するとともに、様々な主体による全国各地における先進事例の共有等により、地域における取組の充実を図る。

（大綱の見直し）

本大綱については、おおむね５年を目途に見直しを行う。ただし、予測不能な形で社会変化が起きる状況も踏まえ、社会情勢や政策動向等に応じ適時改定を行いつつ、３年目に当たる令和５年度に中間評価を行い、政策的に関連の深い他の大綱等の改定時期に合わせる方向で更に検討し、結論を得る。

施策の具体的内容（別紙）

１ 全ての孩子・若者の健やかな育成

（１）自己形成のための支援

①日常生活能力の習得

（基本的な生活習慣の形成）

子供の生活習慣について、社会全体で子供たちの生活リズムの向上を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民

運動等を通して、家庭、学校、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として大きな教育的意義を持つことから、その一層の普及・充実を図る。さらに、衛生管理の一層の改善・充実を図るとともに、学校給食における地場産物の活用を始めとした、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。あわせて、全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努める。また、栄養教諭配置の地域による格差を解消すべく、より一層の配置を促進する。

（規範意識等の育成）

規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、道徳教育の充実、非行防止教室の開催、インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進する。

（体験活動の推進）

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

（読書活動の推進）

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。

学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。

社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。

（体力の向上）

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進する。

（生涯学習への対応）

多様な学習ニーズに対応する取組や、学習した成果が

適切に評価されるための仕組みを作る取組等を推進する。
また、学び直し等を通じて男女の別なくキャリアを伸ばせる環境の整備を推進する。

②学力の向上

(新学習指導要領の目指す姿)

知識及び技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養の実現に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する。

(個に応じた指導の充実等)

小・中学校段階において、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善を推進する。

また、学校生活になじめない子供に対しても、小・中学校段階の教育の機会の確保を一層推進する。

(特色・魅力ある高等学校教育の実現に向けた取組)

小・中学校段階での学習内容の確実な定着を図ることを含め、高校生の多様な実態や学習ニーズに応じた特色・魅力ある教育活動を推進する。

(学校教育の情報化の推進)

GIGAスクール構想において整備された学校ICT環境の効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教職員のICT活用指導力の向上と負担の軽減を図るとともに、児童生徒の情報活用能力の向上に努め、学校でのICT活用が当たり前である社会を作り上げる。

(少人数学級の実施等)

ICT等を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、今後どのような状況においても子供たちの学びを保障するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律⁵⁴を改正し、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間で、小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げ、必要な教職員定数を計画的に改善する。

このことにより、子供の反応や理解度に応じた指導、障害のある子供等教育的ニーズに応じた指導、協働学習等の学習活動・機会の充実を通じた学力・学習面の育成を図るとともに、個々の子供の抱える課題への丁寧な対応や、家庭との緊密な連携等、生徒指導面での充実も図っていく。

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流等を

通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションが取れるようになるための支援を充実させる。

③大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学修を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

①健康教育の推進と健康の確保・増進等

(健康教育の推進)

がん教育、薬物乱用防止教育を推進するとともに、児童生徒が心の健康に関する知識、月経に関する知識等も含め発達段階に応じた性に関する知識等を身に付けられるよう、養護教諭の参画や専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実を図る。

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、児童・生徒における痩身傾向児の割合を減少させるための取組を進める。また、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率を減少させることを目標として、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育等各種の取組を推進する。

(妊娠・出産・育児等に関する教育)

妊娠や出産、育児等に関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供に係る取組を充実させる。

また、中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に子供と触れ合い、遊び、更に進んで世話をするという体験活動を推進する。

(10代の親への支援)

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、NPO等と連携したアウトリーチやSNS等を活用した相談支援、女性健康支援センターにおける産婦人科等への同行支援等を実施する。

(安心で安全な妊娠・出産、産後の確保等)

安心で安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、

54 昭和33年法律第116号

成育基本法⁵⁵を踏まえ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実に取り組む。また、「少子化社会対策大綱」⁵⁶に基づき、子育て世代包括支援センターの整備を図るとともに、産後ケア事業の全国展開を目指すことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。

②子供・若者に関する相談体制の充実 (自ら考え自らを守る力の育成等)

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、発達段階に応じつつ、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力を育むとともに、子供・若者に対する各種相談窓口や相談方法についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等により、自ら考え自らを守る力を育成する。

(子ども・若者総合相談センターの充実)

子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)の地方公共団体における整備及び機能の向上に資するよう、アドバイザーの派遣、優良事例の紹介、関係者への研修等の支援を行う。加えて、各地の当該センター間の連携(ネットワークのネットワーク)を推進し、全国的な共助体制を構築する。

(学校における相談体制の充実)

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用等相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進するとともに、学校医等と連携した健康相談の実施を引き続き推進する。

(地域における相談体制の充実)

地域において、子供の発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や医療機関による対応の充実を図る。

また、子供・若者が消費者トラブルに巻き込まれた場合の迅速かつ適切な対応に資するため、消費生活相談窓口の周知を行う。

(いじめ防止対策等)

いじめの重大事態の発生件数の増加を踏まえ、いじめ

防止対策推進法⁵⁷や「いじめの防止等のための基本的な方針」等の周知等を通じ、学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や教育センターや警察、医療機関等の関係機関等と連携した取組等を促進する。

(暴力対策等)

問題行動を起こす児童・生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、スクールサポーターや学校警察連絡協議会等の活用を通じて、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進する。

(人権擁護)

法務省の人権擁護機関において、「子どもの人権を守ろう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、年間を通じて講演会の開催や啓発冊子の配布により、各種人権啓発活動を実施する。

また、専用相談電話「子どもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口(子どもの人権SOS-eメール)」の開設、「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を通じて、青少年の人権問題についての相談を実施するとともに、このような相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずる。

③被害防止等のための教育・啓発

(安全教育)

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進する。

(生命を大切にする教育)

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図る。

(情報モラル教育)

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育において、犯罪

55 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)

56 令和2年5月29日閣議決定

57 平成25年法律第71号

被害を含む危険の回避等情報を正しく安全に利用できるようにするための教育や啓発活動を推進する。

（労働者の権利保護）

労働関係法令等労働者の権利に関する知識を身に付け、適切に活用できるようにするための教育・啓発を推進する。

（消費者教育）

子供・若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進する。特に、学校教育においては、成年年齢の引下げや、デジタル化の進展等の社会変化を踏まえ、効果的な教材の開発や積極的な情報発信等を行うとともに、学習指導要領の周知を図り、各教科等において充実した消費者教育の実践を推進する。また、大学等においては、学生の持つ様々な側面に応じ、積極的に消費者教育に取り組むことを促す。

（３）若者の職業的自立、就労等支援

①職業能力・意欲の習得

（キャリア教育の推進）

子供・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実させる。その中で、小学校から高等学校までのキャリア教育を振り返る教材を導入し、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。また、大学・専修学校等における、地域や産業界の各種団体を始めとする社会と連携・協力したキャリア教育の体制構築を支援する。

（能力開発施策の充実）

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施する。

また、若者のキャリア形成に資するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとしてジョブ・カードの普及促進を図るとともに、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供する。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進する。

②就労等支援の充実

（新卒者等に対する就職支援）

第二の就職氷河期世代を作らないためにも、新卒応援ハローワーク等において、就職支援ナビゲーターによる担当者制の個別支援、各種セミナーを開催するとともに、大学・専修学校等との連携による学校への出張相談等、就職に向けたきめ細かな支援を引き続き行う。また、経済団体等に対し中長期的な視点に立った採用を行うよう必要に応じて要請を行うとともに、若者雇用促進法⁵⁸に基づく指針を踏まえ、少なくとも３年以内既卒者が新卒者の採用枠に応募できるよう改めて周知徹底するなどの取組を進める。

（職業的自立に向けての支援）

わかものハローワーク等において、フリーターに対して、就職支援ナビゲーターによる担当者制による個別支援を通じ、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫したきめ細かな支援を行う。また、若年者地域連携事業においても、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現を目指す。

さらに、非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等の支援として、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を行い、全国のリカレント教育のニーズに応え、円滑な就職・転職を促す取組を行う。

（非正規雇用対策の推進）

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ転換できるように推進するとともに、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策に取り組む。

（若者雇用促進法の施行による就職支援）

若者が、充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階でのミスマッチを解消していくことが重要である。そのため、青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした若者雇用促進法に基づき、新卒者の募集を行う企業が幅広く職場情報を提供する仕組みや、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業について認定する仕組み等の着実な実施を推進する。

（若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進）

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、

58 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

過重労働や賃金不払残業等若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、監督指導等を実施する。

（４）社会形成への参画支援

（社会形成に参画する態度を育む教育の推進）

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題等、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。

（ボランティア活動等による社会参画の推進）

ボランティア活動等を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

２ 困難を有する子供・若者やその家族の支援

（１）子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

（子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築）

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者への支援を重層的に行うための拠点（子ども・若者支援地域協議会）の地方公共団体における整備及び機能向上に資するよう、アドバイザーの派遣、優良事例の紹介、関係者への研修等の支援を行う。加えて、各地の当該協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）を推進し、全国的な共助体制を構築する。

さらに、年齢による切れ目なく適切な支援が提供されるよう、当該協議会と、児童福祉法⁵⁹に基づく要保護児童対策地域協議会やポスト青年期を過ぎた者を支援する機関・団体との連携を促進する。

（アウトリーチの充実）

困難を有する子供・若者やその家族に対しては、関係機関等の施設はもとより、住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要である。また、積極的なアウトリーチ（訪問支援）により、顕在化していない支援のニーズについても掘り起こしていくことが重要である。このため、アウトリーチ等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

（２）困難な状況ごとの取組

①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等（ひきこもりの支援）

都道府県及び指定都市に設置されているひきこもりの専門的な相談窓口であるひきこもり地域支援センターが、

精神保健福祉センター、保健所、自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、民間支援団体、医療機関等の関係機関と連携して相談・支援を行う。

また、より身近な場所でも対応できるよう、市町村におけるひきこもり支援体制の構築に向けて、ひきこもり相談窓口の明確化及び周知、地域における支援対象者の実態やニーズの把握、関係機関による市町村プラットフォームの設置を進め、アウトリーチを含めた相談支援や当事者個々に適した居場所づくりを進める。加えて、多様な関係機関の連携による寄り添った支援が実施されるよう、ひきこもり支援に従事する者の養成を進める。

（不登校の子供・若者の支援）

不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備、アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、公と民との連携による施設の設置・運営等教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実、自宅等でのICTの活用等多様な教育機会の確保等、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講ずる。

（ニート等の若者の支援）

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進する。

（高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援）

地域若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、効果的な支援を行う。

②障害等のある子供・若者の支援

（障害のある子供・若者の支援）

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進するとともに、特別支援学校等における児童生徒に向けて学校卒業後も見据えた生涯学習への意欲向上を図り、障害のある子供・若者が継続的に生涯学習活動やスポーツ活動、文化芸術活動を実施できる環境整備を推進する。

59 昭和22年法律第164号

さらに、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

（発達障害のある子供・若者の支援）

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、発達障害者支援センターを核とした地域支援体制の強化を推進する。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進する。

発達が気になる段階からの支援や、学校、障害児通所支援事業所等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害教育推進センター、発達障害情報・支援センター等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図る。

（障害者に対する就労支援等）

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した障害者就労支援チームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。あわせて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保する。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図る。

また、就労継続支援事業所等で働く障害のある人の賃金・工賃の向上を図るとともに、福祉施設から一般就労への移行促進を図る。

（障害者に対する文化芸術活動の支援）

障害者による文化芸術活動を支援する拠点の全国的整備や先導的な取組への支援等により、鑑賞や創造の機会の拡大、発表の機会の確保等を図り、障害者の文化芸術活動を推進する。

（慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援）

小児慢性特定疾病児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律⁶⁰に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援等、都道府県等が行う事業の促進を図る。

また、疾病児童等については移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して、その状況に応じた就労支援等を推進する。

小児がん患者等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備が求められており、多様な解決策が

ありうるが、どのような体制が、より望ましいのか、より実効性が高いのかについて、具体例を調査するなど検討を進める。

（AYA世代のがん患者の支援）

小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等に対しても、将来子供を出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図るとともに、その有効性・安全性のエビデンス創出に向けた研究を促進する。

また、AYA世代のがん患者にとって、更に重要となりうる就労やアピアランスケアを含む治療と生活等の両立を支援するために、適切な情報提供・相談支援がなされるよう体制整備や人材育成を促進する。

③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等（総合的取組）

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会等の活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

（非行防止、相談活動等）

少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進する。

また、民間ボランティアや地域住民、関係機関等との連携や非行情勢等の情報発信を通じて、社会全体として少年に対する理解を深め、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運の向上を図る。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的不良交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

（薬物乱用防止）

子供・若者による大麻等の薬物の乱用防止対策につい

60 平成26年法律第50号

ては、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化等、子供・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。

加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進等、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

（加害者に対するしよく罪指導と被害者等への配慮）

加害者に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害者のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者やその家族又は遺族の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者等への配慮に努める。

（施設内処遇を通じた取組等）

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査するとともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。また、地域における非行及び犯罪の防止に資するため、関係機関と連携しながら、情報の提供等子供・若者に対する必要な支援や地域社会の非行等の防止に取り組む。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・刑事施設において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や、通信制高等学校との連携により在院中から高等学校で学ぶ機会を提供するほか、退院者等からの相談制度を活用し、関係機関と連携しながら相談に対応していく等、出院後においても個々のニーズに合わせた支援を行う。

（社会内処遇を通じた取組等）

保護観察対象者に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのために必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

社会全体で非行から立ち直った子供・若者を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。

④子供の貧困問題への対応

（子供の貧困対策）

「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく。

（教育の支援）

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度等による高校生への就学支援、給付型奨学金や授業料減免等による大学生等への就学支援等、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の負担軽減に取り組む。また、厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な者に対しては返還を猶予するなど、返還者の負担軽減に取り組む。

また、教員定数加配措置等による学校教育における学力保障・進路支援やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置による教育相談体制の充実、将来の貧困を予防する観点からの高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートの実施、夜間中学校の設置促進等、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けた総合的な取組を推進する。

さらに、地域住民等が参画する放課後等の学習支援・体験活動等により地域と学校の連携・協働を推進するとともに、家庭教育支援の充実、自然体験活動等の実施により、地域の教育資源を活用した取組を推進する。

加えて、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子

供を対象に、生活困窮者自立支援法⁶¹に基づき、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、学校において、月経に関する指導を児童生徒の実態に応じて行うとともに、学校で生理用品を必要とする児童生徒への対応がなされるよう教育委員会等に対し促す。

（生活の支援）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、生活困窮者自立支援相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。

また、子供に対するしつけや教育等が十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進するとともに、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供を対象に、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。

学校給食については、家庭の経済状況にかかわらず、児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進を図っており、引き続き、学校給食の一層の普及・充実を推進する。また、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行う。

（保護者に対する就労の支援）

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援

に関する特別措置法⁶²の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

（住宅の支援）

特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯の居住の安定を確保するため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給、子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化の促進、子育て世帯を含む市場において自力で住宅を確保することが難しい者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進並びに居住支援協議会及び居住支援法人による居住の安定の確保に向けた取組への支援等を行う。

（経済的支援）

母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当及び公的年金制度による遺族年金を支給する。また、ひとり親家庭の最低限度の生活を保障するため、生活保護の母子加算の支給等により、必要な保護を行う。令和2年度児童扶養手当法改正による児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しについて、円滑な施行を図るとともに、養育費確保の実効性向上策を着実に実施する。

（調査研究等）

子供の貧困対策の推進に資するよう、実態等の把握・分析を行い、子供の貧困に関する指標の在り方の検討を含め、その成果の対策への活用を図るとともに、地方公共団体が地域の事情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう必要な情報提供に取り組む。

（官公民の連携した取組）

「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体による取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、都道府県のみならず市町村において、地域の実

61 平成25年法律第105号

62 平成24年法律第92号

情を踏まえた子供の貧困対策が、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ効果的に実施されるよう、適切な支援を行う。

⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援 (自殺対策)

日本は主要先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因の第1位が自殺となっており、また令和2(2020)年には小中高生の自殺者数が過去最高値となるなど、深刻な状況にある。このような状況を鑑み、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくり、SNS等を活用した相談体制の充実、SOSの出し方に関する教育等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。さらに、コロナ禍による諸問題が自殺者の増加に影響を与えている懸念があることを踏まえ、自殺を考えている方に対する対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、相談員等の養成及び質の確保、自殺防止対策の情報発信の強化を図る。

(ヤングケアラーに対する支援)

いわゆるヤングケアラーの問題に対応するため、家族の介護等を行っている子供の実態を調査し、課題について検討を進める。その結果等を踏まえ、関係機関の連携の下、必要な取組を推進する。

(父母の離婚等に伴う問題への対応等)

父母の離婚等により生ずる深刻な子の貧困問題に対応するため、離婚前後親支援を強化するとともに、不払い養育費・婚姻費用問題の速やかな解消を図る。離婚後の子の養育の在り方や未成年養子及び離婚に伴う財産分与に係る民事法制の見直しについては、子の最善の利益の観点から、法制審議会において検討を行い、離婚後の子供の安全・安心な環境と良質な監護を確保する。

(外国人材の受入れ・共生)

日本で生活する上で様々な困難に接している外国人の子供・若者やその家族を含め、日本に在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」⁶³の各施策を着実に推進する。

(外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等)

我が国に在留する外国人の子供が増加していることに鑑み、就学に課題を抱える外国人の子供が学習の機会を

逸することのないよう、就学状況等の把握や円滑な就学を目指した就学支援を行う。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導・生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな日本語指導等の充実を図る。

さらに、外国人の児童、生徒等を含む外国人等に対する地域の日本語教育環境の強化のための支援や、地域における日本語の学習機会を確保するための取組等への支援を行うとともに、子育てや就学に関する情報の多言語化を推進するなど、母語による子育てや母語・母文化の学びを尊重し、配慮する。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

(不当な偏見・差別の防止・解消)

性的指向・性自認(性同一性)や特定の疾患を理由とするものを含め、子供・若者等に対する不当な偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進するとともに、相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずる。

(3) 子供・若者の被害防止・保護

①児童虐待防止対策

(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応)

児童虐待の発生予防のため、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを積極的に行うことや、支援を要する妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁滅するよう努める。

また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」⁶⁴を受け、平成30(2018)年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」に基づき、児童相談所及び市町村の体制強化を図る。なお、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や、自治体の増員状況等を踏まえ、児童福祉司に関する新プランの目標について、1年前倒しを行い、令和3(2021)年度に約5,260人の体制となることを目指す。

63 平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

64 平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定

（社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり）

虐待を受けた子供等社会的養護が必要な子供をより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等や里親・小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託の推進を図る。

また、児童養護施設に入所していた子供等に対して、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する。さらに、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

加えて、子供の家庭復帰支援のため、より効果的な保護者指導を行うことができるよう、その実施を担う専門人材の養成等に取り組む。

②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

（子供・若者の福祉を害する犯罪対策）

児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害に係る対策については、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」⁶⁵、「第5次男女共同参画基本計画」⁶⁶に基づき、関係府省庁が緊密な連携を図りながら政府全体で対策を実施する。

特に、近年、増加傾向にあるSNSに起因する子供の犯罪被害を防止するため、保護者に対する啓発活動、児童・生徒に対する情報モラル教育、事業者による自発的な被害防止対策への支援を推進するとともにSNSに起因する事犯の取締りを強化する。

また、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。

（犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応）

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。

3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

（1）グローバル社会で活躍する人材の育成

（自国の伝統・文化への理解促進等）

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育む。

（外国語教育の推進）

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校における早期化・教科化や中・高等学校における高度化等、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図る。

（海外留学と留学生受入の推進等）

民間とも協力し、意欲と能力のある若者全員に海外への留学機会を付与するための支援を充実させる。また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するため、留学の動機付けから大学等での受入れ、就職等卒業後の進路に至るまでの受入れ環境の充実を図る。

グローバル化に対応した大学の体制強化と教育の質の保証に向けた取組を支援する。また、高校段階では、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業等のリーディング・プロジェクトの推進を通じて、イノベティブなグローバル人材を育成するための高校教育改革と高大接続改革を推進する。

（海外子女教育の充実）

在外教育施設への教員派遣の拡充等、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成する。

（オリンピック・パラリンピック教育の推進）

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する市民フォーラムの開催やパラリンピック競技体験等を通じた共生社会への理解促進等を行うオリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成する。

（大阪・関西万博を契機とした学習機会の提供）

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催される大阪・関西万博を契機として、子供・若者に対し、SDGsや地域・社会の課題を学ぶ機会や、自らの才能を世界に向けて発信する機会を提供する。

65 平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定

66 令和2年12月25日閣議決定

IIの第5分野の3として「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」について規定

（ESDの推進）

未来を担う若者がグローバルな課題の解決に貢献する人材として成長・活躍できるよう、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育であり、ユネスコ（UNESCO：国際連合教育科学文化機関）が中心となり取り組まれているESDを推進する。具体的には、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置づけ、ユネスコスクール全国大会の開催等を通して持続可能な社会の創り手を育成する。

（国際交流活動）

若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

（2）イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

（理数系教育・STEAM教育等の推進）

生徒の科学技術、理科・数学への関心を更に高め、その個性や能力を一層伸ばしていくことを目指し、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールを推進するとともに、突出した意欲・能力を有する児童・生徒の能力を大きく伸ばし、「出る杭」を伸ばすため、大学・民間団体等が実施する合同合宿・研究発表会等学校外での学びの機会や、国際科学コンテストの支援等国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。さらに、文理の枠を超え、STEAM教育等、教科等横断的な学習を推進し、探究力を育成する。

（若手研究者の支援）

意欲と能力のある学生が大学院に進学し、我が国の将来を担う研究者として活躍できるよう、博士課程の学生及び博士課程修了者等に対する経済的支援や研究費の獲得の機会を保証するとともに、自らの研究活動に専念することができる環境整備や産業界も含めた多様なキャリアパスの開拓といった取組を支援する。

（特定分野に特異な才能のある子供・若者の応援）

大学や研究機関等の社会の多様な人材・リソースを活用することで、最先端のアカデミックな知見を用いた特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導に係る実証的な研究開発を推進する。また、大学において、特定の分野で特に優れた資質を有する学生に早期から更に高い水準の教育を受ける機会を提供するとともに、日本

を牽引していく人材を養成するカリキュラムを構築・普及する。

情報通信分野においては、人工知能には予想もつかないような破壊的な地球規模の価値創造を生み出すため、大いなる可能性のある奇想天外で野心的な課題への挑戦とその地球展開を支援する「異能vationプログラム」を実施するとともに、官・民・地域・グローバルで連携した「異能vationネットワーク」により、地域において日常的に「出る杭」を支援する。

さらに、情報通信技術を駆使してイノベーションを創出することのできる独創的な人材を「未踏事業」を通じて発掘・育成するとともに、自らプログラミングを学ぶ若者を大臣賞の交付等により応援する。また、若年層を対象に情報セキュリティに関する高度な技術教育と倫理教育を実施する「セキュリティ・キャンプ」を通じ、次代を担う情報セキュリティ人材を発掘・育成する。

（アントレプレナーシップ教育の推進）

大学等においてアントレプレナーシップや起業に係る実践的な能力等を有する人材の育成を推進していくため、外部講師等も活用した実践的なアントレプレナーシップ教育を受講できる環境の整備に資する取組や、アントレプレナーシップ教育を受講する学生の裾野拡大に資する取組への支援を行う。

（起業支援）

35歳未満で新規開業しておおむね7年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援する。

（3）地域づくりで活躍する若者の応援

（若者の地方への移住の推進）

若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきている傾向を的確に捉え、地方移住の動きを後押しすることが必要である。このため、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組について地方創生推進交付金を活用して支援する。あわせて、移住希望者と地方の中小企業等とのマッチングや、当該中小企業等への就業に伴う移住への支援を行う地方公共団体の取組についても支援する。

（若者による地域づくりの推進）

地方大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業への就職という流れを更に促進し、地方への若者の定着を図るため、地域の中核的産業を振興し、これを担う専門人材を育成するなど、魅力ある学びの場を作ることが重要であることから、地方大学における地方公共団体や産業界のニーズに応じた特色ある取組や改

革を促すとともに、高等専門学校、専修学校等において、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化する。

また、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」については、短期間（2週間から3か月程度）、当該活動に従事する「地域おこし協力隊インターン」を含めて推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりの充実を図る。

（４）国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

（次世代競技者の育成）

各競技における国内外強化合宿の実施や有望な選手等の海外派遣等、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化等の取組を戦略的に実施する。

（新進芸術家等の育成）

才能豊かな新進芸術家等を対象として、公演出演や展覧会出展等の機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修を実施することを通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

（５）社会貢献活動等に対する応援

（内閣総理大臣表彰）

子供・若者の社会貢献に対する内閣総理大臣表彰等について、活動事例を広く周知するとともに、受賞者間の相互交流を図り、更なる活躍を応援する。また、子供・若者の社会参画・社会貢献活動の支援等、子供・若者の育成支援に積極的に取り組む地方公共団体等も賞の対象とするなどの充実を図る。

４ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

（１）家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

①保護者等への積極的な支援

（家庭教育支援）

地域において、子供たちの健やかな育ちを支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。

（社会的養護の体制整備）

家庭と同様の環境における養育の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。

あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担を軽減する。

②「チームとしての学校」と地域との連携・協働

（学校と地域が連携・協働する体制の構築）

複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメントを強化し、学校において教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する「チームとしての学校」としての体制を整備するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と地域が連携・協働して学校づくり・地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を進める体制を構築する。

③地域全体で子供を育む環境づくり

（新・放課後子ども総合プランの推進）

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、地域住民等の参画を得て多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブについて、令和5（2023）年度末までに約30万人分（約122万人から約152万人分）の受け皿を整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち小学校区内で一体型として1万か所以上で実施することを目指す。

（放課後等の活動の支援）

地域における小学生・中学生・高校生世代の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供する。

また、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進する。

（地域で展開される多様な活動の推進）

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開されるESDの視点を踏まえた活動、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

（体験・交流活動、外遊び等の場の整備）

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実に推進するとともに、自然公園、河川や海岸等の水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化や道路の無電柱化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

（子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり）

学校や通学路等の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。

また、自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全する砂防堰堤等の土砂災害防止施設の重点的な整備や、土砂災害防止法⁶⁷に基づき市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達等に関する事項を定めるなどのソフト対策等を推進する。

（２）子育て支援等の充実

（子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組）

平成27（2015）年4月に施行された子ども・子育て支援新制度を着実に実施・運用することにより、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に財源を確保する。

さらに、社会全体で子育てを支えるため、子供の事故の検証・動向の分析を踏まえつつ、関係機関の連携を進めるとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。

（３）子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律⁶⁸及び同法により定める「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」⁶⁹に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間

団体等の取組の支援等を強化する。

特に、SNSに起因する子供・若者の被害事犯の増加等を踏まえた同法及び同基本計画によるフィルタリング利用率の向上の取組や、フィルタリングの促進だけでは防ぎきれない被害の存在、インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化の進展等を踏まえたペアレンタルコントロールによる対応を推進する。

（依存症等への対応）

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症等の理解を深めるための啓発講座等の開催、啓発資料の作成・配布等を行う。

（性風俗関連特殊営業の取締り等）

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行う。

（酒類、たばこの20歳未満の者に対する販売等の禁止）

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請するなど、関係業界への働き掛けを行う。法令違反については、所要の捜査及び適正な処分を行う。

（成年年齢引下げへの対応）

成年年齢引下げの円滑な実施と定着に向け、関係行政機関の連携により、ホームページやインターネット等多様な媒体を活用した広報・啓発、消費者教育、消費者保護、消費生活相談窓口の周知等の取組を推進する。

（４）多様で柔軟な働き方の推進

（ワーク・ライフ・バランスの推進）

働く人々の健康が保持され、保護者や若者が家族・友人等との充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備等の促進・支援策に積極的に取り組む。

（テレワークの推進）

時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応等の各種支援策を推進する。

（５）子供・若者育成支援への投資の促進

（SDGsの観点からの投資促進）

一人の子供・若者をも取り残すことなく、その育成支援に取り組むことは、「誰一人取り残さない」ことをう

67 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

68 平成20年法律第79号

69 子ども・若者育成支援推進本部決定

たったSDGsの達成に向けた取組そのものであり、次代の社会を担う子供・若者への投資は、SDGsへの投資に他ならない。このような観点から、子供・若者育成支援に向けた機運を高め、官民挙げた取組・投資を促進する。

(休眠預金の活用による子供・若者への支援)

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律⁷⁰に基づく「休眠預金等活用制度」については、「子ども及び若者への支援」が休眠預金を活用する3分野の一つに掲げられており、既に多くのNPO等の民間団体等が助成を受け始めている。本制度は、民間の団体が、民間の団体を公募して活動を支援することを特徴としている。本制度の円滑な運用に向けて、一層の環境整備や積極的な広報を行う。

子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

(1) 新たな担い手の確保

(データ共有による新たな担い手の確保)

子供・若者の状況等に関する各種指標を分かりやすく整理した「子供・若者インデックスボード」を作成・公開し、社会全体で共有する。これにより、家庭、学校、地域、行政、企業、NPO、研究機関等、各ステークホルダーによるそれぞれの得意分野や知見等を活かした取組や、それぞれの連携・協働を促進しつつ、現役世代を含め、新たな担い手の確保を図る。

(2) 地域における多様な担い手の養成・支援

(民間協力者の確保)

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させる。

ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組む。

子供や若者の体験活動を育む体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進する。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進める。

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの導入や、地域においてリーダー的な役割を果たす若者に対する研修等により、相談・支援（ピアサポート）を充実させる。

また、非行等の問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行

うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。

(3) 専門性の高い人材の養成・確保・支援

(分野横断的な支援人材)

子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において、社会参加活動への支援を含め、子供・若者支援をコーディネートする人材を養成するための研修を実施する。

また、複合的な困難や課題を有する子供・若者の支援に必要となる、分野横断的な知識・技能を有する支援人材を養成するため、子供・若者を対象とする相談業務に従事する職員に対し、当該業務の経験年数等に応じた研修を実施する。

さらに、これらの研修修了者をネットワーク化し、共助によるスキルアップ等を全国レベルで推進する。

(教師の資質能力の向上)

教師が教職生涯にわたってその資質能力を向上させていく効果的な仕組みを構築するため、養成、採用、研修を通じた改革を推進し、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保する。

(学校における相談体制の整備)

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用等相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進するとともに、学校医等と連携した健康相談の実施を引き続き推進する。(再掲)

(医療・保健関係専門職)

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行う。

(児童福祉に関する専門職)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受け、平成30(2018)年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上等児童相談所の相談対応体制の強化を図る。

(思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行う。

矯正施設の心理関係専門職に対する各種研修を充実させ、専門性の向上を図る。

70 平成28年法律第101号

（少年補導や非行少年の処遇に関する専門職）

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図る。

（４）情報通信技術を活用した担い手の支援**（チャイルド・ユース・テックの推進）**

子供・若者の安心・安全の確保や心身の健康の維持・増進等、子供・若者育成支援におけるAI等のデジタル技術やデータの活用（Child-Youth Tech：チャイルド・ユース・テック）について、先進事例の紹介や表彰等により推進し、テクノロジーで担い手をアシストする。

（オンラインによる研修等）

担い手が限られがちな地域における人材の養成・スキルアップ等に資するため、ウェブ会議等オンラインによる研修・会議、助言等の充実を図る。

第一章 総則**（目的）**

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策**（子どもの貧困対策に関する大綱）**

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
 - 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議**(設置及び所掌事務等)**

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年六月一九日法律第四一号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

（新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成30年11月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計6回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗し

たこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「本大綱」という。）を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

（1）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものと

して、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得ら

れた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮ら

しの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

（４）経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

（５）子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

（６）今後５年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後５年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第２項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後５年間ににおいて政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第３ 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

第４ 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

１ 教育の支援

（１）幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 （幼児教育・保育の無償化）

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

（幼児教育・保育の質の向上）

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

（２）地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォーム

ムとしての学校指導・運営体制の構築

(スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。(再掲)

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。

加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

(高校中退の予防のための取組)

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

(高校中退後の支援)

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の修学支援)

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

(5) 特に配慮を要する子供への支援

(児童養護施設等の子供への学習・進学支援)

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高

校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（外国人児童生徒等への支援）

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

（６）教育費負担の軽減

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

（高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

（生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

（ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

（７）地域における学習支援等

（地域学校協働活動における学習支援等）

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によ

るものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

（生活困窮世帯等への学習支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

（８）その他の教育支援

（学生支援ネットワークの構築）

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

（夜間中学の設置促進・充実）

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

（学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保）

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

（多様な体験活動の機会の提供）

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国

に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

２ 生活の安定に資するための支援

（１）親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 （妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和２年度末までに全国展開を目指す。

（特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援）

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なＮＰＯ等との連携によるアウトリーチや、ＳＮＳを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から

出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

（２）保護者の生活支援

（保護者の自立支援）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

（保育等の確保）

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和２年度末までに待機児童解消を図り女性就業率８割に対応できるよう、約３２万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

（保護者の育児負担の軽減）

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾

病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

（３）子供の生活支援

（生活困窮世帯等の子供への生活支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。（再掲）

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

（社会的養育が必要な子供への生活支援）

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成２８年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

（食育の推進に関する支援）

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子２１（第２次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・

発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

(4) 子供の就労支援

(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。(再掲)

(児童福祉施設入所児童等への就労支援)

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

(子供の社会的自立の確立のための支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

(5) 住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

(家庭への復帰支援)

施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

(退所等後の相談支援)

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

(7) 支援体制の強化

(児童家庭支援センターの相談機能の強化)

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

（社会的養護の体制整備）

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

（市町村等の体制強化）

市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

（ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進）

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

（生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進）

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。

（相談職員の資質向上）

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）

を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

（1）職業生活の安定と向上のための支援

（所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現）

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

（2）ひとり親に対する就労支援

（ひとり親家庭の親への就労支援）

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

（ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立）

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子

供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。(再掲)

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていく。

(企業表彰)

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 (就労機会の確保)

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

(親の学び直しの支援)

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

(非正規雇用から正規雇用への転換)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

4 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成28年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年11月からの支払回数3回から年6回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

(養育費の確保の推進)

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めに促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めにについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

(教育費負担の軽減)

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。(再掲)

第5 子供の貧困に関する調査研究等

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等

に関する情報収集を引き続き実施する。

2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究

子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策

についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

子供の貧困に関する指標（別添）

指標		直近値	算出方法
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率		93.7% (平成30年 4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程 及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生総数のうち、 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等 部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入 学した者の数の占める割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率		4.1% (平成30年 4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部 及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年 3月までに中退した者の数を除したもの (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率		36.0% (平成30年 4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等 部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一 般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 のうち、大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般 課程）又は各種学校への進学した者の割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の 子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年 5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度 の翌年度（5月時点）に高等学校、中等教育学校後期課程、 特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学 校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占 める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等 卒業後	30.8% (平成30年 5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等 部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の 数のうち、大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進 級した者）、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設へ の進学している者の数の占める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年 11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育 先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されて いる者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の 子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年 11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又 は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	高等学校等 卒業後	58.5% (平成28年 11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、 専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度 中に高等学校を中退した者の割合 (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

指標		直近値	算出方法
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金、授業料等減免）を当該年度において利用した者の数 (注) 高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 (出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)

指標		直近値	算出方法
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成 29 年)	ひとり親世帯のうち、過去 1 年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合 ^(※) (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）) (※) 食料が買えない経験（よくあった 6.7%、ときどきあった 11.8%、まれにあった 16.4%） 衣服が買えない経験（よくあった 10.0%、ときどきあった 10.5%、まれにあった 19.2%）
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 10.9% (平成 29 年)	子供がある世帯のうち、過去 1 年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合 ^(※) (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）) (※) 食料が買えない経験（よくあった 2.5%、ときどきあった 5.1%、まれにあった 9.2%） 衣服が買えない経験（よくあった 3.0%、ときどきあった 5.6%、まれにあった 12.3%）
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時の お金の援助 25.9% (平成 29 年)	ひとり親世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時の お金の援助 20.4% (平成 29 年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	80.8% (平成 27 年)	母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
	父子家庭	88.1% (平成 27 年)	父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子家庭	44.4% (平成 27 年)	就業している母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)
	父子家庭	69.4% (平成 27 年)	就業している父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)

指標		直近値	算出方法
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成 27 年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17 歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成 26 年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17 歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成 27 年)	貧困線に満たない大人一人（18 歳以上 65 歳未満）と子供（17 歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成 26 年)	貧困線に満たない大人一人（18 歳以上）と子供（17 歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち 養育費についての 取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で 養育費を 受け取っていない 子供の割合	母子世帯	69.8% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)
	父子世帯	90.2% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)

第一章 総則**（目的）**

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に

応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなけれ

ばならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計

画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属せられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

語句説明

【各種法令による子ども・若者の呼称等と年齢区分】

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者。ただし、特定少年（18歳以上の少年）については、保護事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。
刑法	刑事责任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男18歳、女18歳
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない。（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針（令和3年厚生労働省告示114号）において規定。）
公職選挙法	子供	幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者

法律の名称	呼称等	年齢区分
道路交通法	普通二輪免許、 小型特殊免許及び 原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の 推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
二十歳未満ノ者ノ 喫煙ノ禁止ニ関スル法律	未成年者	20歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ 飲酒ノ禁止ニ関スル法律	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る 行為等の規制及び処罰並びに 児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業 を利用して児童を誘引する 行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
青少年が安全に安心して インターネットを利用できる 環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者

(参考)

児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者
-------------	-----	---------

(内閣府「令和4年版子ども・若者白書」)

委員名簿と審議経過

品川区青少年問題協議会委員名簿

令和5年2月現在【敬称略】

選出区分	氏名	所属等
会長	森澤 恭子	区長
副会長	和氣 正典	副区長
区議会議員	鈴木 博	区議会議員
	新妻 さえ子	
	鈴木 ひろ子	
	須貝 行宏	
	せお 麻里	
教育委員会の教育長	中島 豊	教育長
学識経験者	佐藤 裕行	学校法人香蘭女学校理事長
	岸 弥生	女性・青年代表
	石原 美紀	女性・青年代表
	小林 裕治	青少年委員
	金井 武志	スポーツ推進委員
	松尾 和英	保護司会
	飯田 春世	民生委員協議会
	川角 百合子	主任児童委員
	金子 正秀	町会連合会
	島 敏生	商店街連合会
	小金 隆二	東京青年会議所品川区委員会
	大倉 徹	区立中学校PTA連合会
	岩間 直樹	区立小学校PTA連合会
	市川 信之助	品川第一地区委員会
	海津 雅明	品川第二地区委員会
	近野 千力子	大崎第一地区委員会
	根岸 輝行	大崎第二地区委員会
	渡部 雅行	大井第一地区委員会
	力丸 久子	大井第二地区委員会
	稲葉 勉	大井第三地区委員会
	満山 りう子	荏原第一地区委員会
	伊藤 允彦	荏原第二地区委員会

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	池田 智加子	荏原第三地区委員会
	谷川 寛	荏原第四地区委員会
	平林 繁雄	荏原第五地区委員会
	山口 秀幸	八潮地区委員会
	河津 英彦	子ども・子育て会議（会長）
関係行政庁の職員	高橋 健二	品川警察署長
	高津 智彦	大崎警察署長
	小松 秀樹	大井警察署長
	樋口 禎良	荏原警察署長
	黛 和範	警視庁大森少年センター所長
	園尾 まゆみ	東京品川児童相談所長
	赤尾 浪広	品川公共職業安定所長
	前畑 光男	都立高等学校長代表（大崎高等学校）
	藤森 克彦	区立中学校長代表（大崎中学校）
	菊地 信江	区立小学校長代表（大井第一小学校）
区に勤務する職員	久保田 善行	企画部長
	伊崎 みゆき	地域振興部長
	山崎 修二	文化スポーツ振興部長
	柏原 敦	子ども未来部長
	今井 裕美	福祉部長
	福内 恵子	健康推進部長
	米田 博	教育委員会事務局教育次長

品川区青少年問題協議会専門委員会

令和4年6月～令和5年1月【敬称略】

No.	役職	氏名	区分
1	委員長	河津 英彦	子ども・子育て会議会長
2	副委員長	柏原 敦	子ども未来部長
3	委員	小林 裕治	青少年委員会会長
4	委員	坂上 好枝	主任児童委員（※令和4年12月まで）
5	委員	岩間 直樹	区立小学校PTA連合会会長
6	委員	大倉 徹	区立中学校PTA連合会会長
7	委員	平林 繁雄	青少年対策地区委員会代表
8	委員	藤森 克彦	区立小学校長代表
9	委員	菊地 信江	区立中学校長代表
10	委員	前畑 光男	都立高等学校長代表
11	委員	伊崎 みゆき	地域振興部長
12	委員	今井 裕美	福祉部長
13	委員	米田 博	教育次長
14	その他	萩原 建次郎	検討部会（様々な体験活動の充実）部会長（駒澤大学教授）
15	その他	廣田 富美恵	検討部会（生きづらさをもつ子ども・若者への支援）部会長（子ども育成課長）
16	その他	吉田 正幸	検討部会（環境格差への対応、均等な教育機会の確保）部会長（子ども・子育て会議副会長）
17	その他	大串 史和	社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局長（エールしながわ）
18	その他	中塚 史行	一般社団法人子ども若者応援ネットワーク品川代表理事（子ども若者応援フリースペース）

品川区青少年問題協議会検討部会（様々な体験活動の充実）

令和4年7月～令和4年8月【敬称略】

No.	属性	氏名	区分
1	部会長	萩原 建次郎	駒澤大学教授
2	検討委員	岸 弥生	女性・青年代表
3	検討委員	小林 裕治	青少年委員会会長
4	検討委員	平林 繁雄	青少年対策地区委員会代表
5	検討委員	有馬 成美	青少年委員OB会代表
6	検討委員	永田 翔	区内在住・在学・在勤の若者
7	検討委員	和田 桃花	区内在住・在学・在勤の若者
8	検討委員	川島 淳成	地域活動課長
9	検討委員	廣田 富美恵	子ども育成課長

品川区青少年問題協議会検討部会（生きづらさをもつ子ども・若者への支援）

令和4年7月～令和4年8月【敬称略】

No.	属性	氏名	区分
1	部会長	廣田 富美恵	子ども育成課長
2	検討委員	伊藤 智紀	エールしながわ
3	検討委員	中塚 史行	子ども若者応援フリースペース
4	検討委員	西山 太郎	ファミリー西品川学習支援事業
5	検討委員	遠藤 孝一	商業・ものづくり課長
6	検討委員	矢部 洋一	教育総合支援センター長
7	検討委員	矢木 すみを	大井保健センター所長

品川区青少年問題協議会検討部会（環境格差への対応、均等な教育機会の確保）

令和4年5月～令和4年8月【敬称略】

No.	属性	氏名	区分
1	部会長	吉田 正幸	子ども・子育て会議副会長
2	検討委員	廣田 富美恵	子ども育成課長
3	検討委員	染谷 洋紀	子ども家庭支援センター長
4	検討委員	飛田 則文	子育て応援課長
5	検討委員	勝亦 隆一	学務課長
6	検討委員	中谷 愛	指導課長
7	検討委員	矢部 洋一	教育総合支援センター長
8	検討委員	寺嶋 清	福祉計画課長
9	検討委員	櫻木 太郎	生活福祉課長
10	検討委員	松山 香里	障害者支援課長
11	検討委員	三ッ橋 悦子	社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長

品川区における青少年指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図るため、品川区青少年問題協議会を設置しています。

本計画の策定にあたり、令和4年2月4日（金）に開催の第2回品川区青少年問題協議会にて、計画策定における専門委員会を設置することとし、令和4年度に審議を重ねてきました。

計画策定にあたっては、令和4年11月11日（金）から12月9日（金）までの意見募集を経て、令和5年2月1日（水）に開催の第1回品川区青少年問題協議会にて決定し、令和5年3月に本計画を策定しました。

「品川区子ども・若者計画」の策定経過

時期	内容
令和4年2月	第2回品川区青少年問題協議会（2/4） ・第2期品川区子ども・若者計画専門委員会の設置について
令和4年5月	第1回「環境格差への対応・均等な教育機会の確保」検討部会（5/31） ・委員それぞれの立場から見た、子ども・若者を取り巻く環境変化
令和4年6月	第1回品川区青少年問題協議会専門委員会（6/7） ・専門委員会と検討部会の役割について ・専門委員による意見交換
令和4年7月	第1回「様々な体験活動の充実」検討部会（7/12） 「生きづらさをもつ子ども・若者への支援」検討部会（7/14） ・委員それぞれの立場から見た、子ども・若者を取り巻く環境変化
令和4年8月	第2回「環境格差への対応・均等な教育機会の確保」検討部会（8/8） 「様々な体験活動の充実」検討部会（8/9） 「生きづらさをもつ子ども・若者への支援」検討部会（8/10） ・専門委員会への提言（まとめ）
平成4年9月	第2回品川区青少年問題協議会専門委員会（9/6） ・各検討部会における部会長からの提言 ・素案(案)の確認 ・専門委員による意見交換
令和4年11月	パブリックコメント（11/11～12/9）
平成5年1月	第3回品川区青少年問題協議会専門委員会（1/17） ・素案の確認
平成5年2月	第1回品川区青少年問題協議会（2/1）

第2期品川区子ども・若者計画

発行年月 令和5年4月

発 行 品川区

編 集 品川区子ども未来部子ども育成課
〒140-8715 品川区広町2-1-36
電話03-3777-1111